

城里町予算・決算常任委員会会議録

日時 令和8年4月16日（木）

午前 9時57分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員（11名）

委員長 猿田正純君
杉山清君
三村孝信君
綿引静男君
田口優子君
阿久津秀文君

副委員長 加藤木直君
関誠一郎君
藤咲芙美子君
篠田かつ子君
高萩和彦君

欠席委員（なし）

地方自治法105条の規定により出席した者（1名）

議長 片岡藏之君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長
まちづくり戦略課内
道の駅推進室長
総務課長
財務課参事兼課長補佐
町民課長
税務課長
国保年金課長
長寿応援課長
健康福祉課長
会計課長
議会事務局長

園部繁
園部秀喜
大津好男
海野公明
羽部理恵
佐藤宰
所克実
谷津靖子
阿良山桂一
野口出
興野友宣

説明補助のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長補佐	飯 塚 博 一
まちづくり戦略課 主 査 兼 係 長	小 林 倫 哉
まちづくり戦略課 主 査 兼 係 長	君 嶋 直 樹
総 務 課 長 補 佐	塩 澤 友 則
財 務 課 主 査 兼 係 長	古 滝 寿 善
財 務 課 係 長	青 田 崇 志
町 民 課 長 補 佐	川 又 美 紀
町 民 課 長 補 佐	瀧 田 真 史
環 境 セ ン タ ー 所 長	渡 邊 博 之
税 務 課 長 補 佐	松 崎 英 明
国 保 年 金 課 長 補 佐	佐 藤 正 博
長 寿 応 援 課 長 補 佐	中 里 智 美
長 寿 応 援 課 長 補 佐	貝 藤 正 幸
長 寿 応 援 課 主 査 兼 係 長	稲 川 弘 美
健 康 福 祉 課 長 補 佐	木 村 和 恵
健 康 福 祉 課 長 補 佐	川 村 英 治
健 康 福 祉 課 主 査 兼 係 長	宮 下 久 佐 子
健 康 福 祉 課 主 査 兼 係 長	大 津 朋 香
健 康 福 祉 課 主 任 保 健 師	川 崎 仁 美

職務のため出席した者の職氏名

主 任 書 記	山 口 成 治
書 記	鷺 翔 瑛

予算・決算常任委員会次第

- 1 開 会
- 2 予算・決算常任委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 審議事項

(1) 令和8年4月16日(木)

- ①議案第 3 3 号 令和 8 年度城里町一般会計予算について
《歳入》総務民生常任委員会所管分
《歳出》総務民生常任委員会所管分
- ②議案第 3 4 号 令和 8 年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- ③議案第 3 5 号 令和 8 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- ④議案第 3 6 号 令和 8 年度城里町介護保険特別会計予算について
- ⑤その他

(2) 令和 8 年 4 月 1 7 日 (金)

- ①議案第 3 3 号 令和 8 年度城里町一般会計予算について
《歳入》教育産業常任委員会所管分
《歳出》教育産業常任委員会所管分
- ②議案第 3 7 号 令和 8 年度城里町水道事業会計予算について
- ③議案第 3 8 号 令和 8 年度城里町下水道事業会計予算について
- ④その他

5 閉 会

午前 9時57分開会

開 会

○議会事務局長（興野友宣君） 大変お疲れさまでございます。

予算・決算常任委員会を開催するに当たりまして、猿田委員長よりご挨拶を申し上げます。

予算・決算常任委員長挨拶

○委員長（猿田正純君） 委員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

本委員会は令和8年度当初予算について審議をするものであります。

慎重なる審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、挨拶といたします。この後、すみません、着座 進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

議長挨拶

○議会事務局長（興野友宣君） 本日、片岡議長が出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。

○議長（片岡藏之君） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務民生常任委員会所管分の予算の審議ということで、猿田委員長の下、皆さん、慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（興野友宣君） ありがとうございます。

ここからの進行は猿田委員長にお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願いいたします。

審議事項

○委員長（猿田正純君） それでは、会議に入ります。

本日は、令和8年度当初予算の総務民生常任委員会所管分について審議をお願いいたします。

まず、（１）の①議案第33号 令和8年度城里町一般会計予算の歳入、総務民生常任委

員会所管分についてを議題といたします。

説明は、予算書の主要な項目について、財務課から歳入の説明をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

財務課長補佐、海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） それでは、令和８年度城里町一般会計予算、歳入についてご説明いたします。

全協のときは議決を要する部分として、予算書の２ページの款と項の金額が載っているページ、歳入歳出予算を見ていただき、説明させていただきましたが、歳入も23款ございますので、同じ内容を説明するのでも、事項別明細書、款、項、目、節などのページで説明すると分かりやすいと思いますので、９ページから説明させていただきます。９ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、１、総括の歳入です。

１款町税から23款町債までの歳入の合計は111億3,800万円でございます。前年度予算との比較は21億5,100万円の減となっております。減額となった主な要因は、令和７年度の道の駅移転整備事業に係る財源として計上していた16款国庫支出金や23款町債の減によるものです。

11ページをご覧ください。

歳入の項の部分、説明していきます。

１款町税、１項町民税８億6,747万8,000円ありますが、個人法人町民税の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

２項固定資産税９億9,868万4,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分及び国有資産等所在市町村交付金の現年課税分を見込んでおります。

３項軽自動車税9,334万3,000円ありますが、現年課税分、滞納繰越分と環境性能割の現年課税分を見込んでおります。

なお、国の令和８年度の税制改正法が３月31日に可決、成立されましたので、軽自動車税の環境性能割が廃止されました。その税制措置としては、令和８年度分は地方特例交付金で全額を補填することとなりました。この交付金交付決定通知がありましたら、また年度内に予算の補正をいたします。

続いて、４項町たばこ税１億2,779万2,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。

12ページになります。

５項入湯税2,340万2,000円ありますが、現年課税分を見込んでおります。

２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税3,460万円ありますが、ガソリンに係る税の一部で市町村に譲与される額を見込んでおります。

なお、租税特別措置法でガソリンの暫定税率が廃止されて、地方揮発油税も減少す

ることとなります。よって、譲与される額も減少となりますが、減収措置としては、地方特例交付金で全額を補填することとなりますので、こちらも交付決定通知が来ましたら、予算の補正をいたします。

2 項自動車重量譲与税 1 億660万円ではありますが、重量税に係る国税の一部で、市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 項森林環境譲与税1,494万円ではありますが、森林環境譲与税、国税を財源に森林整備等に必要な財源として市町村に譲与される額を見込んでおります。

3 款 1 項利子割交付金473万7,000円ではありますが、預金額の利子に課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

4 款 1 項配当割交付金1,660万円ではありますが、上場株式等の配当額に課税される県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金2,060万円ではありますが、株式等の譲渡益に対する県税の一部で、市町村に交付される額を見込んでおります。

6 款 1 項法人事業税交付金2,950万円ではありますが、法人事業税の一部を県が市町村に対し交付する額を見込んでおります。

13ページになります。

7 款 1 項地方消費税交付金 4 億4,550万円ではありますが、消費税の一部を財源として県から市町村に交付される額を見込んでおります。

8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金5,690万円ではありますが、県が徴収したゴルフ場利用税の一部を所在市町村に交付される額を見込んでおります。

9 款 1 項環境性能割交付金1,740万円ではありますが、県が徴収した自動車税、環境性能割収入額の一部で、所在市町村に交付される額を見込んでおります。

なお、こちらの自動車税の環境性能割も廃止となったため、その財政措置としては地方特例交付金で補填されることとなります。交付金交付決定通知がありましたら、予算の補正をいたします。

続いて、10款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金94万1,000円ではありますが、七会地区の自衛隊施設爆破訓練場の固定資産税に相当する額を見込んでおります。

11款 1 項地方特例交付金1,180万円ではありますが、国の減税措置に伴う地方税の減収分として補填される額を見込んでおります。

2 項新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特例交付金16万円ではありますが、固定資産税の軽減措置に伴う地方税の減収分の一部として補填される額を見込んでおります。

14ページになります。

12款 1 項地方交付税40億7,000万円ではありますが、標準的な行政を行うために一定の基準により交付されます普通交付税39億2,000万円、特別交付税 1 億5,000万円を見込んでおります。

13款 1 項交通安全対策特別交付金170万円ではありますが、道路交通法に定める反則金を原資に道路交通安全施設経費への充当財源として交付される額を見込んでおります。

14款 分担金及び負担金、1 項負担金530万4,000円ではありますが、民生費負担金で高齢者福祉負担金、保育料負担金等を見込んでおります。

15款 使用料及び手数料、1 項使用料8,199万円ではありますが、主なものは、総務使用料の光ファイバー芯線使用料、土木使用料の町営住宅使用料等を見込んでおります。

2 項手数料5,763万2,000円ではありますが、主なものは、ごみ処理手数料の衛生手数料、戸籍謄抄本手数料等の総務手数料等を見込んでおります。

16ページにまたがりまして、16款 1 項国庫負担金 7 億8,911万7,000円ではありますが、民生費国庫負担金で、主なものは、児童福祉負担金の施設型給付費負担金や児童手当負担金、障害者福祉費負担金の自立支援給付費負担金、上のほうにあります、また、国民健康保険事業負担金等を見込んでおります。

2 項国庫補助金 2 億3,461万8,000円になりますが、主なものは、民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、土木費国庫補助金の道路メンテナンス事業補助金及び社会資本整備総合交付金等を見込んでおります。

下段のほうになりまして、3 項委託費455万9,000円ではありますが、主なものは、民生費委託金で国民年金事務委託金等を見込んでおります。

18ページになります。

17款 県支出金、1 項県負担金 3 億7,911万7,000円になりますが、主なものは、民生費県負担金、障害者福祉費負担金の自立支援給付費負担金や児童福祉費負担金の施設型給付費負担金、児童手当負担金、また、国民健康保険事業負担金等を見込んでおります。

20ページへまたがりまして、2 項県補助金 2 億3,416万5,000円ではありますが、主なものは、民生費県補助金で医療福祉費補助金や児童福祉費補助金、農林水産業費県補助金で農業振興費補助金、教育費県補助金で保健体育費補助金になります給食費負担軽減交付金等を見込んでおります。

3 項委託金5,123万6,000円ではありますが、主なものは、総務費委託金で徴税費委託金、選挙費委託金、統計調査費委託金等を見込んでおります。

21ページになります。

18款 財産収入、1 項財産運用収入2,141万4,000円ではありますが、主なものは、不動産貸付収入、あと各基金の利子等を見込んでおります。

22ページになります。

2 項財産売却収入20万2,000円ではありますが、物品売却収入等を見込んでいます。

19款 寄附金、1 項寄附金 1 億3,000円ではありますが、主なものは、ふるさと応援寄附金を見込んでおります。

20款 繰入金、1 項特別会計繰入金1,000円ではありますが、後期高齢者医療特別会計繰入金

として科目設定 1,000円であります。

2項基金繰入金9億9,198万3,000円ありますが、各種事業推進の財源確保のため、基金繰入金等を見込んでおります。

23ページになります。

21款繰越金、1項繰越金ですが、前年度繰越金として1億円を見込んでおります。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料400万2,000円ありますが、主なものは、町税延滞金を見込んでおります。

2項預金利子は、町預金利子325万5,000円を見込んでおります。

3項貸付金元利収入599万6,000円になりますが、主なものは、自治金融融資預託金改修費等を見込んでおります。

24ページになります。

4項受託事業収入308万5,000円ありますが、農業費受託事業収入として農地中間管理事業費委託金等を見込んでおります。

5項雑入1億2,814万4,000円ありますが、主なものは、場外車券売場交付金、学校給食費、医療費延納及びその他雑入等を見込んでおります。

8目の雑入の明細は、別の資料になりますが、諸収入、雑入、各課内訳となっております。

26ページになります。

23款町債、1項町債9億9,950万円ありますが、主なものは、総務費で合併特例事業債、過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債を見込んでおります。土木債では緊急自然災害防災対策事業債、また、消防債で緊急防災・減災事業債等を見込んでおります。

なお、別の資料になりますが、主要事務事業の備考欄には、その事業の財源となっている国県補助金や町債、充当している基金などの情報も掲載しております。

以上が歳入の説明であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君） ありがとうございます。

では、歳入に関する説明が終了いたしましたので、ここで質疑、ご意見等をお受けいたします。

なお、質疑やご意見はページ番号を述べてからお願いいたします。また、執行部が答弁する場合は、マイクを使用し、課名と職名を述べてから発言をお願いいたします。

それでは、質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） まず、11ページの入湯税に関してお聞きしますが、私、前、監査やったときに、入湯税が約4,600人分が結局、町へ入っていなかったということで、私指摘して、それを補正して約900万円かけて町が補填したということの経緯がありますが、

今現在、入湯税は数字どおり完納されているのかお聞きします。

○委員長（猿田正純君） 税務課長、お願いします。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

委員おっしゃったとおり、入湯税につきましては、こちらも逐一確認しているところでございまして、納期どおり昨年度納税されていることを確認しております。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 基本的にホロルに行った方の人数と、こっちへ出されている人数がやっぱりぴったり合わないよね、やはりおかしくなりますので、この間、嚴重注意したぐらいですから、今きちんとやっているかと思います。今後ともチェックのほどよろしくをお願いします。

もう一点、13ページの七会国有提供施設という、要するに爆破訓練場の問題なんですけれども、今、全国で、鉾田にしてもそうですし、沖縄にしても爆破訓練場におけるP F A Sの問題がかなり騒がれております。沖縄に関しては、米軍基地関係でもう対応がし切れないと。そのP F A S入りの水を飲むしかないというような状況であります。ここの七会の爆破訓練場において、こういう下の河川ですか、そういう部分に関して、P F A Sとかそういう水の試験的なことはやっているのかどうかお伺いします。

○委員長（猿田正純君） 町民課長、お願いします。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

P F A Sの検査の件ですが、自衛隊施設のほう、該当するものがないということで、検査のほうは実際には行っていないということで、自衛隊のほうには確認させていただいています。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） やっているほうからね、大丈夫だと言われて、そのままにするんじゃないくて、やっぱり町民の安心・安全の観点から、1回だけでも水の調査、川の調査をやってほしいと思います。どうでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 自衛隊のほうにはもう一度、再度確認させていただいて、検証できるかどうか確認させていただきます。

○委員（関 誠一郎君） 自衛隊のほうに云々じゃなくて、あそこの爆破訓練場の下に流れている川があるじゃないですか。その川の水を1回だけでも検査してみてはどうかというのが私の意見ですので、もう一度お願いします。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 改めて検討させていただきます。

○委員（関 誠一郎君） 検討じゃなくて、実施しますと言ってくださいよ。水をくんできて検査ね、渡せばいいんだから。ぜひともやってください。それで、安心だというのが

結論できれば、それで最高でしょうよ。よろしくお願いします。

以上でいいです。

○委員長（猿田正純君） ほかに何かありますか。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 14ページの地方譲与税の中の地方揮発油譲与税についてお尋ねをしたいと思います。昨年12月31日で暫定税率が廃止されたと思うんです。今年度は交付税措置で前年度分ぐらいの国からの税金が、交付金がもらえるということなんですが、今後、揮発油税に代わってね、国がずっともう面倒見てくれる見通しなのか、その辺のところをお尋ねしたいんですけども、分かる範囲でいいですよ。

○委員長（猿田正純君） 財務課長補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） お答えいたします。

予算立てしている段階では、まだ国の財務省、課長さんぐらいの通知しかなくて、当面、令和8年度分の減収分は減収補填されていきますよという通知がありましたので、そのように予定していますが、今後、国がその財源不足をどう補うのかというのは、まだちょっと具体的には通知がないため、ちょっと今後注視したいと思います。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 安定した財源として期待していた税金ですから、それに代わるものがない限りね、国からのそういう交付税、給付に使えるものがないのかと思うんですけれども、その辺ぜひ注意深く見ていただければと思います。

以上です。

○委員長（猿田正純君） ほかに何かございませんか。

高萩委員。

○委員（高萩和彦君） 改めて、2番、高萩和彦、質問させていただきます。

資料の7ページの地方債についてなんですけれども、すみません、ちょっとまだ初めてのなもので、基本的な質問になってしまったら申し訳ありません。

この起債の中で、過疎対策事業、最近発行されていると思うんですけれども、3億5,110万円、こちらの債券について、当町の実績の自己負担、償還に当たっての当町の自己負担比率はどれぐらいになっていますかという質問と、あとその償還期間、何年で返せる予定になっているか、この2点をお尋ねします。

○委員長（猿田正純君） 財務課長補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） お答えします。

過疎対策事業債は、まず、過疎地域にございます対象事業に対して充当できるんですけれども、事業費の100%充当できまして、過疎対策事業債の償還金は、交付税措置が70%ございまして、ざっくりいうと交付税措置が70%なので、3割は自己負担のようなイメージです。借りるときは大体、財務省というか国のほうの財政融資基金というので借りるん

ですけれども、据置き5年の12年償還のような……、3年の据置きですね。元金のほうを3年支払わないで据え置いて、12年で払うとかというのが多いです。

以上です。

○委員（高萩和彦君） ありがとうございます。

それに附随するんですけれども、当町のその事業、この事業を使うに当たってどういう事業について、桂や七会地区が該当すると思うんですけれども、こういった債券をどういう目的で使うという方針があれば教えていただきたいのと、あと、この事業ってずっと連続的に国から利用できるようなものなのか。自己負担比率が3割と、かなり有利な条件で借りられるんですけれども、これがずっと続く、町として適合されるような債券なのかどうか、その2つを教えていただければと思います。

○委員長（猿田正純君） 財務課長補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） それでは、令和8年度、過疎対策事業債に事業として上げている事業名をちょっと説明したいと思います。

主要事務事業の財源欄には書いてあるんですけれども、一応読み上げます。

事業名は、七会町民センター体育館LED化改修事業、あとは衛生センター改修事業、七会保健福祉センターLED化改修事業、かわまちづくり計画整備事業、町道7-08号線道路補修事業、町道8-1075号線道路舗装修繕事業、町道8-0585号線改良事業、町道8-0375号線改良事業、第27号橋長寿命化補修事業、そういった事業が23個あります。

あと、ソフト事業なんかにもこれ使えまして、桂小のスクールバスの運行業務、七会小スクールバスの運行業務、あとは七会・桂地区の通学費の補助事業とか、部活動送迎バス運行業務とか、七会とか桂地区の入学準備支援金等の事業費を対象として使っております。

いつまで使えるかというのは、国のほうで過疎対策事業の計画というのがございまして、町でもそれにのっとり、また町の過疎計画というのはつくっているんですけれども、それが続く限り、一応こういった過疎対策の事業債もあるだろうと想定してございます。

以上になります。

○委員長（猿田正純君） 高萩委員。

○委員（高萩和彦君） ご説明ありがとうございました。

以上です。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 今の過疎債もあってね、ちょっとお聞きしたいんですけれども、蛍光灯の生産が2027年から国の政策で終了となるために、各小学校について順次計画的にLED化照明に交換するというようなこと、これ脱炭素化の推進事業というようなことで出ているんだと思うんですけれども、七会町民センターの体育館のLEDが989万8,000円、それから七会の保健センターのLED化が1,991万、それから七会町民センターのLED

が210万か、ということで、あとこれね、LED化はちょっとあした聞こうかなとは思っ
たんですけども、一応もし財務課のほうで分かっていたらお答えいただきたいんですが、
桂中LED化、それから石小のLED化、常北公民館のLED化もあるんですけども、
この七会保健センターのLED化1,991万というのがちょっとよく分からないんで、何で
こういう金額になってしまうのかなと。大体ね、ほかのLED化は200万前後で計上され
ているんですけども、七会の町民センターの体育館は989万8,000円になっています。

○委員長（猿田正純君） 藤咲さん、歳出のほうのお話じゃなくて、取りあえず歳入のほ
うの。

○委員（藤咲芙美子君） そうでしたか。じゃ分かりました。それ歳出のときにお聞きい
たします。すみません。

○委員長（猿田正純君） あと何かほかにあったら聞いてください。大丈夫ですか。

○委員（藤咲芙美子君） 大丈夫です。

○委員長（猿田正純君） ほかに何かございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） それでは、歳入に関する質疑のほうを終了いたします。

続きまして、令和8年度城里町一般会計予算の歳出、総務民生常任委員会所管分に移り
ます。

説明は、令和8年度主要事務事業一覧を使用し、課ごとに説明をお願いいたします。

それでは、執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長、園部課長、よろしくお願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） それでは、令和8年度予算主要事務事業、まちづ
くり戦略課所管分についてご説明をさせていただきます。新規区分のものを中心に事業費
の大きいものについて抜粋してご説明させていただきます。

資料の7番、納税通知書電子化対応に関わるネットワーク設定業務、委託料として66万
円を計上しております。L G W A N経由でe-Tax電子納税通知システムと電子データ
の送受信をするため、ルーター、ファイアウォールの設定の変更を行うものでございます。

8番、生成A I システム導入業務、使用料として142万8,000円を見込んでおります。茨
城県で導入済みの生成A I サービスを市町村間で共同利用し、業務効率化を図り、文書の
作成やデータ解析等の業務負担の軽減とコスト削減に資するものでございます。

9番、茨城県県域統合型G I S 航空写真撮影事業でございます。負担金といたしまして
1,090万5,000円を見込んでおります。茨城県が構築している地図情報システム上の航空写
真の更新をするための負担金でございます。城里町としては3年に一度、事業を実施して
いるものになります。

続きまして、2ページ、11番になります。

路線バス待合環境快適化事業、工事請負費として315万7,000円を見込んでおります。待

合室や駐輪場を設置し、路線バス利用者の待合環境を改善することで、快適性、利便性を高め、公共交通の利用を促進するものでございます。待合室1か所、駐輪場1か所を現在見込んでおります。

12番、連携中枢都市圏交通分野負担事業、負担金といたしまして1,061万5,000円を見込んでおります。こちらは水戸市と連携し、石塚車庫から赤塚駅及び内原駅を結ぶ路線バスの運行を行っているものでございます。水戸市と城里町で50%ずつの負担としております。

13番、路線バス運行補助事業4,291万8,000円を補助金として見込んでおります。不採算路線バスの運行を維持するため、乗合バス運行事業者への運行経費の補助をしております。路線につきましては、石塚・水戸成沢線、石塚、常北地区と七会を結ぶ常北七会線に補助金を出してございます。

14番、デマンド交通システム運行事業、こちらも補助金として2,983万6,000円を見込んでおります。交通弱者の交通手段を確保するため、利用者の要求に応じて運行する乗合タクシー、デマンドタクシーの運行経費を補助するものでございます。

15番、特定空き家等解体撤去補助事業、こちらも補助金といたしまして1,425万6,000円を見込んでおります。地域の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家に対して、その撤去を促進するため、国庫補助金を活用して特定空き家等の解体撤去に対し補助を行うというものでございます。

続きまして、17番、地域おこし協力隊事業2,069万6,000円を見込んでおります。地域おこし協力隊を活用し、地域活性化、都市交流等の促進を図るということで、今年度4名分の人件費等について予算を見込んでおります。

続きまして、3ページ、19番、七会町民センター施設改修検討事業、委託料として150万円を見込んでおります。七会町民センターアツマーレがオープンいたしまして9年目を迎えております。また、水戸ホーリーホックのJ1昇格ということで利用者也増えていることから、機能向上、どのようなものができるか調査検討を行うための費用でございます。

20番、七会町民センター西側駐車場出入口修繕事業、工事費として184万8,000円を見込んでおります。七会町民センターバーベキュー場西側にある駐車場に大型バスが現在進入できませんので、大型バスが進入できるよう改修をするというものでございます。

21番、七会町民センター体育館照明設備LED化改修事業、工事費等といたしまして989万8,000円を見込んでおります。七会町民センター体育館内の照明をLED化するものでございます。現在の水銀灯からLED照明に改修するというものでございます。

22番、七会町民センター照明設備LED化改修事業、工事費として201万9,000円を見込んでおります。七会町民センター事務棟のほうですね、こちらの照明器具につきましても、蛍光灯からLED対応のものに改修というものでございます。

23番、七会町民センター会議用テーブル更新事業、備品購入費といたしまして80万2,000円を見込んでおります。七会町民センター貸出施設の資料室と会議室等、こちらの

テーブルが劣化しているため、更新をするものでございます。

24番、ふるさと応援寄附金事業、寄附金返礼品、事務手数料等といたしまして4,887万2,000円を見込んでおります。町へのふるさと納税を検討してもらうため、返礼品の充実やインターネットを利用した寄附機会の多様化に努め、町内特産品等の振興を図るということでございます。

続きまして、4ページご覧いただきます。

28番、水戸ホーリーホックパブリックビューイング事業、需用費、委託費といたしまして41万4,000円を見込んでおります。こちらにつきましては、水戸ホーリーホックの市内のパブリックビューイングを1試合実施する、またそのときに合わせてPRグッズの配布を行うというもので予算計上したものでございます。こちらにつきまして、ただし、現在、近隣市町村で全試合パブリックビューイングをやっているという場所がございます、同じ事業を実施しまして、集客が見込めるかどうか、現在不確定なところがございますので、水戸ホーリーホックを応援するイベント等に変更も、併せて現在検討したいということでございます。

29番、カタクリの里駐車場整備事業、工事費として80万円を見込んでおります。カタクリの里における駐車場を整備するために、樹木の伐採等を実施するものとして費用を計上させていただきました。

30番、道の駅かつらふれあい広場河川周辺除草事業、工事請負費として459万8,000円でございます。新道の駅かつらオープンに向けて、景観の維持を目的として、道の駅かつら隣のふれあい広場の河川周辺部の除草工事を実施するというものでございます。

31番、城里町観光協会補助事業、負担金、補助金といたしまして1,687万9,000円です。町観光協会への補助金を交付し、町内イベント等への支援を行うものでございます。

32番、ふれあいの里BBQ場改修事業、委託費でございます。198万円を見込んでおります。老朽化したバーベキューエリアの改修工事をするに当たり、詳細設計を行うものでございます。

33番、ふれあいの里キャビン解体事業、委託費、工事請負費と合わせまして590万2,000円を見込んでおります。現在、使用を中止している4人用キャビン、6人用キャビンそれぞれ1棟、各2棟の解体工事を行うというものでございます。

35番、ふれあいの里天文台カーペット張替事業、工事費として63万5,000円です。劣化した天文台に敷かれているカーペットの張り替えを行うというものでございます。

37番、うぐいすの里用地購入事業、公有財産購入費といたしまして2,570万4,000円を計上しております。施設運営管理のため、現在借地している用地につきまして、用地買収を行う費用として計上させていただいております。

続きまして、5ページ、39番、ホロルの湯大規模改修事業、委託費、工事費と合わせまして2億6,562万8,000円を見込んでおります。ホロルの湯建物の長寿命化を図るため、内

壁、ボイラー、浴室天井、電気設備等の改修工事を行うものでございます。

40番、城里町再生可能エネルギー設備等導入可能性調査業務、委託料といたしまして1,304万6,000円を見込んでおります。CO₂削減のため、再生可能エネルギー設備の設置に関わる導入可能性調査を行うものでございます。

41番、ホロルの湯汚水処理施設ばっ気ブロワーナンバー3交換事業、工事請負費といたしまして129万8,000円を見込んでおります。汚水処理施設内のばっ気ブロワーの交換を行うものです。

42番、ホロルの湯機械室内膨張タンク交換事業、工事費といたしまして185万2,000円を見込んでおります。機械室にある循環水の圧力を調整するタンクの交換を行うものでございます。

43番、ホロルの湯機械室内ポンプ更新事業、工事費といたしまして1,547万3,000円を見込んでおります。故障により止水できなくなる状況を未然に防ぐため、耐用年数を過ぎた機械室内のポンプを順次交換、更新をするものでございます。

45番、島家住宅トイレ改修事業、工事請負費として980万円を見込んでおります。島家住宅内のトイレを改修することで、利用者の公衆衛生改善を図るというものでございます。水洗化をしてトイレを新たにするというものでございます。

46番、島家住宅茅葺屋根修繕事業、工事費として493万9,000円を見込んでおります。茅葺屋根の修繕が必要な部分、現在の6割から7割程度の屋根の葺替え工事を行うというものでございます。

○委員長（猿田正純君） 推進室長、園部室長。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） ご説明いたします。

47番、道の駅かつら移転整備事業、道の駅かつら第2期工事箇所の用地取得を行います。338万1,000円を計上しております。委託料222万2,000円、公有財産購入費102万7,000円、移転補償費、補填及び賠償金13万2,000円を計上しております。

48番、かわまちづくり計画整備事業、かわまちづくり計画における測量業務、地質調査業務、詳細設計業務を行います。事業費としましては5,287万7,000円、過疎対策事業債として2,450万円を充当する計画でおります。全額が委託料となっております。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 続きまして、総務課長、お願いします。

○総務課長（大津好男君） 49番、通話録音装置導入事業についてですが、城里町カスタマーハラスメント防止条例の施行に伴い、職員への悪質なクレーム、また、執拗な営業等への対策のため、通話録音装置を導入するものです。設置に係る役務費、また、9月頃の設置を予定しておることから、そちらに係る使用料を含んだ額として227万8,000円を見込んでおります。

50番、電話交換機用バッテリー交換事業についてですが、停電時に作動する電話交換機

用バッテリーが経年劣化しているため、交換を行うものです。58万3,000円を見込んでおります。

51番、P C B廃棄物調査・処分事業についてですが、保管されている低濃度P C B廃棄物について、運搬及び処分を行うもので、委託料として95万円を見込んでおります。

52番、本庁舎外壁劣化調査事業についてですが、経年劣化により、本庁舎の壁面にひび割れ等が発生しているため、修繕の必要な箇所について調査を行うものです。事業費として148万5,000円を見込んでおります。こちらについては、昨年度指摘のあったところについて事業化をしているものでございます。

53番、本庁舎免振装置塗装事業についてですが、本庁舎の地下に設置されております免振装置のダンパー及びアンカープレート等の塗装のほうが剥がれている部分について、再塗装を行うものでございます。工事請負費として121万円を見込んでおります。

54番、本庁舎外構補修事業でございます。こちらについては、本庁舎周辺のインターロッキングの部分について、ひび割れ、陥没、剥がれ等が発生しておりますので、こちらの修繕をするものです。工事請負費として150万2,000円を見込んでおります。

55番、消防自動車等購入事業についてですが、こちら町消防団のほうで使用しております軽可搬ポンプ積載車について、3台の更新を行い、消防・防災力の向上を図るものであります。また、水戸市に委託しております対応している城里出張所に配備されている高規格救急車について、老朽化に伴い、更新を行うものです。こちらは1台です。事業費として、車両購入に当たり、7,735万7,000円を見込んでおります。

56番、消防用可搬ポンプ購入事業、こちらについても町消防団で使用している軽可搬積載車に搭載してある可搬ポンプについて、劣化及び修繕不可能な部分が現在出てきておりますので、こちらについて3台の購入を行い、消防・防災力の向上を図るものです。事業費として702万9,000円を見込んでおります。

続いて、58番、本庁舎太陽光発電設備計測装置更新事業であります。こちらの本庁舎が建てられた平成26年に整備されております太陽光発電装置の計測管理機器について、新型の機器に更新するものでございます。事業費といたしまして231万円を見込んでおります。

総務課所管は以上でございます。

○委員長（猿田正純君） 町民課長、羽部課長、お願いします。

○町民課長（羽部理恵君） 町民課の環境センター、衛生センターを含む主な事業及び新規事業のほうをご説明申し上げます。

初めに、7ページ、59番です。防犯灯維持管理及び整備事業になります。防犯及び安全な地域づくりの環境整備のため、防犯灯の維持管理及び整備をする事業でございます。町内、現在2,669か所で、新規分も含めて2,672基分の電気料等を見込んでおります。919万3,000円です。

続きまして、62番、戸籍情報システム標準化移行事業になっております。こちら戸籍情報システムの標準化移行事業、国が提示した共通の仕様に移行していくための事業でございます。こちら303万6,000円になっております。こちら国庫補助金が100%になっております。

続きまして、63番、火葬委託補助事業になっております。こちらは常陸大宮市への委託料、笠間市への負担金、常北地区の方への火葬費補助金を交付する事業でございます。こちら2,480万4,000円となっております。

続きまして、8ページです。

ここで、大変申し訳ございません。資料の訂正をさせていただきたいと存じます。66番、ごみ集塵箱購入事業につきましては、環境センター所管となっておりますが、こちら前ページに引き続き町民課所管のものとなっております。申し訳ございません。資料の訂正のほうをさせていただきます。

続きまして、環境センター所管分に移らせていただきます。

こちら環境センター、新規事業としまして9ページ、78番になります。古紙類回収及び運搬事業です。409万9,000円、委託料になります。こちら町内の自治区等で拠点回収した古紙類を町で回収し、処分業者に売却するのですが、売却額の低下や燃料費等の高騰により回収が困難な状況となっているため、予算要求しております。

続きまして、79番、環境センター設備補修事業であります。無停電電源装置用蓄電池交換、修繕及び灰搬出装置コンベヤチェーン及びスクレーパー交換工事、あと炉内耐火物修繕工事となっております。炉内耐火物修繕工事につきましては、3,210万5,000円を見込んでおります。こちら昨年末、焼却炉内の耐火物が落下したことにより仮復旧を1月に行っております。令和8年度につきましては本復旧工事を行い、廃棄物の適正処理を行ってまいります。

続きまして、衛生センター所管分です。

新規事業といたしまして、10ページ、86番、水処理用活性炭吸着塔清掃業務です。こちら活性炭吸着塔の機能維持を図るため、清掃業務を委託するものです。104万5,000円の予算計上となっております。

続きまして、87番、衛生センター設備補修事業です。施設内の流量計等の機器、各種ポンプ等施設の機能整備のための整備を行う事業となっております。こちら過疎対策事業債を充当しております。1,826万4,000円となっております。

町民課所管分は以上となります。

○委員長（猿田正純君） 続きまして、財務課お願いいたします。

財務課長、海野公明君。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） それでは、財務課所管分としまして、5件なんです。金額の大きいものと新規事業を説明させていただきます。

89番、町有地管理事業、景観等の保全及び維持管理のため、町有地の除草を閉校小学校3校も含めまして19か所、約3.5ヘクタール行うものでございます。602万9,000円を見込んでおります。

続きまして、90番、町有地修繕事業、新規事業です。予定としましては、粟集落センターに隣接する町有地がございますが、この景観保全のため修繕工事をするものでございます。106万7,000円の事業費を見込んでおります。

続いて、91番、公用バス運転委託事業、公用バスの適正管理を行うため、運行業務を委託するもので、公用バス3台、年間利用回数160回を予定して804万8,000円を見込んでおります。

最後に、92番、公用自動車等購入事業、公用車の適正管理を行うため、老朽化した公用車の更新を行うものです。軽トラック1台と軽のワゴン車1台、文書配達用バイク1台を予定しております。525万1,000円を見込んでおります。

〔「ワゴン2台じゃない」と呼ぶ者あり〕

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） すみません、軽ワゴン車が2台です。軽トラックが1台で、バイクが1台でございます。525万1,000円を見込んでおります。

財務課所管分は以上です。

○委員長（猿田正純君） 続きまして、税務課長、佐藤幸君、お願いいたします。

○税務課長（佐藤 幸君） 税務課としては2件ございますが、93番の項目をご説明させていただきます。固定資産税課税客体調査業務でございます。こちらにつきましては、宅地等の画地認定や計測業務、画地補正データ等を固定資産税システムに投入するためにデータ作成や状況類似区分図の作成をお願いするものでございます。事業費としましては136万円でございます。宅地、雑種地等の約300筆を予定しております。

税務課は以上でございます。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長、所克実君、お願いいたします。

○国保年金課長（所 克実君） 国保年金課所管分の主要事務事業をご説明いたします。主なものについてご説明申し上げます。

96番、医療福祉費（マル福）事業ですが、県助成による事業で、医療費の経済的負担の軽減や健康の保持増進を図ることを目的に、小児、妊産婦、母子家庭などに対しまして、医療費の一部負担の助成を行うものでございます。事業費は9,602万9,000円を見込んでおります。

続いて、97番、特例小児・児童医療費助成（マル特）事業ですが、町単独事業で、子育て家庭に係る経済的負担の軽減を図るため、マル福対象外の小児と高校卒業までの児童生徒に対しまして、医療費の一部負担金の助成を行うものでございます。事業費は1,558万2,000円を見込んでいます。

99番、後期高齢者医療広域連合負担金事業ですが、茨城県後期高齢者医療広域連合の事

務経費や後期高齢者に係る医療給付費の町負担分を県広域連合へ納入するものでございます。事業費は2億6,210万円を見込んでいます。

以上となります。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課、谷津課長、お願いします。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 長寿応援課所管分として、12ページをご覧ください。

通し番号100番から106番になり、新規事業も併せて主なものをご説明いたします。

通し番号102番、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定事業でございます。第9期本計画の最終年度である令和8年度に見直しを行い、令和9年度から令和11年度の3年間の計画期間とする第10期本計画を策定するものでございます。委託料に441万1,000円を見込んでおります。

通し番号104番、敬老事業でございます。75歳以上の方を招待いたしまして、敬老会式典を開催し、記念品を贈呈いたします。また、88歳以上の方に敬老祝い金を支給するものでございます。事業費に1,331万5,000円を見込んでおります。

通し番号105番、老人保護措置事業でございますが、おおむね65歳以上で身体上、精神上、環境上及び経済的理由によりまして自宅での生活が困難になった方に養護老人ホームへの入所措置を行う老人福祉法に基づく措置で、事業費に3,681万1,000円を見込んでおります。

通し番号106番、在宅福祉事業でございますが、在宅で支援の必要がある高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるよう、自立支援や安否確認等を行う事業で、事業費に1,709万5,000円を見込んでおります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君） では、続きまして、健康福祉課の阿良山課長、お願いします。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 健康福祉課所管分をご説明させていただきます。新規事業及び主な事業について説明させていただきます。

107番、地域人権啓発活動活性化事業、新規事業でございます。県からの人権啓発活動地方再委託事業としまして、人権啓発講演会を実施する事業で、協議会を構成する市町村の輪番事業でありまして、事業費に55万円を見込んでいます。

109番、町社会福祉協議会補助事業、町社協職員の人件費及び計画相談支援事業に対する補助を行うものでございまして、事業費に169万4,000円を見込んでいます。

113番、地域生活支援事業、障害者、障害児の保護者等からの相談、情報提供等を行い、自立した日常生活、社会生活を営むために必要な各種事業を行うものであります。主な事業としまして、訪問入浴サービス、地域活動支援センターの運営委託でありまして、事業費に3,891万8,000円を見込んでおります。

114番、障害福祉計画策定業務、新規事業でございます。各法令に基づきまして、令和9年度から令和11年度の期間における第8期目の障害者基本計画、障害福祉計画及び障害

児福祉計画を一体的に計画策定するものでありまして、事業費に291万8,000円を見込んでおります。

119番、障害福祉サービス事業、障害者が日常生活を営むため必要な各種サービスの対価となる障害福祉サービス費の支給を行うものでございます。事業内容は、生活・居宅介護、障害児、療養介護の利用給付でありまして、事業費に5億4,879万2,000円を見込んでおります。

123番、在宅育児支援事業でございます。保育所等を利用せず、在宅において育児を行う世帯に在宅育児手当を交付することで、経済的負担の軽減を図り、子育て環境の向上を支援するもので、対象者は延べ648人を見込みまして、事業費に1,296万円を見込んでおります。

124番、放課後児童健全育成事業、放課後に保護者が就労、または不在の小学生の預かり、適切な遊び、生活の場を提供する目的に、公設5施設、民設3施設に事業委託するもので、事業費として5,704万9,000円を見込んでおります。

125番、児童手当支給事業、ゼロ歳から高校生年代終了までの子供を養育している保護者に対し、子供の健全育成を図るため、児童手当の支給を行うものでありまして、支給対象児童は1,708人を見込み、事業費に2億7,582万円を見込んでおります。

131番、1号・2号認定者給食費補助事業、1号及び2号認定者に対し、保護者の負担軽減を図るため、給食費の助成を行うものでありまして、対象児童は1号認定50人、2号認定186人を見込み、事業費に1,602万2,000円を見込んでおります。

133番、子ども・子育て支援交付金補助事業、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、延長保育や一時預かり等を実施する認定こども園に実施を行うものであります。主な事業は、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業でございまして、事業費に3,381万9,000円を見込んでございます。

135番、施設型給付事業、民間保育所、認定こども園の運営の充実を図るため、公定価格に基づき児童の教育、保育に要する費用の助成を行うものでありまして、事業費に5億4,048万9,000円を見込んでおります。

136番、公立認定こども園運営事業、ななかいこども園の健全な管理運営を行う経費でありまして、主なものは人件費、施設費に関わる経費でありまして、事業費に6,960万8,000円を見込んでおります。

137番、旧ななかいこども園園舎解体等事業、移転後の旧ななかいこども園の園舎解体及び現園舎の施設備品等を保管する倉庫の設置工事を行うものでありまして、事業費に3,116万3,000円を見込んでいます。

139番、保健衛生総務事業、人件費の確保及び健康管理システムや各種団体等への負担金及び補助金に関する事業を行うものでありまして、事業費に4,706万2,000円を見込んでいます。

140番、予防接種事業、予防接種の実施により、感染症の予防及び疾病の流行を抑える定期防接種、任意予防接種を行うものでありまして、事業費に3,748万1,000円を見込んでいます。

健康福祉課の所管分については以上となります。

○委員長（猿田正純君） 今、説明のほうは終わりました。

ちょうど1時間10分ぐらい過ぎましたので、ここで10分間休憩をしたいと思います。11時17分という細かい時間で進めたいと思います。

午前11時07分休憩

午前11時18分再開

○委員長（猿田正純君） では、時間になりましたので、また進めさせていただきたいと思います。

令和8年度主要事務事業の説明が終了いたしましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

まず、所管分ごとにやりたいと思います。まずはまちづくり戦略課の中の問題点というか、何か聞きたい点がありましたらお願いいたします。

篠田委員。

○委員（篠田かつ子君） すみません、4番、篠田かつ子です。初めてなので、本当に初歩的な質問なんですけれども、教えてください。

15番の特定空き家等の解体撤去補助事業というのがあるんですけれども、城里町はもとより空き家というのは本当に各地で深刻な問題にはなっていると思うんですが、この特定空き家の特定とはどういう空き家を言うんですか。教えてください。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課、園部課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） それでは、質問にお答えいたします。

特定空き家につきましては、通学路や主要道路の近くなどで、建物自体が倒壊するとか、または密集地の中で火災や防犯上危険な住宅など、町のほうで認定をしたものにつきまして、特定空き家ということで認定をいたします。特定空き家に認定されたものにつきまして、所有者等が解体、除去などをしたいという場合に、審査会を経て補助金を執行するというようなことになっております。

○委員長（猿田正純君） 篠田委員。

○委員（篠田かつ子君） ありがとうございます。特定空き家ということで、分かりました。

城里町は空き家が多くて、大体1件当たり、もう空き家として解体するのに100万から200万は個人的にかかるとは聞いていましたけれども、これは特定の空き屋に関しての補助金ということで、分かりました。ありがとうございました。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

関委員、お願いします。

○委員（関 誠一郎君） 今の篠田委員の特定空き家に関して、解体なんですけれども、前もね、石塚の駅前通りの空き屋も解体したんですよ。それが危険物だ、危ないとかいう問題でやったんですけれども、私あそこよく知ってしまして、危険とかそういうものは全くななくても、町の税金で解体して整備されているんですよ。今回これ大体どこを目的にしているんですか、場所を教えてください。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 令和8年度の予算につきましては、解体でおおむね3件程度の予算を計上させていただいておりますが、どこの箇所というのはまだ決定はされておられません。現在特定空き家に認定されている物件が数件ございます。その中で除去をするというような話があった中から相談して実施箇所を決めていくということになります。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 要はね、この特定空き家って、危険物、要するに先ほど言ったように通学とか交通の障害にあるというような部分であります。これはよく慎重にね、上からの圧力で壊すんじゃなくて、やっぱり町として危険だという判断の下、やってくださいよ。前回みたいなことがないように。それで駐車場にするんだとかね、勝手に町が、行政でやっていますから、そういうことは私は議員として認めるわけにいかない。よく検討してやってください。

それで、続けていきます。

37番、うぐいすの里用地購入事業、これは今現在のうぐいすの里の土地、あそこは地代は年間200万ぐらい払っていたわけね。それを買うのかな、一括で。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

現在、うぐいすの里におきましては、一部借地をしております。その借地の部分、ご質問にありましたとおり年間200万円弱、借地料を支払っている部分につきまして、今回、返却するにしても原状復旧の費用が多額にかかるということもございまして、今回用地を取得したいということで、予算を計上させていただきました。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） あれ大体さ、単価的にいくらぐらいで購入するのか。それと、購入した後の目的が何かあるのかどうか、それもお聞きします。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いいたします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えします。

今回の用地購入に係る費用につきましては、不動産鑑定評価を受けております。その中

で平均しますと、平米当たり340円程度の金額になっております。こちらの面積につきましては約7.9ヘクタール分になってございます。

また、今後の利用、活用につきましては、現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 買収する、用地購入するのはいいと思うんだけど、結局これから農免道路が開通して人の流れが増えますので、要するに町外の方、また、町内の人でもそうですけれども、利活用が本当に増えるような、そういう方向でうぐいすの里は進めてほしいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それはそれで結構で、次に、39番、ホロルの湯大規模改修工事2億6,500万、今度の工事に関しては、できれば町の業者、JVであっても町の業者を使ってくださいよ。本当に町の業者はとにかく路頭に迷うようなことになっていますので、誰に税金をもらっているんだと。基本理念からいうと、町の事業者、JVでもやっていただきたい。これは要望だけで、答弁はいいです。

あと、45番、島家住宅トイレ改修事業、これ水洗にするんでしょう、農集につないで。でもさ、すごくかかるよね、9,800万でしょう……、ごめん、980万か。それで結局あの島家住宅の利用者というのは年間どのくらいあるの。利用者というか来場者かな。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 質問にお答えいたします。

今回、島家住宅のトイレ改修につきましては、現在建物内にあるトイレを水洗化改修をいたしまして、男子用トイレ1か所、女子用トイレ1か所に内装工事を含めて、給排水等の工事をするものでございます。また、汚水の処理につきましては、農業集落排水までかなり距離がありまして、費用もかかるということで、合併浄化槽の設置等費用、コストを比較しまして、合併浄化槽のほうがコストが安いということでありましたので、合併浄化槽を設置して、そちらで処理するというところでございます。

あと、利用者数につきましては、ちょっとお時間いただきまして、お答えしたいと思います。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） なぜそれを言うかと、費用対効果の問題なんですよ。お金いっぱいかけて、県が来ても、何もずっと人もいない。少数の人間のために本当に必要なのかというような問題が私は言いたかったもので。

それと、続いて46番、島家住宅茅、屋根葺替えだね。私、黒澤止幾の生家の屋根のふき替え工事のときにボランティアの代表、会長としてやってきたんですけども、かやってね、中で炭、煙を出さないとね、もう本当に10年、15年、駄目になってくるんですよ。だから、あそこを、結局、誰か、地域の人でも誰でも管理できる団体、管理してもらう団体

をつくって、その方に、お茶飲みながら炭をたくとか、まきをたくとか、そういう形を常時取っていかないと、この屋根のふき替え、度々やっていたらね、お金、維持管理は莫大な金になってきますので、その辺も頭に置いて、管理できる方を、地元の方に利用できれば、してもらえればありがたいな。これは答弁はいいです。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご意見につきまして、まず、燻蒸作業なんでございますが、今現在、島家住宅につきましては除草作業など、古内地区の団体のほうをお願いをしているところでございます。また、燻蒸につきましては常時ということではないんですが、月1回は燻蒸会というようなことで、公開をしながら今年度からやるということで、燻蒸につきましては昨年度から始めております。また、月1回で済むかということについては、今後検討していきたいと思います。

以上になります。

○委員（関 誠一郎君） もう一点いいですか。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） この燻蒸会がいいのはいいんですけども、住宅、365日住んでいた中で燻蒸をやることによって虫がつかないとかいろいろあるんですけども、月1回ではちょっと甘いかなと。屋根のこのふき替え工事の金額に比べれば、もう少し小まめに、いや、お茶飲み会でも何でもいいじゃないですか。やってもらって、少しでも長く、1年でも2年でも長く茅がもつような対策を取っていただきたいと思います。

以上でいいです。

○委員長（猿田正純君） ほかに何か。

田口委員。

○委員（田口優子君） 田口優子です。私も新人なので、教えていただけたらと思います。

5番の地域活性化イベント支援事業についてなんですけれども、町内の団体に40万を4事業、補助金を出すということで、これは昨年度から始まったものかなと思うんですが、昨年やった方が継続してやれるものなのかと、新たな団体も募集するのか。

それから、もし継続するとしたら、昨年度40万使い切っているのか、どんな、またさらに40万という感じで交付するのか、補助するのかということと、あと、昨年も4事業だったのでしょうか。私が知っているのは、御前山と那珂川を活性化する会がそれに当たるのでしょうか。ほかにどんなグループがあって、どんなイベントをしているのかを教えてください。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 質問にお答えいたします。

この事業につきましては、昨年からということではなく、以前から実施をしていた事業でございます。ただ、昨年までは補助金額の上限が1団体30万円ということで、今年度から

40万円に、物価高騰がありまして、上限額を上げたということでございます。

実施団体につきましては、継続的に何年かやるということに制限はしておりません。以前は町でやっている落語の団体が長年継続的に実施をしております。

また、昨年の実績といたしましては、4団体が申請がありまして、補助審査会も通りまして、4団体に交付をしているということで、金額的には30万円上限を使用しているということでございました。

以上でございます。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） ありがとうございます。

落語団体があったというのは私初めて知ったんですけれども、そういったもの、どこでどんなふうに落語イベントをやっていて、町民がどれだけ知っていて、どれだけ人が集まっているのかなという疑問がありました。ほか、後ででも大丈夫なので、他の2団体、他の団体、どんなものがあったのか教えていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 質問にお答えいたします。

まず、落語の団体につきましては、城里d e落語ということで、長年、1年に1回ですね、コミュニティセンターを利用して、お客様から有償で、料金を取りながらということで行っている事業でございます。そちらにつきましては、町のほうも支援をしているということでございます。

ほかの2つの団体につきましては、那珂川、御前山の団体、こちらのほうにホテルのお祭りとかタクリのお祭り、こちらのほうの2事業に補助をしております。

あともう一つの団体につきましては、古内地区の団体で、木育イベントを昨年の3月に実施したということでございます。団体名はフォレスターズリビングという団体でございました。

以上でございます。

○委員（田口優子君） ありがとうございます。

○委員（関 誠一郎君） 委員長、すみません、1つ。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 47番、道の駅かつら移転整備事業において、用地取得を行う。これどこをどういうふうにするために用地を購入するの。

○委員長（猿田正純君） 道の駅室長、園部室長、お願いします。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） お答えいたします。

今現在、道の駅の建築工事、実施しておりますが、その西側に今現在の道の駅がありますけれども、あちらを将来的に那珂川の橋を架け替えるときに、そちらが高くなってきま

すので、そちらの用地の取得を、茨城県と併せて取得する予定であります。

○委員（関 誠一郎君） どの辺なの。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 現在の道の駅の周辺のエリアです。そちらを2期工事と予定しております。現在、建築工事をしているエリアの西側にあります。

○委員（関 誠一郎君） 造園屋がある、造園屋というか、植木鉢なんか売っているところですか。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 植木屋さんと、現在の道の駅、あとはコーヒー屋さん、その辺りの範囲となっております。

○委員（関 誠一郎君） だって、あそこずっと奥だよ。何であっち側買わなくちゃならないの。それと同時にさ、今の道の駅の玄関、正面の真ん中が、あそこが7メートル高になるんですよ、橋の高さ。それで上りですから、のり面がこうつくわけですよ。そののり面のほかの空いた土地を買うということですか。県で買収するでしょう、のり面のところは。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 町の買収分と、あと茨城県さんの買収部分がちょうど現在の道の駅の範囲にありまして、その真ん中を南北に123号線のバイパスが通りますので、余った部分を町のほうが買収する感じになります。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） それね、何のために買うか分からないよ、狭い土地を。何のために買うか分からない。その後で図面でみんなに配付して。ああいう狭いところを何で買うんだか分からない。利用価値があるのかどうか、それは図面出してくださいよ。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 後ほど資料のほうを提出させていただきます。

○委員（関 誠一郎君） それとこれちょっとね、道の駅移転整備事業における流用、これちょっとこの予算と違うかもしれないけれども、備品を買うのに、なぜこれ流用するの。備品はね、新規工事で予算計上して、それで議会が認めて買うんだよ。何で流用なんかするの。これなんか認めるわけにいかないからね、道の駅の問題。全く議会を無視しているよ、こういうことは。そういうことがはっきりしない限りは難しい、予算も。その細かい敷地買ったって、何もならないんだ。実際に新しく造ったトイレと、新しく橋ができるのり面は本当にすぐ近くになってくるんですよ。後で図面を渡してください。

○委員長（猿田正純君） じゃ、本当に何平米ぐらいそこがあるのかという、その辺まで出していただければと思います。よろしくお願いします。

あと、先ほどの関委員が言いました、この間も財務課から頂いた、流用のこの書類、昨日も一応、補佐には話はしましたがけれども、こういう書類でしたら、議員のほうに出す書類じゃないんじゃないですか、8,000万円もかけた備品購入費。食品製造機械、レジスタ

一等電子機器、商品棚、冷蔵庫棚、パーティション、厨房機器、ブラインドカーテン、食堂用テーブル、椅子、冷水器、外用テーブル、椅子、遊具、屋上広場備品、電動カート、車両等、これで8,000万ですって出されたって、議員なんか誰もこんなの、ああこれで分かりましたって、何が分かったと言えるんですか。もう入札もちゃんとやっているはずですから、その辺まで全部これは出していただきたいと思います。これは私も前ね、猿田議員からの要求があったということにもうちゃんと明記されているんで、私のほうからそれ以上のことをお願いいたします。

ほかに何か。

三村委員。

○委員（三村孝信君） ダブるところもあるんですけども、なるべく簡潔に聞いていきたいと思います。

15番なんですが、特定空き家解体の事業について確認をしたいと思います。

特定空き家の申請があって、何件かあるんですけども、その場所はまだ特定はしていないけれども、補助金として3件は上げているということですよね。その申請が上がってくるのは何件くらいあるんですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在までに、城里町で特定空き家に認定した件数自体が全体で12件ほどございます。この中で、昨年度までに補助金を活用して除去をされた案件が5件ほどございます。現在、特定空き家に認定をされた物件の中で、まだ、今後の計画、除去するとか改修するとかそういった計画がまだ定まっていない案件が6件ほどございます。この6件の中で、もし所有者が解体等をしたいという場合に、補助対象になるかどうかを確認して、補助金が支払われるということになります。

○委員（三村孝信君） ありがとうございます。分かりました。

とにかく持ち主が解体するという意思がなければ、これ使えないということですね。こちらから強制的に持ちかけるわけにはいかないという、そこら辺お願いします。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特定空き家に認定された案件で、そのまま放置されて危険度の非常に高いというような場合に限りましては、この法律制度上、代執行ということも可能ということにはなっております。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） その場合、代執行をする場合においても、持ち主の負担というのはあるわけでしょう。それはどのぐらいの負担になるの、かかるの。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、補助金を使って除去、解体するというような場合は、所有者の負担が2割、20%となっております。また、最終的に代執行となった場合につきましては、その費用を所有者に請求するというのが制度上にはなっております。

○委員（三村孝信君） 全部、全額。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 代執行をします。

○委員（三村孝信君） 確認します。強制代執行になった場合は全額を持ち主のほうに請求する。そうですか。

いずれにしても、この事業においては国庫補助が半分ぐらい出ているわけでしょう。だから有利にね、ぜひ活用して、危険箇所を解体するということは進めてもらいたいんで、この補助、3件分あるんでね、できれば残り7件でしたっけ、そのうち1件は同意しているんでしょ。ほかの6件の方もできれば、そういった同意をもらえば、無駄にならないようにしてもらいたいと思うんだね。

それから、19番、町民センターの機能向上、これホーリーホックがJ1になったんで、たくさんお客さんが来るんで、機能向上をしたいというんだけど、これ調査検討する割には委託料150万ぐらいしかつけてないんだけど、これ何を検討するんですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民センターアツマーレのほうオープンいたしまして9年目を迎えております。さらに、先ほど申しましたように、水戸ホーリーホックの見学者等も増えまして、様々なもので機能向上を図ればということで、何ができるかということを考えていきたいという調査になっております。1つにつきましては、よく利用者の方から聞くのは、飲食ができるようなスペースがないのかとか、そういったものがもし設置が可能なかどうかとかいうのも含めまして、検討、調査をしたいというところでございます。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） じゃ聞くけれどもね、これ委託料ってどこに払うの。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） コンサルタント会社等を今考えております。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） それぐらいの要望に対して150万もかけて、委託料をかけて調査しなければ対応できないのかね。飲食スペースが欲しいぐらいの話なんでしょう。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 調査の中で、飲食施設なんかを併設するというようなもし仮定しますと、建物自体が建築基準法上の事務所という扱いになっておりまして、もし飲食店の設置がかのうかどうかとか、法的な確認とか、また、何か用途を変えるよう

な施設をする場合の建築の改修にどれくらい費用がかかるかとか、そういったものまである程度検討したいなということでございます。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 私が何で指摘しているかというのと、あなたたちは、こういう150万ぐらいの調査費用を使って、一応やりましたということにして、かなり大きな費用をかけて飲食スペースとかそういったものを造る端緒にしているという魂胆があるんじゃないかという気がするんだよね。そういったことに対して、私たちは、町民の税金が使われるわけだから、これ全額、町の持ち出しでしょう。やっぱりね、いろんなチェックして、そうやってね、この機能向上の調査を行う、もっとあなた丁寧にね、議会に説明して、将来こういうことをやりたいんで、調査をしたいんだとぐらいなことをやらないと、なかなか納得されない。

次もね、28番、ホーリーホックのパブリックビューイングというんだけど、これダブっているとかいう話をしていたけれども、この場所と、それからこの回数かな、これはどれくらい予定しているのかお答えください。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 質問にお答えいたします。

28番のホーリーホックのパブリックビューイングの事業につきましては、1回で、コミュニティセンターのホールを考えているところでございました。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 1回で41万4,000円かかるの。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 今回の事業の中には、パブリックビューイングを見た来客の方に応援グッズ等を作成して、そちらを配布するというのも含まれていまして、需用費として30万ぐらいを見込んでおります。また、委託料として、放映権に関するものが11万程度というふうに予算上見ておりました。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） くどういだけども、これいつ頃の試合を予定しているの。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） どの試合についてパブリックビューイングをやるかということはまだ未定でございまして、8月から始まるホームシーズンの中で、どの試合をとこのを検討するということでしております。

○委員（三村孝信君） 分かりました。

ただね、パブリックビューイングをやりたいというのは分からなくもないんだけど、回数1回とは思わなかったんだよ、俺。それでね、グッズなんかを配る必要あるのかね。だったら、パブリックビューイングの回数増やしてあげたほうがいいような気がするな。

今ね、サッカーの試合見ようと思うとね、月4,000円ぐらいかかるんですよ。なかなか大変な扱いになって、なかなか見たくても見れないという人たちがいるんでね。水戸ホーリーホックと鹿島とかね、8月からの本番でね。それからみんなが見たいなという試合で、でも会場へ行けないというような試合が幾つかあると思うんだ。そういうところをね、パブリックビューイングの回数を増やしてあげたほうが、グッズ欲しくて来るというよりは試合見たくて来るんじゃないと私は思うね。だから、1回じゃなくて、その分、30万もグッズにかけるんだったら、回数増やしてあげたらいいじゃない。4回ぐらいできるんじゃない。これは提案しておく。

それから次、37番のうぐいすの里の用地購入、関さんも指摘しているけれどもね。考えてみてくださいよ。私たちね、もう10年以上前から、あの費用、委託費、開発公社のね、ずっと指摘してきている。それで、これを取り上げた議員も何人もいるんだよね。もう辞めちゃった人だっている。その間、全く何の手も打たないでいて、これ200万ずつ10年間だと2,000万だよ、今まで。それに開発公社の450万、これ別口であるわけだからね。それで、今現在、施設運営管理のためというけれどもさ、あの施設で使っているの何、答えてください。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

現在、うぐいすの里で利用されている施設につきましては、野球場等のグラウンドとテニスコートになっております。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） いいですか、野球場とテニスコートだよ。野球場も年に何回も使っていないでしょう。比較的使っているのはテニスコートのほうが多い。ただ、それをずっと放置していて、議会からも指摘されながら、これ100%、町の税金の持ち出しだよ。普通の会社だったら倒産していますよ、こんなことやっていたら。

それで今回、用地を購入するというんだけど、これなぜね、購入することに至ったのか。これ以外に方法はないのか。いいですか、購入のために2,570万4,000円というね、これ税金を使うんですよ。これ自分で買おうと思ったらどうですか、そんな利用でね、しかも、買った後の利用も考えていないというんでしょう、何に使うか検討もしていませんと。それはね、議会に理解を得るんだったら、こういう理由で、ここで購入したいと、それにはどういうメリットがあるんだと。しかも、購入した土地は今後こういうふうを活用しますから、今回の購入を認めてくださいというなら分かるよ。何の説明もなく、しかも利用する計画もない。ただ、このまま200万ずつ払っているの大変だから、購入して買っちゃいたいんですって、こんな乱暴な説明ないだろう。

課長だけでは答えられなかったら、町長と相談して、回答を出してくださいよ。

議会はこんなね、乱暴な提案、受け入れられないよ。今まで2,000万円以上、地代払っ

ていて、新たに今度は2,500万だよ。4,500万、平米340円の土地にだよ。広いからしょうがないかもしれないけれども。我々全体の町の税金がそこに行くわけだ。これはよく考えてほしい。今、課長に言って、課長が答弁できなかったら、これは町長にもね、町長の答弁だろうな。

それからあとは、45番と46番、これも関さんが指摘していることなんだけれども、逆に言うと、島家を利用してくださいといって今までやりながら、トイレを水洗化していなかったのかということのほうが大きい。だから、やる気を考える、やる気の本気度を考えるね。今、サッカーなんかの少年団のグラウンドでも、仮設トイレなんかほとんどなくなってきたよ。もう臭いはひどいしね、夏場なんかもう入らない。みんなコンビニなんか行っちゃうね。その中でね、島家住宅で何かイベントをやりましょうという中で、このトイレが水洗化、今、水洗化というんだからね、これはちょっと遅かったんじゃないかというぐらいだな。

ただね、これ地域活性化事業でやるんだろうけれども、償還金というのは30%ぐらいが交付税措置されるのかな。これどう。財務、いいよね、これね。関連の質問だもんね。

○委員長（猿田正純君） 財務課長補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） お答えします。

地域活性化事業債のほうは、充当率が80%で、なおかつ償還金、30%が交付税措置です。

○委員（三村孝信君） 分かりました。ありがとう。

これ、だからね、過疎債なんかよりも悪いんだよね。だけれども、これを使うほかないのかな。今後、関委員さんも指摘したと思うんだけれども、費用対効果だよ。これだけお金をかけて直すのであれば、もっとね、イベントとか集客あるときに島家住宅を利用して、PRしたらいいと思うんだよね。決してこれにつくったことに反対はしませんが、ちょっと遅かったぐらいかなという気はしています。

続けていいですか、最後になります。

48番のかわまちづくり計画なんです、これ過疎対策事業債を使っているんで、100%だよ。100%で償還、あれは70で間違いないんだよね。そうだね。大丈夫かな。過疎対策事業債を使っているんで、これ有利な起債ができてはいるはずなんです。ただね、これは国交省のかわまちづくり支援制度を活用しているんだと思うんだけれども、この5,287万7,000円というのは、これはあくまでも調査測量、調査設計業務だよ。ということは、事業費からも膨大な、かなり大きな金額になると思うんだけれども、かわまちづくり計画というのは、具体的な内容というのかな、それについては説明できますか、これは。難しい。

○委員長（猿田正純君） 道の駅室長、園部室長。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 5,287万7,000円については測量業務、詳細設計業務ですが、こちらについては、那珂川に流入する皇都川という河川がござ

いますが、そちらについての橋梁の詳細、橋梁の測量と……

○委員（三村孝信君） 橋。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 橋です。そちらについて要求させていただきます。

かわまちづくり自体が道の駅を含めた那珂川……。将来的には進めていきますので、将来的には拡張したような事業を附随して実施していければと考えております。

○委員（三村孝信君） いいですか、もう時間来ている。

○委員長（猿田正純君） 大丈夫ですよ。

○委員（三村孝信君） 今の説明だと、橋梁だけでこんなにあるの、調査費かかるの。橋梁だけなの、これ。

○委員長（猿田正純君） 園部室長、少しマイク離しても大丈夫だと思います。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 皇都川周辺の広い道の駅と、那珂川の道の駅の東側に公園がございますが、そちらも含めた広いエリアになっております。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） それは図面でないの。こういうパンフレットも何も作っていなかったんだっけ、まだ。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 概略図はございますが、まだかわまちづくりの計画が完全には策定されてございませんので。

○委員（三村孝信君） 分かりました。お昼だからいいです。

○委員長（猿田正純君） 財務課長。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） ただいま備考欄に書いてあります過疎対策事業債2,450万円なんですけれども、こちらの対象事業費は、事務事業内容等に書いてあります詳細設計、そこだけ該当、対象になるので、そこだけ起債で対応してございます。

○委員（三村孝信君） 詳細設計だけが。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） はい。

○委員（三村孝信君） じゃこれはあれだろう、100%起債できるわけでしょう、その詳細設計分については。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 詳細設計分としましては二千四百……、そうです、全部です。

○委員（三村孝信君） 全部なのね。結局、交付税措置として70%ですね。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（猿田正純君） では、ここで午後1時まででいいですね、休憩、お昼の時間にしたいと思います。1時にまたご参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 0時03分休憩

午後 0時57分再開

○委員長（猿田正純君） では、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 午前中、島家住宅の利用者の件でご質問いただいたことにつきまして、ここでご回答いたします。

島家住宅の7年度の利用実績でございますが、6月と11月に行われる古内地区の庭先カフェで島家住宅をご利用された方が約350名、そのほか燻蒸会、お茶摘み、初音等その他のイベント等で合計しまして約600人が昨年度ご利用ということでございました。

○委員長（猿田正純君） 道の駅室長、園部室長、お願いします。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 午前中ご質問いただいた件につきまして、資料のほうをご覧になっていただいてよろしいでしょうか。

道の駅かつら移転整備事業ですが、先ほどの町の買収部分と、あと茨城県を買収部分ご質問いただきまして、この水色の部分が国道123号の道路用地になっております。こちらについて、その上と下に町の買収部分があるんですけれども、茨城県が買収した残地の分、茨城県と併せて同時に買収しますので、その残地部分について契約、併せて契約するものです。

以上になります。

○委員長（猿田正純君） 三村委員、よろしいですか。

○委員（三村孝信君） ちょっと質問したい。だったら、最初から残地だって言えばいいじゃない。何だか、さっきの話、だから、何か喫茶店のほうまで買うような話ししていた。残地を買うなら買うって言えば分かるでしょうよ。ただね、このぐらゐの残地、県で買えないのかね。昔は道路造る側がこの残地ぐらゐは買ったもんだけれどもね。今は町に買えって言うんだから、だろうけれども。だから、こういう図面を室長が出してくれたけれど、こういうちゃんとした説明をして、ここを買うからお金かかるんだといえ、議会だってみんな理解できるでしょうよ。そういうのを最初からやってもらいたいということで、これ議長からもね、執行部に言っておいてくださいよ、後でね。ありがとうございました。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 拙い説明で申し訳ございませんでした。

○委員長（猿田正純君） 関委員、お願いします。

○委員（関 誠一郎君） 2か所の残地、用地購入について、これは地権者は1人。

○委員長（猿田正純君） 道の駅室長、園部室長、お願いします。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） お答えいたします。

地権者はお一人です。

○委員（関 誠一郎君） じゃもう一点いいですか。ついでにさ、要するに上じゃなくて下側の部分の用地買収予定地は、今現在、植木なんかやっている、石崎さんが経営してい

るところだよ、これね。これは県の買収の予定地じゃなかったんだ。この間、県と調印しましたけれども、その盆栽屋さんは。

○委員長（猿田正純君） 道の駅、園部室長、お願いします。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 保償物件は茨城県として補償していただいて、あくまで町の買収部分は底地ということで、該当部分だけとなっております。

○委員（関 誠一郎君） これ買収して何に使うの。

○委員長（猿田正純君） 道の駅、園部室長。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 将来的には2期工事で駐車場や道の駅の用地として使用する予定となっております。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 駐車場に使うというような提案だけれども、道路の左側、これは土手ができちゃうわけでしょう。こっちも駐車場に使うの。歩行者なんかもう、はっきりいって道の駅から見えない、ブラインドになるんじゃないの。

○委員長（猿田正純君） 道の駅、園部室長。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 123号の新道ができて、その下にボックスカルバートで、この南側の土地と北側の土地がつながる予定でありまして、それで行き来ができるようになっております。だから、下側の土地については、のりが発生するのは事実でございます。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） ボックスカルバートで、トイレのほうに行くのに通路ができるというのは分かっているんだけど、下の買収地なんていうのは必要なかね、これね。これ結局ね、私から言えば、交換条件に買わされているようなイメージで思っちゃうんだよね。町でここまで面倒見てくれよと言われて。ただね、どうなのかな。県で買えぐらいのことを言ってみたほうがいいな。それは無理なことを言うのは町長得意だから。これもまた100%自分たちの持ち出しでしょうよ、町の、買収費。だとしたら、こんな無用なんじゃないかなと思うような土地だと感じるんだけどね。どうなんだろうかな。どうですか。

○委員長（猿田正純君） 道の駅、園部室長。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 123号の新道の北側に駐車場が整備されて、あと、今現在の北の道の駅のほうで既存のトイレが整備されておりますので、それを有効活用する意味でも、下の用地買収、取得というか、それについては意味があるのかなとは考えております。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） だから、トイレがあって、車を止めるというのは分かるかもしれないけれども、これ何平米ぐらいあるの、赤いところ。

○委員長（猿田正純君） 道の駅、園部室長、お願いします。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 下の赤い部分で約120平米程度ございます。

○委員（三村孝信君） 120平米でさ、車何台止められる。

○委員長（猿田正純君） 園部室長。

○まちづくり戦略課内道の駅推進室長（園部秀喜君） 六、七台止められます。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 室長どうのこうのと言っているわけじゃなくて、これは上遠野修町長が最初に決断したんだろうけれども、120平米の土地で、しかもトイレから一番遠いところだよ。そこに六、七台止めるために土地買うかい、厳しくいって。こんな普通にね、営利考える人だったら、こんなところ買うわけじゃない。だって、道の駅に行く人がここへ止めて道の駅へ買物に行くわけないだろうよ。見えないんだから。そういうことを突き詰めて考えていけば、このたった120平米を買うためだって、これは町民の税金を使っているわけだろうよ。だから、無駄なら無駄って、こういうことはきちっとしないと、どう見ても有効な土地とは思えないの、これ。室長に言ってもあれだから、それは町長にいくんだろうけれどもな。

じゃ図面はどうもありがとうございます。非常によく分かりました。それは感謝します。以上です。

○委員長（猿田正純君） この件はよろしいですか。

〔「よくはないけれども、いいほかないよね」「でも、室長ではかわいそうじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） では、何かほかにございましたら。

藤咲委員、お願いします。

○委員（藤咲芙美子君） 先ほどから、やっぱり皆さんと同じような意見もありますけれども、3ページの21番、町民センターのLED化なんですけれども、これ989万1,000円、22番にも町民センターの照明として201万9,000円が出ているんですけれども、これは町民センターの照明設備として、令和6年度にはどのようなことをやっていたんでしょうね。何かミーティング室を17台とかというようなことを覚えているんですけれども。これって何でこんなに金額が違うのかなと思うんですけれども、どういう工事なんでしょうか、お聞きいたします。一つ一つ聞いていきますかね。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、園部繁君、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

21番のLED化改修事業につきましては、七会町民センターにある体育館、こちらの部分のアリーナとギャラリーのほうがございまして、そちらの蛍光灯、または水銀灯を使っている照明をLED化するということでございます。

また、22番の七会町民センターのほうのＬＥＤ化改修事業につきましては、事務所棟の、元学校の校舎になっている部分の１階部分につきましては選挙事務等を行っている資料室、そちらの部屋と、あと２階の部分でＬＥＤ化がされていない残りの部分を蛍光灯からＬＥＤ化にするということでございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

ただ、これはこんなに広範囲だからということなんでしょうか。３か所だからではなく、個数でこれだけの違いって出てくるんですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長、お願いします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

個数の件と、あと体育館につきましては、運動用の照明施設となりますので、金額的にも高価なものということになります。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） じゃ全く別なものということで、ＬＥＤ化になるということなんです、体育館のほうは。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 体育館のアリーナ部分につきましては、現在、水銀灯の運動用照明になっておりますが、そちらをＬＥＤ化した運動用照明ということでございます。天井も高いですし、ある程度、スポーツに合った照度を有する照明器具ということでございます。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

じゃ次いきます。

島家住宅なんですけれども、45番と46番、45番から聞きますね。やっぱり皆さんがチェックするというか、そういうところは、やはり私も同じでした。この島家住宅のトイレにするというのは、先ほど合併浄化槽にというようなことを答弁されたと思うんですけれども、合併浄化槽にするんですか。そのところは下水にはつなげないんでしょうかね、一般的な下水には。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

島家住宅がある地区につきましては、古内地区の農業集落排水が整備されております。ただ、整備されている管路につきましては、県道のところに整備されているということでございまして、島家住宅を水洗化するために、もし農業集落排水につなぐためには、島家住宅から県道まで行って、長い距離ですね、こちらの配管工事をしなければならないということで、金額等、コスト面を考慮しまして合併浄化槽のほうが安くできるということで、合併浄化槽の計画をいたしました。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。そのところは分かりました。そういうことであって980万ということなんですね。

46番、島家住宅の茅葺きなんですが、これが大分前でしたかね、何年前でしたでしょうか。グラウンドゴルフをホールの湯でやるという、お金が余ったからということでかやぶきのほうに使いましたという流用させた経緯があったかと思うんですけども、あれ何年度だったでしょうかね、お聞きいたします。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問についてでございますが、ちょっと確認させていただきますので、お時間をいただきたいと思います。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） じゃちょっと質問を変えます。茅葺きって何年に一度ぐらい替えなきゃいけないんですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

茅葺き屋根のふき替えの間隔につきましては、午前中も関委員さんからもご質問あったとおり、その使い方によって大きく変わるというふうに認識しております。現状では、茅葺き屋根の状況を見て、修繕が必要となった段階で修繕費を計上しているということで、今回は、島家住宅を正面から見まして右側約6割から7割程度の部分を、前回やっていない部分につきまして、対応するという予算を計上しております。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） この茅葺きにしてもトイレ改修にしてもね、そうなんですけれども、計画的な何ていうかな、改善とか、修繕とかね、そういうものがなくて、行き当たりばったりのね、こうなったからこうだというようなことじゃなくて、きちんとね、この年度にはこれをやっていこうとか、そういうところに、何ていうかな、計画性を持ってやっていったほしいなと思っています。本当にね、毎年、そういうこともあって37番のうぐいすの用地なんかもそうです。

これも用地の購入するということなんですけれども、施設の運営管理ということで、どこら辺なのかがちょっとはつきり分らないんですけれども、2,500万もかけて用地購入して、今後どのようにこの施設を利用していくのかという計画性がない。そういうところにやっぱりちょっと大きなお金をかけ過ぎているというのを感じています。それを少し考えて、検討していただきたいなと思っています。そのことについてどうでしょうか、お答えいただければ。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

茅葺き屋根等の修繕につきまして、計画性を持ってということですが、今後、屋根の状態のへたり具合とかそういったものを分析しまして、そのように計画をしていきたいと思います。

また、うぐいすの里の用地購入につきましては、先ほども答弁したとおり、今回は借地契約につきまして、今後5年、10年、また借地契約が継続するということより、一度用地を買収したほうが望ましいのではないかとということで、今回予算を計上させていただいたところです。何とぞご理解いただきたいと思います。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ぜひね、皆さん、ほかの議員さんたちも計画的にやるべきだということを言っていられしゃるので、ぜひ計画性を持ってやっていただきたいと思います。

それからもう一つね、この中には、主要事務事業には書いていないんですけれども、七会町民センターの指定管理料って幾らでしたっけ、2,000万幾らかだったなと思ったんですけれども、ちょっとお聞きします。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

七会町民センターの指定管理の委託料につきましては2,407万4,000円と予算を計上してございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 七会町民センターとか、それから子どもの家とか、指定管理料というのは主要事務事業には入らないんですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

今回、指定管理料につきましては、主要事務事業のほうには掲載してございませんが、経常的経費ということと、またあわせまして、債務負担行為ということで金額、今回の場合は、今年度の予算額を8年度からの5年間ということで、債務負担行為等におきましてもご説明をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） そういうことであれば、どこかには載っているのでは、見落とししたのは議員の見落としなんだと、私たちはちゃんと載っているよというようなことを言いたいんだと思うんですけれども、ぜひともそういう事業はきちんと載せていただきたいと思います。今回はホロルの湯の健康管理の指定管理料も載っていません。ですので、この件はちょっと注意していただきたいと思います。これから載せてくださいね。答えてください。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問で、来年度以降、主要事務事業にも記載するようにしていきたいと思います。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 課長の補足答弁、うぐいすの里は契約自体が元に戻す、返す場合は、山も建物も、山も元に戻すという条件がついているんです。あれを元に戻すというのは莫大な金がかかるんですよ。このお金以外にかかっちゃいますから。だから、私はあの金額で買い取るのはいいいんじゃないかと。その契約が、元に戻すという契約がついているということを皆さん、ご理解いただきたいと思います。

○委員（藤咲芙美子君） 大丈夫です、終わります。まちづくりについては。

○委員長（猿田正純君） ほかに何かございますか。

田口委員。

○委員（田口優子君） 質問ではなく提案なんですけれども、先ほど質問させていただいたイベントの支援事業の件で、フォレスターズリビングの利用される方が町内よりも町外の方が多いと聞きましたので、木育イベントなどのチラシなどあれば、教育委員会などと連携して、町の全部の小・中学校や幼稚園、まちコミメールで一斉配信してもらって、チラシを発信してもらってはどうかと思いました。

あとは、落語など笑いを取り入れるのはとてもいいことだと思うので、ぜひ桂地区の皆さんがこっちまで、コミセンでやっているようなイベント、こっちまで来ないんだよねみたいな声をよく聞きますので、桂地区や七会地区もそういう方いらっしゃると思うので、そちらにも笑いをもたらせていただけるとうれしいなと思います。町民の税金を町民に還元できるといいなと思ってのご提案でした。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 聞かなくていいですか、ご提案ということで。もし何かお答えが……

○委員（田口優子君） お答えいただけるのなら。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご要望についてでございますが、事業箇所等につきましては、あくまでも各種団体が自主的にやる事業につきまして町の基準に該当するものに支援をさせていただくということでございますので、特にその地区だけに限定するとかということは、町の補助金の制度上は制限をしていないので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員（田口優子君） 分かりました。ただ、そういう声もあるんだということをお伝えいただけるとうれしいです。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（猿田正純君） ほかにございますか。

加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） まち戦ばかりでごめんね。

〔「今まち戦だから」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（加藤木 直君） いや、もう多過ぎて悪いような気がして。

15番の特定空き家、3人の委員の方から質問もございましたけれども、ちょっと聞いた話によりますと、家が建っているよりなくなったほうが固定資産税って高くなるっていうんだけれども、税務課長、そうなんですか。

○委員長（猿田正純君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） いわゆる建物というのは住宅ですね。人が住んでいた住宅を、建っているときは、その土地は特例措置で固定資産税、土地が6分の1だったりするんですけれども、なくなると普通の更地、雑種地等の扱いになってしまうので、宅地の7割程度の金額になる可能性はあります。

○副委員長（加藤木 直君） 可能性。

○税務課長（佐藤 宰君） ほぼそうなると思います、すみません。

○副委員長（加藤木 直君） そういうことがあってね、なかなか老朽化した家をそのままだでもいいよと、どうせお金かけて撤去しても税金高くなるから、もう来年やろうとか、それがだんだん再来年、次となって、こういう状態になってきているのかなという気もするんですけれども。これは何か特例でないんですかね、こういったの。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの質問の中で、税金の減免についてなんですが、空き家の中で、町のほうで指定している特定空き家に指定されていて、その後、町の指導や勧告に従わないで、そのまま危険な空き家が建っているという状態になったときには、減免措置は解除するような制度にはなってございます。

○副委員長（加藤木 直君） 壊した後も。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） いや、壊した後はそのままなんですけど、もしそのまま建てたまの状態で、何も修繕もしないし、撤去もしないという場合は、現在空き家になっていても、建物があれば減免措置があるということでございますが、こちらの減免措置も受けられなくなるという制度がございます。

○副委員長（加藤木 直君） 脅しだ。そうですか。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） じゃもう一点、17番の地域おこし協力隊の事業で、これ2,000万計上されていますけれども、1月に1名採用しているんですね、1月に。またこれからかな、年度途中に2名の新規採用をするということなんですかけれども、これどうなんですかね。どういった仕事をさせるために作業するのか、そういう予定がまずあるのか。

それと、今まで定住されている方って、農業分野は別にしても、こちらのまち戦関係では何かあまり見当たらないですよ、定住される方というのは。定住されている方と違ってどのぐらいいるのかというのをちょっとお伺いしたいと。

もう一点は、前にも聞いたことがあったような気がするんですけども、これは補助金じゃなくて交付税措置ですよ、確か。まず、交付税措置と補助金ってどういうふうに基本的に違うのかというのも、何とも交付税措置が理解できないですけども、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの質問の中で、まず協力隊の採用関係でございますが、現在1名がまちづくり戦略課内に協力隊として所属しております。この方が今年度で3年間の任期が終了するということで、改めて1人募集をするということでございます。

もう一人につきましては、観光分野での募集をかけておまして、観光物産センターや開発公社などでも商品開発や、またはそちらの運営等について興味のある方ということで募集をしているところでございます。

○委員長（猿田正純君） 財務課長補佐、海野課長補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 地域おこし協力隊員さんの経費に係る財源措置としては、特別交付税で全額、10分の10、特別交付税で交付されています。

○副委員長（加藤木 直君） これ特交。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 特別交付税です。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） 特交だったらば、じゃもう紐付けで来るわけだね。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） そうですね。

○副委員長（加藤木 直君） 交付税みたいにどこに入っているか分からないということではないということですか。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 特別交付税の中にその金額が入ってきます。使途としては、交付税なので一般財源なんですけれども、協力隊の人件費分として、活動費として、その金額が10分の10入ってきます。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） そうすると、間違いなく、協力隊の部分は幾らだというのは、もう紐付きで分かるということ、それは分からない。

○委員長（猿田正純君） 課長補佐、海野補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 予算編成している段階で何名雇用したいという要求が出てくるので、もう上限は幾らまでですよということで編成しているので、町の負担というか持ち出しはございません。1人当たり、例えば600万とかかかれば、それが4

人分だったら2,400万とか、そんなような額で、特別交付税の中にそれが入って交付されます。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） じゃ間違いなく100%来ているんですね。どこに入っているか分からないということはないということですか。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） ないです、特別交付税で入ってきます。

○副委員長（加藤木 直君） 分かりました。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 先ほどの質問の中で、定住者の割合はどれぐらいかということにつきまして、ちょっと今調べておりますので、お時間のほうをいただきたいと思います。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） これ課長、3名じゃなくて2名なんだね。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） トータルにしては4名ということで、今2名が所属しておりますので、新たにまたさらに2名という募集をかけているということでございます。

○副委員長（加藤木 直君） 分かりました。じゃ定住関係分かりましたら、後で教えてください。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） すみません、地域センサスについてちょっとお伺いいたします。何番でしたっけ、これ25番でしたっけ。基幹統計調査、経済センサスというようなことで計上されています。これってどういう活動調査なんでしょうか、ちょっとよく分かりません。これは経済だけなのか、それともほかのセンサスというか、何か政策的なものがあるのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度のこちら25番の令和8年度経済センサス事業につきましては、国の統計調査事務の一つでございます。昨年度は大がかりな国勢調査、住民全体の調査ということで7年度は実施しましたが、8年度は経済センサスということで、これは事業者に対する統計調査ということになります。こちらの調査に関しまして、調査票、多くは国のほうから直接事業者のほうに送付されたり、質問等が行きますが、こちらの回収や、あとは回答漏れがある場合の訪問とか、そういったものをやる調査員の人件費となっております。

以上でございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっとね、具体的にもう少し聞きたいんですけども、時間がないので、後でちょっとゆっくりお聞きいたしますので、すみません、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（猿田正純君） ほかには大丈夫ですか。

杉山委員、お願いします。

○委員（杉山 清君） 2ページ、まち戦、通し番号11番、路線バスの待合所の新設だと思うんですが、これどこの路線か、また、何か所なのか、まずお聞きします。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

路線バス待合環境快適化事業につきましては、今年度、待合所1か所と駐輪場1か所の2か所を予算計上しております。設置場所につきましては、現在、場所を選定中ということでございます。主に123号線の利用者の多いところというところを今、選定をしているところでございます。

○委員長（猿田正純君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） そうすると、駐輪場と待合所1か所、計3か所。これ構造的にはどのような待合所、また駐輪場ですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

駐輪場につきましては、選定場所によりましては、大きさ等はその場所に応じた、おっしゃるとおりサイズを考えておりますが、現在、石塚小学校に駐輪場1か所を設置しておりますが、それと同規模のようなものと考えております。待合室につきましては、屋根と三方囲いがあるようなものを想定しております。

○委員（杉山 清君） 分かりました。それは規格品ということですね。

それと、3ページの24番、ふるさと応援寄附金事業です。これ返礼品なんですけど、今現在は数で何品ぐらいあるのか、また、最近、返礼品に含まれる品物、それがどういうものがあつたのか、お聞きします。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

令和7年度につきましては、現在まだ精査中ということでございますが、令和6年度の実績といたしましては、件数的には約3,000件、寄附金にいたしましては5,400万円程度と記憶しております。

また、返礼品につきましては、7年度で多かったものは、城里町への寄附金としましては、やっぱりお米、それと昨年度から始めましたポテトチップス、または肉や野菜類というものが上位の件数になっております。

○委員長（猿田正純君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） 今お聞きしたのは、返礼品の数、これは何品目ぐらいあるのか。最近新しく返礼品に加わったものはどういうものがあるのか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 返礼品の数、種類といたしましては、今現在、正確な数字を持っておりませんが、100件以上となっております。その中にはいろいろ、お米にしても5キロのもの、2キロのもの、または銘柄が違うものとかございますが、そういったものを含めて百数十件以上となっております。

○委員（杉山 清君） 分かりました。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

綿引委員。

○委員（綿引静男君） 午前中、三村委員から話があったと思うんですけども、ホーリーホックのパブリックビューイングの件なんですけど、今度、会場は笠松になるわけですね。ですから、こちらケーズデンキに比べて非常に行きづらいというか、便の悪いところになるわけです。そういう意味で、さっき出たグッズ購入云々よりも、やはり回数を増やしたほうがいいと思うんです。最近、アントラズとホーリーホックが、今月試合ありましたけれども、あの試合をイオンパブリックでやっていたのかな。常北の人がイオンまで行ってそれを見たと。そういう需要もあります。ですから、やっぱりどうしても現地に行けない、見られない方等公募すれば、グッズ、何やるか分かりませんが、回数を増やすということもちょっと考慮に入れてくれればありがたいなと思います。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご意見につきましても検討してまいりたいと思います。

○委員（綿引静男君） よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

高萩委員。

○委員（高萩和彦君） では、質問させていただきます。

2ページの11番の、先ほど杉山委員さんの質問に関連するところなんですけれども、先ほどのご回答ですと、待合所を1か所、駐輪場2か所整備して、これから場所については検討していくということでした。私思っていますのは、城里町で最も重要なバス停はどこかということ、恐らく石塚、駅前通りのバス停かと思っています。私、周辺に住んでいますが、よく通るんですけども、バス停のかなり、城里町の最も中心部のバス停の割には吹きさらしといいますか、一応、ベンチと屋根はあるんですけども、雨や風が来たときに、あそこで長時間、例えば通学する学生たちを待たせるにはちょっと忍びない施設かなと思っています。ですので、これは要望なんですけれども、ぜひそういった中心部、恐らく

乗降者数が最も多いと思っていますよね。県のたしか、県といいますか、茨城県も城里町においては石塚と那珂西、この2つを交通の結節点として重要視しているというふうに記載があったと記憶しています。那珂西についてはタイラヤさんの待合室が、一応待合室の扱いになっているというふうに聞いているんですけれども、この石塚のバス停についても、ぜひ参考、囲いの建屋がいいのか、それはまたご検討になると思うんですけれども、ぜひそこに集まる学生さんたち、あるいは利用者さんたちに不便のないような改修をお願いしたいと思います。これは私の提案といいますか、要望になります。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご意見、ご質問についてでございますが、今年度整備を予定しているものにつきましては、待合所の1か所と、あと駐輪場につきましても1か所の計2か所ということで予算を計上しております。

また、設置場所、未確定ということではございますが、課内で現在協議をしているところではございますが、やはり今ご指摘いただいた石塚車庫、こちら以前、型の待合所的なものを設置してありますが、こちらも老朽化が進んでおりますので、こちらが第一候補かなということで検討しております。

また、駐輪場につきましても、桂中学校前のバス停などを候補として上げているところでございます。

以上でございます。

○委員（高萩和彦君） 引き続き前向きなご検討をお願いいたします。

では、次の項目の質問なんですけれども、この13番の路線バス運行補助事業についてです。これは、内容としましては不採算路線バスの運行を維持するために運行費補助、これはいわゆる赤字補填ということになると思うんですけれども、その事業者さんに対する。その金額が合計で4,291万8,000円と、かなりこれ町独自財源で支出していると思うんですけれども、決して小さくない金額だと思っています。路線については、この①番、②番について良いと思います。

私、特にこの②番、常北・七会線のバスがふだん走っているのをよく見かけるんですが、今後、バスを利用するのは主に例えば七会方面から通う中学生、そのあたりがメインの路線であるというふうに、そういう認識でよろしいでしょうか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

常北・七会線につきましては、ご指摘のとおり、常北中に通う七会地区の生徒に一番運行が合うようなダイヤを設定しておりましたので、そちらがほとんど利用者ということでございます。

○委員長（猿田正純君） 高萩委員。

○委員（高萩和彦君） 答弁ありがとうございます。

それで、②番について、私思いますのは、ある程度利用者が限定されるという、分かっている路線ですので、かなり大型のバスが走っていて運行経費もかかっているのではないかと思います。ただ、私も運行事業者さんなんかには聞いてみると、バスの路線はそう一朝一夕で、ダイヤを変更できるものではないということもおっしゃっているんですけれども、それでもやはりこれだけの経費がずっとかかるということであれば、例えばこの②番については、もっと小さなバスですとか、あるいはジャンボタクシーですとか、利用者が決まっているということであれば、もう少しサイズダウンして経費を抑えるとか、そういった政策も今後可能性としてあるかと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご意見いただきました件につきましても、まず、バスの大きさ等につきましては、バスの事業者とよく協議をしていきたいと思っております。

○委員（高萩和彦君） ご回答ありがとうございます。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） 今、高萩委員のほうからバス運行についてお話がありましたが、七会から常北中に来るバスというのは、朝、以前2便なんですけど、今でも2便なんですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点では、朝2便ということで運行しております。こちらにつきましては、以前、常北中学校で部活動の早朝練習などがあるということで2便を設置したところではございますが、部活動の活動内容が変わりましたので、今秋から朝の2便を1便に減便することで、学校側、事業者側とも協議を進めるところでございます。

○委員長（猿田正純君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） 前に、私、教育産業の委員長をやっているときに、バス運行の委員長をやらせてもらったんです。そのときに、こういう提案をしたんですよ。桂地区で錫高野地区って、昔、3村が合併したときに、中学校から遠距離ということで、遠距離補助、お金をもらっていた。それで、今でも要するに4.5キロ、もしくは5キロ近くあるんですが、1便のみを桂経由にできないか。そして、阿波山十文字辺りで中学生を降ろすという形。そうしたら、要するにその委員会のときに、それはいい考えだという形で終わって、私は次の委員長に引き継いだわけなんですけど、いまだに要するにそのような形になっていないもんですから、今ちょっとそういう引継ぎの中で、前の委員会の中の資料を当たっていただければなという思いで質問をさせていただきました。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問につきまして、錫高野地区経由のバス路線ということにつきまして、以前の協議内容等につきましては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

ただ、バス事業者といろいろ協議をしている中で、現在のバス事業者の運営状況といたしましては、ドライバーの確保など等もありまして、なかなかいろいろなほかの路線等にも同じなんです、増便とかそういうのがなかなか困難な状況であるということでございます。城里町におきましては、せめても今の状況、水戸から石塚、御前山まで行っているバス等もございますが、減便をしないように強く申入れをしているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） これ課長ね、路線バスと違うからね。要するに七会から常北中学校に通う通学バスの件です。

○委員（三村孝信君） 通学バスはないんだよ、あれ路線バスだよな、扱い。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 今現状は路線バスです。

○委員（杉山 清君） 路線バスなのか。

○委員（三村孝信君） 通学バスはないんだ、勘違いしている。それははっきり言わなきゃ駄目だよ。

○委員長（猿田正純君） よろしいですか。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 先ほど加藤木委員さんからご質問のありましたまちづくり戦略に所属した協力隊員の定住率ということでございますが、今まで10名所属いたしまして、定住されている方は3名ということでございました。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） ほかによろしいですか。

私のほうから、ちょっと簡単な質問なんですけれども、9番の茨城県の県域統合型航空写真撮影事業という、これの負担金のほうを1,100万負担をするというふうに書いてあるんですけれども、この右側の備考のほうに負担金及び補助金及び交付金という、この辺のちょっと意味合いを教えてくださいよろしいですか。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 備考欄に書いてある負担金、補助金及び交付金と記載されているものにつきましては、予算上の費目の名称になっております。実際の支出費目につきましては、負担金ということで支出をする予定になっております。

○委員長（猿田正純君） これ1点だけなんです、この1,100万近い金額は。分かりました。

じゃ同じような感じなんですけれども、4ページの31番、城里町観光協会補助事業で、

これも補助金を交付し、町内のイベント等への支援を行うと。これも同じ意味合いなんですね、負担金、補助金、交付金というのは。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

先ほどと同様、こちらの備考欄に記載されている名称は費目の名称でございまして、支出としましては補助金ということで支出をすることになっております。

○委員長（猿田正純君） 分かりました。ありがとうございます。

じゃちょっと40番なんですけれども、城里町再生可能エネルギー、これの設備等の導入可能性の調査ということで、これは具体的にどういうことをされるのかちょっと教えていただいてよろしいですか。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、今年度、町民課において再生可能エネルギーに関するビジョンを策定いたしました。そちらに基づきまして、次の段階といたしまして、再生可能エネルギーの導入可能性調査業務を今年度発注するということでございます。内容につきましては、公共施設における設備管理消費電力の状況から、再生エネルギーの可能性を調査することや再エネビジョン策定委員会で選定された地域振興の候補地における発電能力から見た可能性調査などの調査を実施するというところでございます。

主にビジョンの中で示されましたホロルの湯やアツマーレなど、公共施設に対しての再生可能エネルギーの導入に関する調査をするものとなっております。

○委員長（猿田正純君） ありがとうございます。

メインはホロルの湯の調査ですか、ではない。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 公共施設の中で、こういった施設にそういった再生可能エネルギー、太陽光発電等を設置するのが望ましいかというような調査を含めて実施するというものになってございます。

○委員長（猿田正純君） 太陽光をつけるという話なんですか。分かりました。いや、難しくてちょっと意味が分からなかったです、このCO₂削減のためなんていうことでしたから。せっかく買った石油ストーブも全部やめる、そういうわけじゃないんですね。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 今の関連でちょっと聞きたいんだけど、商工費国庫補助金というのはこういう目的で使えるの。ちょっと考えている間にしゃべるけれどもさ、これ商工費国庫補助というのはね、大体、経営指導とか店舗設備改善、商品券発行とかさ、こういったことに使う補助だと思っただよな。これを調査費に無理やり使っているのと違うの、大丈夫かい。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本事業の国の所管が経済産業省となっております、そちらの補助金名といたしましては、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金という補助金を活用しているということでございます。

○委員（三村孝信君） それが商工費国庫補助金というくくりの中に、そういう名目で入るということなの。

○委員長（猿田正純君） 財務課、海野課長補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 一般会計予算の中の、予算書のほうだと79ページになるんですけども、観光施設費の国庫支出金のところに1,043万6,000円となっているのが国庫補助金で、今、まちづくり戦略課長が申し上げたエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費なので、間違いございません。

○委員（三村孝信君） ありがとうございます。よく分かりました。

これだけの補助が出て、調査を行うわけだろうけれども、ご大層な名前の割には太陽光を乗っけるという話なんだろう。そのくらいのこと書いておいてくれれば分かりやすいんだよね。どうもありがとうございました

○委員長（猿田正純君） では、まちづくり戦略課のお話はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） ちょうど開始して1時間過ぎましたので、10分間休憩を取りたいと思います。

午後 2時00分休憩

午後 2時09分再開

○委員長（猿田正純君） では、そろいましたので、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

次の所管、総務課のほうに移りたいと思います。

総務課さんについて、藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっと開口一番、申し訳ありません。49番の通話録音装置の導入事業についてお伺いいたします。

これね、カスハラについての防止とね。前回、私、賛成を投じさせていただきましたけれども、ちょっとお伺いしたいことが数点あります。お伺いいたします。

これは住民課が不当な要求や行為などカスハラ、今まで受けたことがあるんですか。あったら教えてください。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） クレームというか、今で言うカスハラですね。同じことをず

つと延々と何度も質問するとか、暴言に近いことを言われる方は、過去においてもかなりいるものと認識しております。

○委員（藤咲芙美子君） 何％ぐらい。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） パーセントについては、集計を取っているわけではないので、そこは答えできない状況であります。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） そうですか。職員はアンケート取ってみましたか。職員にアンケート取ってみましたか。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） アンケートは取っておりませんが、もともと所管課はいろいろありますが、そちらのほうにも、やはりお客様からの極度なクレームとか、そういうものはあるという話は来ております。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） パーセンテージもちょっと分からない、職員もアンケート取っていない。そういう中で、じゃちょっとお聞きしますね。今までカスハラを受けたことがあるという声はどのぐらい聞きましたか。何件くらいありました、直接入ったことで。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） 口頭ではありますが、5件程度と認識しているところでございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） それを行うために、この通話の録音装置を導入するということなんだと思うんですけども、これはどこに導入するんでしょうか。総合受付なのか、各課なのか、どの辺なのか、ちょっと場所的に教えていただけますか。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） 録音については、今までも所管課長の机の電話機についてはアナログ方式で録音ができる状態になっておりますが、今回予算で計上している録音装置については、NTTさんと提携しているトビラフォンというのがございますが、代表的なものとしたしまして。外部から入ってくる部分のほう、ルーターの手前で機器を設置して、そこで庁舎に着信する前に、ガイダンスとして、サービス向上のためこの電話は録音しますということを告知してから中につながる機能となっております。

城里町以外の近隣の市町村が今ほぼ導入してきておりまして、恐らく隣接している市町村については昨年度末までにほぼ自治体では導入済みでございまして、ほかの自治体とやり取りしている議員各位がございましたが、試しに外線で市役所のほうとかに入れますと、同じようなガイダンスが流れるようになっております。

なので、基本的に町に入ってくる電話は、全てその機械の中で録音されるようになるということでございますので、各電話のところに録音するのではなくて、一括してクラウド上で全て録音をするということになっております。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） では、この通話は録音されますというようなことは相手に分かるような形で入るんですか。なるほどね。

私ね、ハラスメントについて賛成討論を行ったんですけれども、要するに、私がなぜこんなことを聞くかという、ハラスメントというのは行き過ぎた要求の迷惑行為と言われるということなんですけれども、判定に当たってどのようなことがハラスメントなのか、確認しておくことが必要だというようなことも申しました。クレームの7割は正当なものと言われているということ、それで、苦情を伝えたら何でもカスハラ扱いにされて、聞く耳持たないんじゃないかというような、必要な要求でも取り合ってもらえないのは非常に困ると私は付け加えさせてもらっています。

働く人の労働環境を守るとともに、同時に町民の正当な願いを軽視されないことも大事だということでは言いました。こういう一般的な私たち個人の電話で受けるときには、そういう迷惑防止のことを入れるというのもあったかもしれませんが、行政の中に、町民からの電話にね、そういうこと、録音されますみたいなことを言われたら、頭に言われたらね、本当に聞きたいことも聞けなくなってしまうんじゃないかなと私心配しているんですよ。何でカスハラに移行するのかと。カスハラになってしまうということのことを考えたことはあったでしょうか。そのことというのは、行政への不満とか、不安があるからではないんでしょうか。言っても分かってもらえないからカスハラになるんじゃないでしょうか。私はそこら辺のところ非常に心配しています。

住民の願いに応えられるような職員の人員増加などの拡充が必要なんではないだろうかというようなことも考えられますし、相談窓口は作るべきだと思うんですけれども、そこら辺のところ、きちんと情勢を確認した上で、この導入をするということなんでしょうか。それとも周りがやられているから、みんな導入しているから、城里町もやるんだというようなことなんでしょうか。ちょっとその部分をお聞きいたします。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） 今ご指摘になりました町民が言いたいことも言えなくなるのが心配であるとかそういうお話でございますが、電話で遮断するわけではなくて、あくまでも内容確認もあります。言った、言わないという話も過去に遡っても随分そういう部分もあるのかなと思っている中で、町としては別に町民をないがしろにするという考え方は持っておりませんので、先ほども言ったように、聞きたいことを聞くのは今までどおりお返事しますし、ただ、今の世の中の情勢で考えれば、会話の仕方というものも、激高しながら話すとか、脅しに近いようなことを言うというのは、それは今回の録音装置でガイドン

スする中で、ある程度の相手方に対してのマナーを守るための抑止といいますか、そういうふうにもなると考えております。全てを排除するという考え方ではございませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

また、パーセントについては、前回条例を出したときにもご説明しておりますが、今年度も研修や勉強会なども開くことを考えておりますので、短期間でこういったものが対応できるものと考えておりませんので、今年、来年と毎年研修を重ねながら、行政側も執行部も、職員のほうも勉強して対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

しかし、私はこの行政の中にそういう言った、言わないのことをチェックする意味でこれを使うんだ、導入するんだと言われても、私は納得できないですよ。一方的に住民の声を遮るような録音装置を導入するというのは、これは絶対にやるべきじゃないと思っています、私。これはね、今回削除してほしいと思うぐらいね、非常に強く感じたところでした。要するに住民は、町役場というのは住民の福祉の向上を図るということで、きちんとやるべきなのに、それを町民の考え、意見を言ったか言わないかチェックするとか、そういうようなところで遮られるような、そういうようなことはやるべきじゃないと。なおさらこの城里町がいろんなところで苦情が来ているというのは、よく周りの市町村から聞いても、よく言われます。城里町は何やっているんだというようなことを言われます。そのところを私はまずね、考えてほしいと思うんですよ。そのところから始めないと、導入はやってはいけません。

ですので、きちんとね、それを不当な要求があったときというのは、不当な要求とはどういうものなのか、カスハラとはどういうものなのか、何を指すのか、一つ一つ具体的に話し合っ、文章化してやってみてください。それを見て私たちは判断して、だったらいいでしょうということにしますので。これはちょっとまだすぐに、時期尚早だと思っています。検討してください。これだけを申し上げたいと思います。後でまたおいおい質問させていただきますが、取りあえずこれだけお答えいただきたいと思います。

○委員長（猿田正純君） 答弁を求める。

○委員（関 誠一郎君） 答えようがないじゃん。

○委員（藤咲芙美子君） だから、導入はしないでほしいということで。

○委員（三村孝信君） 予算化しているんだから。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） 導入しないでくれというご意見であります。今回予算として上程している中でございますので、前段で事業の通しで説明いたしました。設置導入については9月か10月頃を考えておりますので、また先ほども申したとおり、短期間でこ

れが全体的に醸成されるとは考えておりませんので、研修を重ねながら対応していきたいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） では、これだけ約束してください。カスハラを受けるときというのはどういうものなのかを具体的に文章化してやっていただけますか。どういうことがあったときにはこういう対応をすとか、そんなことが一つ一つやっぱりチェックするというか、項目を挙げて丁寧にやらないと、いとも簡単にこの導入をしてしまう、録音の導入をしてしまうということは非常に住民にとって不都合なことになる可能性がありますので、そこだけ約束してください。見せてもらってから、私も納得しますけれども。それをやらないで導入してしまうというのは納得いきません、賛成できません。どんなことがあっても賛成できません。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 難しいですね。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 藤咲さんね、このカスタマーハラスメントに関して賛成討論やったんですよ。

○委員（藤咲芙美子君） やりましたよ。

○委員（関 誠一郎君） この問題で、これ町民以外の町外の方からも電話はかかってくるんですよ。それで、その電話に出て対応している職員のことも考えてください。かなり精神的に圧力かかった電話がかかってくるんですよ。その部分も考慮してくださいよ。カスタマーよりね、パワハラの方が大きな問題なんだよ。

○委員（藤咲芙美子君） だから、そこですよ。どういう……

○委員（関 誠一郎君） 電話交換手でもやったら。そうすると対応できるから。

○委員（藤咲芙美子君） そういうのをきちんと文章化してやっていくのかどうかという、計画的にやるかどうかということですよ。じゃ何で反対討論したんですか。

○委員（関 誠一郎君） 私はパワハラやれと言ったんだよ、カスハラよりも。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 今、2人が終わってからどうぞ。

いいですか、これね。藤咲さんね、これはカスタマーハラスメントで、どういった場合がカスハラになって、どういった場合はカスハラじゃないかなんていうのは、条例かなんかで決めればいいことだよなと思うんだよ、きちんと。カスタマーハラスメント条例とかね、防止条例とかって。これはそれじゃないでしょうよ。これ誰を守るかといったら、職員を守るためでしょう。これは録音されているから言いたいことが言えなくなるなんて、そんなのあり得ないでしょう。だって、証拠になるために録音するだけです。何かのト

ラブルが起きたときに証拠になるために、職員を守るために証拠として残すためでしょう。普通に我々が行って、住民票下さいなんて、録音するわけじゃないじゃないですか。それは相当ひどい勘違いだから。

○委員（藤咲芙美子君） よく考えます、じゃ。

○委員（三村孝信君） 考えたほうがいいよ。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） この録音する件に関しては、町職員を守るためにもなると思うし、町民を守るためにもなるのではないかなと思います。というのは、いろんな問題で、言った、言わない、言ったのに、いや、聞いていないよみたいな話ってよくあったりと思うので、そういうののためにも録音するというシステム導入は、私はいいのではないかなと考えます。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 意見ということですね。

阿久津委員。

○委員（阿久津秀文君） そうですね、カスタマー、特に営業の電話は私は毎日電話が来るので、これはあったほうがいいと思うんですけども、この委託料というのは設置するために1回220万7,000円払うんでしょうか、それとも年間費で何か払うんでしょうか、お願いいたします。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） ただいまのご質問の件であります、この中の委託料というのは、機器を設置、調整する委託料が220万7,000円でありまして、役務費となっているのが6か月分のシステム使用料を計上している部分でございます。なので、初年度なので220万7,000円入っておりますが、次回の更新までは委託料のほうは今度は計上されてきませんので、その辺でございます。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 阿久津委員。

○委員（阿久津秀文君） ありがとうございます。

先ほどクラウドという言葉があったので、そのクラウドは毎年かかるものなので、いくらかかなと思ったんですけども、そうしたら7万1,000円が毎年これから年間かかっていくという認識でよろしいでしょうか。

〔「半年だ」と呼ぶ者あり〕

○委員（阿久津秀文君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲さん、車のドライブレコーダーだと思っていただければ。そういう感覚で、証拠のあれになりますから、職員の人たちを守りましょうよ。やっぱりパワハラはやらなきゃいけないんだから、パワハラ、セクハラのほうもしっかり、それも

つくってやりたいと思うんですけれども、何かありますか。

○委員（藤咲芙美子君）　じゃ1つだけ。分かりました。ちょっといいですか。皆さんがそういうふう言うのであれば、そうなのかもしれませんけれども、やっぱりカスハラというのはどういうことがカスハラなのか、守るためにはどんなふうにしたらいいのかというようなことを一つ一つ、丁寧にな、文章に残したりとかしながら、今、三村さんにね、条例つくればいいんだと。

○委員（三村孝信君）　できているの。

○委員（藤咲芙美子君）　できている……

○委員（三村孝信君）　我々賛成しているでしょう、何言っているの。あなた自分で賛成して……

○委員（藤咲芙美子君）　あれはパワハラでしょう。

○委員（三村孝信君）　よく勉強してから物を言ってくださいよ。パワハラは関さんがやって、やっていないの。カスタマーハラスメント条例を12月で可決しているでしょうよ。

○委員（藤咲芙美子君）　つくっている。だけれども、パワハラもつくっているでしょう。

○委員（三村孝信君）　つくっていないから、パワハラ、セクハラをつくったらどうかというのは猿田さんとか関さんが提案しているんだよ。だから、自分でカスハラ賛成していて、条例できているんですからね。話にならないでしょう。

○委員（藤咲芙美子君）　いや、でもね、違う。

○委員長（猿田正純君）　総務課長。

○総務課長（大津好男君）　今、藤咲委員の言っている内容は、使い方というか考え方というのが目に見えるようにやってくれというお話であると思っております。これについては、昨年の12月の条例制定の際にもご説明いたしましたが、国、また今、県もね、全国的に力を入れている部分でございますので、町のほうでもそれを学習しながら、町の職員のほうにも周知して、先ほど申したとおり、勉強会、講習会を開きながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員（三村孝信君）　これ藤咲さんね、城里町は県内で初めてカスタマーハラスメント条例をつくったんだよ。だから、ほかの自治体は、ここを手本にしているわけだよ。これからつくる人たちは。それに我々は関わったという名誉があることをやっているわけだから、それは自覚は持ってほしい。

　　以上です。

○委員長（猿田正純君）　議長の方から一言あるということですので。

○議長（片岡藏之君）　今いろんな意見が出ていますけれども、百歩譲って藤咲さんの立場になって考えてみると、これをつけることによって、職員の対応も若干変わると言うんですよね。ですから、藤咲さんの言っている思いというのは、これをつけることによって、十分に通じていると思います。ですから、総務課長がお話ししているとおおり、これをつけ

て、それで皆さんが働きやすい職場になりますように、それを応援してあげれば一番いいかなと思うんですけども、藤咲さん、いかがですか。

○委員長（猿田正純君）　じゃいいですか、藤咲さん。

○委員（藤咲芙美子君）　はい。

○委員長（猿田正純君）　では、ほかに何かございませんか。

三村委員。

○委員（三村孝信君）　55番、消防自動車購入等の事業についてお尋ねをいたします。

備考欄を見ていただくと分かるんですが、緊急防災・減災事業債3,300万、それとこの防災対策事業債3,310万ですか、これ2つ記載しているのは、どういう理由でしているのかね、これを尋ねます。

○委員長（猿田正純君）　総務課長。

○総務課長（大津好男君）　三村委員からのご指摘の部分であります、緊急防災・減災事業債の3,300万につきましては、こちらは消防のポンプ車、可搬ポンプ車を指しているもので、その下の防災対策事業債に関しては救急車の車両を購入するほうに充てるものでございます。

以上です。

○委員（三村孝信君）　上が何、消防車。

○総務課長（大津好男君）　そうです。上が消防車両です。下の防災対策事業債が高規格救急車を購入するための財源としております。

以上です。

○委員長（猿田正純君）　三村委員。

○委員（三村孝信君）　そこで尋ねたいのは、これ消防車と救急車を買うのに、この2つ起債しているわけだけども、これは上の緊急防災・減災事業というのは恐らく100%起債可能なやつだね。それで70%ぐらいが交付税措置されると思うんだけど、この下も同じなの。

○委員長（猿田正純君）　総務課長。

○総務課長（大津好男君）　緊急防災・減災事業債のほうは100%の充当率で交付税措置が30%、救急車に関する防災対策事業債については、75%の充当率に交付税措置が30%となっているところでございます。

○委員長（猿田正純君）　三村委員。

○委員（三村孝信君）　そうすると、結局、目的とする車両が違うんで、100%起債できるのと75%起債で使えるということね。そういうことなんですか。

防災対策事業債というのはもうなくなるよね、これ。なくなっちゃうね。これは避難所かなんかの関連で、恐らくあと1年ぐらいでなくなっちゃう起債だと思うんだけど、違うかな。ちょっと聞かせて。

○委員長（猿田正純君） 財務課長、海野補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） お答えします。

防災対策事業債が来年度なくなるとか、そういった通知はございません。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 分かりました。

この防災対策事業債というのは、よく避難所が暑くてしょうがないというんで、エアコン設置したり、水洗便所ね、簡易用水洗トイレみたいなものを使ったりと、そういったのに使ったらどうかということで、地震のときからつけられたやつだと思うんだけど、それはまだ続くというんなら、それで利用して、消防車でしたっけ、救急車もね、買うというのはいいことだと思うんだな。だから、あまり高いところでね、救急車、消防車をつかまされないように、町民の金ですから。よろしくお願いします。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） ただいまの三村委員さんからのご指摘を踏まえ、特殊車両でございまして、なかなかメーカーのほうも多数あるわけではございませんが、水戸市消防局のほうとも連携しながら対応してまいりたいと考えて、おりますのでご理解いただきたいと思います。

○委員（三村孝信君） 分かりました。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

綿引委員。

○委員（綿引静男君） 今の画面の同じ項目なんですけど、可搬の軽か、車を買うのは結構です。今後はですね、これ分団に全部入れるんですよ、いわゆる消防団に。今後は、その消防団に今、私の地区にもありますけれども、かつての大型というか、2 t か、ああいふ類の消防車はもう配備しないというような方向性なんだろうかね、消防団の場合。

○委員長（猿田正純君） 総務課長。

○総務課長（大津好男君） ただいま綿引委員からご指摘ございましたが、車両の規格でございまして。現在、今一般に取られている免許というのが重量制限がございまして、もともと乗っていたポンプ車の規格であると、通常の免許では乗れない状況になっているところでございます。あと、町のほうでも一気に車両の交換はできないところでありますので、前回、全協で、報告事項で組織再編の報告をしておりますが、部の統合とかいろいろある中で、また、消防車両のほうが一番古い車両ですともう36年経過しております。ある程度計画的に車両の統合をしながら、また、使い方については城里町消防団の本部のほうと相談しながら、今後考えていきたいと思っております。

○委員（綿引静男君） よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（猿田正純君） ほかに大丈夫ですか。

職員の給料というのは総務課でいいんでしたっけ、それとも財務じゃなくて、やっぱり総務課でいいんだよね。ちょっと職員の給料についてお伺いしたいんですけども、予算書の中で、一般の職員と定年延長、3月に役職定年の職員で再任用職員の給料というのはどのように分けているのか、これはあくまで何でしたっけ、城里町職員の給与に関する条例の規定どおりに行っているわけですよね。

総務課長。

○総務課長（大津好男君） 給与につきましては、基本的な考え方が国の職員、いわゆる人事院勧告に伴います考え方に沿って、各市町村のほうで、それに見合ったもので条例化、規則化しております。ただ、俗に言われるラス系数ですね、国家公務員の給与を100とした部分についてばらつきはございますが、考え方については城里町だけに限らず、ほかの自治体においても人事院勧告の中で、総務省通達の中で考えているものと同じ考え方で実施しているところでございます。

○委員長（猿田正純君） それじゃですね、予算書の中には一般職、特別職とか、表記はあるんですけども、同じ職員ということで、一般職の中に再任用職員の給料というのは入っているんですかね。それとあと一つが、会計年度の職員は報酬に入っているような気がするんですけども、予算書から見ると、定年延長の職員、それから再任用の職員の給料、これは款項目の何分に入っているかがちょっと分からないので、この辺もし教えていただきたいんですが。

総務課長。

○総務課長（大津好男君） 予算書に表示されております表示でいいますと、総務費の一般管理費の給与に含まれる部分については、私たち職員、また役職定年、あと再任用の方の部分がここの給料のほうに表示されておまして、会計年度任用職員の給与に関しては、報酬という形で別途出ているところでございます。

○委員長（猿田正純君） なるほど。会計年度任用職員が報酬のほうで、分かりました。

じゃ職員の給料についてちょっとお伺いしたいんですけども、現在、物価が高騰なんかをしている中で、職員の給料は昨今、先ほど課長が話をしましたけれども、ベースアップがどのぐらいあるのか、それから令和8年度の予算書にはベースアップ分までのっているのか、それと職員のベースアップの額はどのぐらいなのか、この辺というのは。

総務課長。

○総務課長（大津好男君） 職員の給料のベースアップに関しては、人事院勧告に伴いまして、ちょっとタイミングがずれるときはあるんですが、適用月に関しては同じ月を適用して、遡及して支払っております。毎年度、補正予算のときに、人勧に伴う給与改定に伴って給与費の増額とかをしているところでありますが、昨年度であれば、当初、30代後半ぐらいから新卒ぐらいまでの部分について給与が改定されまして、その後、年度末、最後の頃に管理職……、昇給停止までの職員に関して2%ですかね。平均で3%ぐらいまでい

かないぐらいが大体昨年度の給与のベースアップとなっているところでございます。

あくまでも町で勝手に制定しているわけではなくて、人勧に伴って町に反映させてお支払いをしております。また、地域手当の部分についても経過措置で2%であったものを4%として今、施行しておりますので、基本的な額は大きな自治体とかに比べれば少し見劣りはいたしますが、町としてはしっかり国ですね、人勧に伴うものと同じに推移して、職員のほうに給料としてお支払いをしているところでございます。

○委員長（猿田正純君）　ありがとうございました。

一般の職員のほうはなるんですけれども、例えば役職定年の職員とか再任用職員にもベースアップとか昇給昇格というのは条例の中に入っているんですか。その規定というのは。総務課長。

○総務課長（大津好男君）　役職定年になるときに暫定再任用についても国、総務省のほうでお示ししている考え方の率で設定しておりますので、60の年度の以降の4月からは、役職定年すれば7割程度に下がるということには全国的になっているところでございます。また、県なんかで部長職について、昨年度からですか、特殊事情といいますか、62とか過ぎても部長としてやっているというのは、今のところ多分、県内では県のみで実施しているものと認識しております。

○委員長（猿田正純君）　ありがとうございました。

一番聞きたいのはこれからなんですけれども、今のその何ていうんですかね。役職定年の職員の人とか再任用の職員の人たちのこの例えば昇給とか、これを全部ここに2級、3級、4級、5級、6級とあって、例えば2級でしたら高度の知識を、経験を必要とする業務を行う主事、技師、書記の職務とか、あと高度のなんていうもろもろ書いてあって、あと、参与の職務というようなことがあるんですけれども、これにきちっと見合っているのかどうかというのは、これはどこかの人の裁量一つでやっちゃっているんですか。

総務課長。

○総務課長（大津好男君）　今の部分については、あくまでも役職定年になる時点の本給、それを基本に7割前後まで下がりますので、また、さじ加減で給料を上げる作業というのは、今のところ規則、条例ではありませんので、国自体も同じ考え方でありまして、先ほどご説明したとおり、今のところ公務員については55歳から昇給停止ということで、昇給そのものがもうその時点からありませんので、役職定年以降で60を過ぎておりますので、昇給に関してはないということでございます。

○委員長（猿田正純君）　では、今の答弁を聞いて、本当にそれでしたらこの町、大変なことをやっているのと違うんですか。

総務課長。

○総務課長（大津好男君）　町で大変なことをしているのではなくて、全国の自治体が同じことでやっているところでございます。

○委員長（猿田正純君） 本当にですか。何かあまりにも温度差がめちゃくちゃあるという不平不満が爆発しているんですけれども、職員の人たちの中から。

総務課長。

○総務課長（大津好男君） 大変失礼しました。

昇給はありませんが、人勸で定める全体的な上げについては、給料の号給表のほう自体が上がりますので、役職定年と再任についても、号給に見合った部分でお支払いしております。大変失礼いたしました。

○委員長（猿田正純君） いや、もう会計課長だけが役職手当3倍ぐらいにさせられてというような、それと同じようなことをこの定年になった方々にもされているような部分が聞こえてくるので、この辺はちょっと、皆さんも後々関係することですからね。しっかりその辺は肝に銘じて、肝に銘じるということはおかしいですけれども。おかしいところはおかしいとはっきり言っておいたほうがいいと思います。私のほうも後々……、どちらにしてもこれ最終的にやっているのはね、1人の人がやっているわけでしょうから。ですから、そちらのほうに話は持っていきますけれども、取りあえず人件費のほう、それで私のほうは終わりにします。

ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（猿田正純君） なければ、総務課さん終わりましたので、次に町民課さんのほうを……

〔「休んで1時間やっているよね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） 1時間50分ここで休憩。

すみません、じゃ3時まで暫時休憩をさせていただきます。

午後 2時49分休憩

午後 2時57分再開

○委員長（猿田正純君） では、休憩前に引き続きまして会議に入りたいと思います。

引き続きまして町民課の質問をお受けいたします。

加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） それでは、町民課、質問いたします。

まず通し番号60番の防犯カメラ保守管理業務なんですけれども、これ現在21基。できるだけこの防犯カメラね、毎年のことですので、あちらこちら、集落センターの周りとか各地域の主要な場所につけておいていただければ、非常に犯罪等がほかの地域でも多発しておりますので、何かあったときのためにできるだけつけていただきたいなというふうに思っております。これはあくまでも要望でございます。

次に、61番の高齢者運転免許証の自主返納支援事業ですけれども、前回もお伺いしたん

ですけれども、これも高齢になって免許証を返した人にデマンドタクシーを使っていたための利用券の補助、助成ということだと思うんだけど、これ300円のやつが40枚、1万2,000円分だよ。それを40人分ということで48万円なんですけれども、よくこれ使っていないうちにデマンドタクシーの社協のほうには多分、10人分の助成を出せば当然12万円、1人1万2,000円ですので。12万円のお金を使おうが、使わなくても、このお金払ってしまっていると思うんです。今もその体制でやっているのか。それとも、年間でも毎月でも何枚使いましたよというものに対してお金を払っているのか、どちらなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） じゃまずカメラの要望に関してでございます。現在21台、約14か所で21基になっております。今後検討させていただきたいと思います。

デマンドタクシーの利用券につきましては、委員おっしゃるとおり1万2,000円分を社協から購入しまして、ご本人のほうにお渡ししているという形になっております。こちら商品券といいますか、そういった形での提供となっておりますので、利用実績ではなく、ご本人に1万2,000円を給付するという形になっております。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） これですね、使っている方々に聞きますと、1万2,000円分の助成金をもらって、机の中へ入れたままほとんど使わないという方もあるんです。にもかかわらず、社協のほうにはお金全額払っているじゃないですか。こういったものを解消するためにも、使ったものは、ちゃんとほかのデマンドの券と違って、こちらで町民課が出したものだというふうに色分けをして、使ったものが間違いなくそのものだということが分かるようにして、その分を何枚使ったかによって、実績によって払うというのが本来のやり方だと思うんだよね。使ってもいないのにお金払っちゃうというのはどう考えてもおかしい。これはね、もう変えていただきたい。

次に、65番の健康増進施設の使用料、これ町内一応区民に対して便益還元を図るということで、使用料、賃貸料ということで324万円ほど予定されていますけれども、これ実績といたしましては、実際に1日平均では何人ぐらいの方が利用されているのか分かりますかね。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 詳細につきましては、改めて資料のほうを提供させていただきたいと存じます。

あと、先ほどのデマンドの件なんですけど、令和6年度からこちらでゴム印、スタンプを押して、こちらで給付したのかどうかというところは分かるように社協さんのほうにデマンドの利用券のほうをお渡ししております。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） そうしますと、間違いなく町民課から出ているやつだというのは分かると思いますので、これについてはできるだけというよりも、既に利用した分だけを払うというように改善をしていただきたいなと思います。

それから、この65番の部分については、じゃ課長、後かな。

○町民課長（羽部理恵君） 後ほど提供させて……

○副委員長（加藤木 直君） それと中身なんですけれども、このホロルの湯、増進施設の使用料ね。そうすると、これ入湯税は個人で払っているの。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） こちら入湯税につきましても、利用分の一部としてお支払いしています。完全無料です。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） これ税金は別でしょう。施設利用料はあれだけでも、払っても、税を無料にするというのはちょっとどうなのかなと。例えば覚書には入っているかもしれないけれども、それがもう大きな間違い。税金は駄目。これもちよっとね、直してほしいなというふうに思いますけれども、課長、ご意見ありましたらお願いします。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 今後の検討材料とさせていただきます。

あと、先ほどの利用人数なんですけど、こちら下古内3区の方なんですけど、ご利用人数、年間で1,734人になっております。お子さんから大人までの利用になります。1日当たりで約5人、割り返してですね。

○副委員長（加藤木 直君） そうすると、これ実際上がっているのは3,900人近くが上がっているんですけども、ちょっと大きめだよ、実績対比でね。分かりました。

次に通し番号67番、これ指定ごみ袋の作製業務ということなんですけれども、私もそうですし、前の議員さんで桜井議員さんもね、何度か一般質問等も行いましたけれども、現在使っているごみ袋は非常に破れやすいと。牛乳パックの角なんかが当たるとね、ぴりっと避けてしまうというようなことがあって、うちなんかでも肥料袋に入れてから、その袋に入れたりしているときもあるんですけれども、ガムテープで貼ったりね。そういったことが町民の方から多く聞いております。それで、できるだけ、常陸大宮とかほかで使っているような、もっと伸び縮み、弾力性のあるものにしていただけないかということで一般質問等も行いましたけれども、このときに、破れづらくないと仕事がしづらいんだと、環境センターのほうでというご意見をいただいたんですね。でも、それは住民側のことでなくて、仕事をする側の考え方なんです。

だから、あくまでも町民ファーストでやっていただけるような形で考えていただけないかということで、何度も言っているんですけども、なかなか直らない。これはぜひ今年度、

直していただけないかなと思ったんだけど、多分、今年も同じものですよ、作られるのは。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 以前からご意見いただいているんですが、今年度につきましても例年どおりの高密度のほうで予算を立てさせていただいております。今回の937万8,000円の予算につきましては、これを低密度にするとどうかというお話ですが、1,000万を超えるということで、100万程度なんです、今回も高密度のほうで、安価なほうということで予算のほうは計上させていただいております。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） 単価のほうも変わりますよということで、前の課長のときも答弁いただいたんですけど、1枚当たり何十銭か、1枚当たりね、何十銭上がることなんですよ。今はそれよりも1円ぐらい高くなっているかもしれないけれども、その程度でしたらね、当然売ればね、それは利益になる部分もあるのだから、100万ぐらい使っても、私は使いやすいものにしていただけないかなというふうには思っています。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 今後相談させていただきます。

〔発言する者あり〕

○副委員長（加藤木 直君） もう一点よろしいですか。

それと、79番の環境センター設備の補修事業なんですけれども、これは直接じゃないんですけれども、今年の初めぐらいですかね、あれ炉がちょっと傷んで、修繕なんかやりましたよね。これ現在は問題なく使えるのか、それから、また大規模な修繕等をやらなくちゃなくなるのかなというふうには思うんですけど、どうなんでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 加藤木委員おっしゃるとおりでございます。昨年の12月、本当に年末なんです、耐火物の落下により、一時焼却のほうを停止させていただきました。約一月間、焼却のほうをストップさせていただいて、もちろん受入れのほうはさせていただいて、ピットの中になるべくごみを詰めて、あと臭いの出ないものは一旦外に仮置きという形で、今また焼却は始まっております。1月13日に、専決でその後、1月16日の臨時議会のほうでお認めいただきまして、約500万ほどの、あくまでも仮復旧の工事ですが、一旦させていただいて、今たまったごみをなるべく本復旧の工事のほうに向けてごみをゼロにしようということで、職員のほう、今、長時間にわたっての焼却作業をさせていただいております。

その備考欄にも記載がありますとおり、炉内耐火物修繕工事としまして3,200万円、こちらで本復旧をする予定でございます。大体予定では夏頃までにごみをまずは焼却、今たまっている分をゼロに近い部分にして、外に持ち出さないように、また、ピットの中に、

約一月間の修繕工事になるということなので、またその間、その中にごみをためておいて、修繕終わりましたら、そのごみをなるべく少なくして、また通常復旧するという予定であります。

以上となります。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

私たち、毎日生活している中でね、朝起きてごみ置場に持っていけば、それを持ってもらって処理してくれるということで、日々生活している中で、特別ね、そういうものがもし稼働しなくなったらどうなるんだろうというようなことを考えたことはないんですよ。でも、ちゃんと環境センターではそういったものを処理して、町民のために働いているわけじゃないですか、行政は。そういったことがいざ、今回本復旧を夏場にするということなんだけれども、本来であればね、非常に生活の一部として大事な部分であるので、今ではもう遅いけれども、本来であれば2炉造っておいて、片方が駄目になったときは、片方がちゃんと処理できるような、お互いに定期的に交換して運用するような方法を取れば、私はよかったんじゃないかなって、今考えれば。もう今では遅い。

それはね、やっぱり私も議員になって、今あまりたたないうちに、もうなったときには決まっていたので。ですから、その辺のところがやっぱりちょっと不備だったかなと。そのときも、どうして2炉にしなかったのか。もし1炉であればね、災害のときにとっても間に合わないんじゃないかと、もしくは壊れたときにどうするんだというようなことを聞いたことがあるんですけども、そのとき町長のほうも、ちゃんとほかの環境センターと連携をしているので、問題ないという答弁をいただいたことがあります。災害のときは、ほかにも災害なんですよ。ですから、ほかのところなんか構ってられない。

ですから、やはり自分の身は自分で守るというようなことを考えて、2炉がよかったんじゃないかなというふうに私は今ね、反省をしているところなんですけれども。町民のためにも円滑にごみ処理ができるように、ご努力いただければというふうに思います。

これ夏場復旧するときには、長期間、多分止めるようになるとは思いますけれども、そのときはこういった体制で行うのでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 工事期間、約一月間くらいというお話でいただいております。この一月間につきましては、前回もそうなんです、例えば年末年始でごみのすごく多い時期ではあったんですが、そのときまだ残った状態でピットのほうにずっと入れていたので、それがないように、今時点でごみをなるべくゼロに近い状態まで戻した上で、工事を発注して、その工事期間中、ピットの中にできるだけごみを詰めて、あと臭いのない枝木ですとか大型の家具ですとか、そういったものはなるべく処分しないように、外で仮置きを、広い所とかありますので、そちらに仮置きをした上で、生ごみですとか、やっぱり臭

いが出るものはなるべく蓋のできるピットのところに入れさせていただいて、早めに工事をしていただいて。始まったら工事終了次第、すぐに中のピットのものから早めに処分をしていこうということで、なるべく町外には持ち出さないような形と、夏ですので、なるべく臭いのは中のピットで待機させておくということで、考えております。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） 分かりました。よろしく願いをしたいと思います。

また、ごみ袋のほうもね、再度お願いをして、質問を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 65番の健康増進施設使用料なんですけれども、これ私、ホロルの湯の監査を2年やったときに、下古内だよ、これね、地区がね。下古内地区の人間が本当にこれだけ利用しているのかと。というのは、私、親戚にいますよ。そうしたら、行っている家は1件か2件だと、家族で。そういう状態の中で、どうして無償化したのかということは、あの施設を造る前、要するに旧ごみ焼却施設が古い段階のときに、燃しているときの煙が下古内地区に流れて迷惑をかけていると。だから、無償化したんだ。でも、それであれば、磯野地区もそうだったんですよ、あの頃。磯野地区は無視して、下古内だけ、あのときは老人会という名前だったかな。町長と覚書を交わして、下古内の人間は全て無償化にするという覚書を交わした。私、原文は見ていますよ。

基本的に町民、税の公平性からいうと、もう焼却炉は新しくなって、あの煙の害はないわけです。ですから、それは絶対に解除、覚書は破棄して、やっぱり元に戻して、下古内地区の住民もお金がかかりますよと、入湯税もかかりますよというような形に戻すべきであって、このままでまだ町全体の税金を320万も使うというのは、これ税の不公平ですから、これは絶対に改善してほしい。これ私もう何回も言っている。でも、改善されていない。これは少し町が強い意志を持って下古内地区の住民と話し合いの中で、やっぱり覚書は破棄してほしいなと思うんですけれども、課長どうでしょう。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） こちらは下古内3区の方になっておりまして、下古内全区ではないんですが、3区の方との協議の上でということになりますので、今後、話を進めてみたいと考えております。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 覚書した頃の方は、もう高齢で、多分健在ではないのかなと思いますので、早急に、この基本的な税の公平性からいって、対応を求めたいと思います。答弁は結構です。よろしくお願いします。

○委員長（猿田正純君） 三村委員、お願いします。

○委員（三村孝信君） 63番の火葬委託補助事業についてお尋ねいたします。これはね、大宮、笠間、水戸と、これが桂、七会、常北ということなんだろうけれども、これみんな委託料、負担金、補助金というふうに名称が変わっているのは、これどういう理由なのかちょっと教えてください。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） まず、1段目の委託料、大宮と書いてあるのは、大宮の広域斎場に関しては委託料で支払っております。桂地区の方のほぼ負担金と同じような状況ではあるんですが、委託料としてお支払いしております。

笠間の広域に、笠間のやすらぎの森なんですけど、こちらに関しては、笠間広域の事務局のほうに負担金としてお支払いをしている状況です。

（水戸）とはなっておるんですが、こちら常北地区の方が水戸の広域斎場でも大宮でも、笠間でも、県内の火葬場、広域の斎場であれば同利用料を補助金として交付するというところで、大体、桂、七会の方は、利用としては地区内の方の利用料金と同じ料金で利用されているものですから、常北地区の方は全く何も補助がないものですから、そちらに関して補助を、大体その県域の方の利用料と同じぐらいになるぐらいの金額をこちらから戻していることになります。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 何でこういうことを聞いているかというと、大宮と笠間は、これ造ったときから仲間に入っているんじゃない、組合に入っていて、桂と七会で死んだ場合、これ恐らく全額無料ぐらいで、自己負担がないんです……

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 少しありますか。

〔「少し」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） どのぐらいある。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 大体火葬で、火葬費が5,000円ぐらいで、あと斎場は3万から4万、幅は若干ありますけれども、斎場の利用料ですとか、待合室の利用料は、桂も七会の方も、広域の組合の市区町村と同じ金額で利用できるようになっております。

○委員（三村孝信君） 町民課で具体的な金額って分からない。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 具体的な料金は、その施設によって違うものですから、今、資料のほうをご用意します。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） これ合併した当初ね、常北は補助金もなかったんだよね。それで、非常に不公平だというんで補助金をつけてもらった経緯があるんだけど、それでもま

だ石塚、常北で死ぬと損なんだよね。これ頭割にすると、常北地区のほうが人数多いんだよね。それでこの800万ということになると、恐らくね、大宮と笠間の広域は焼却、ご遺体を焼くにしても、施設を利用するにしても本当に安い金額だと思う。水戸を使う場合は非常に高いんだよね。だから、その辺のところを1人ね、どこで死んだらどうか、どこで死んじゃえば損かだもんね。だから、私が言いたいのは、常北で死んでも、七会、桂並みにもっと安くね、お葬式をできないかなということ。だから、1人頭の大体の単価でいいから、それを教えてもらえると、今後いろいろ勉強になると思うんだよね。後でもいいんだよ。

○町民課長（羽部理恵君） 笠間と大宮の利用料金と、あと水戸の利用料金に対しての補助額が分かるようにお示しします。

○委員（三村孝信君） いつでもいいですから。ありがとうございます。よろしくお願いします。七会で死んでもいいかなと思って。

○委員長（猿田正純君） これは水戸のほうの補助金というふうになっているというのは、これ水戸と契約書って今でもまだ交わしてはいないんですよね。交わしたんですか。

〔「これ水戸じゃない、直接、水戸とは全然関係ないです」「個人に払う。」「払ったお金で戻す分ですよ、これは。だから、やっていけば、ちゃんと最初から安くなるはずなんですよ。それをやっていない、この町は」「ないんだね」「それが負担がかかるからということでやってたわけですよね。」「ごめんなさい、余計なこと言っちゃいました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） おっしゃるとおり、水戸とのそういった委託契約ですとか負担金の予定とかはなく、利用者ご本人にお返しする形で、補助金をお渡ししています。

○委員（三村孝信君） 契約が……。もう一回いいですか。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 関委員も指摘したところなんだけれども、このね、安渡地区だよ、これ言ってみればね。安渡地区というところへやっているんだけど、これは恐らくですね、合併前に旧常北町の頃に、あそこに焼却した余熱を使ってお風呂を造ったんですよ。それは何て言いましたっけね、やまゆり荘というのがあってね。それは非常に小規模なちょっとしたお風呂だったんだけど、そのときに覚書を交わしているんじゃないかな。それを恐らく合併後、合併前からね、常北町でホロルの湯を造ったときにも、それをそのまま、当時のやまゆり荘で使っていたものをそのまま使って、恐らくそういうただにするというふうになってしまったんじゃないかな。

その辺のところをよく確認してもらって、当時ね、やまゆり荘というのは温泉じゃないですから、だから、入湯税って発生していないのよ。だけれども、今度、ホロルになったら温泉じゃないですか。当然、入湯税というのはなるわけだから、それがね、覚書に恐

らくないと思うよ、その最初のやまゆり荘のあれが生きているとしたらね。

これ確認してね、関委員が言っているとおりで、税金なんていうのはね、破産しようが何しようが、税金だけは全くびた一文まけてもらえないね。それくらいやっぱりきちっと公平なものなんです。それをね、この地区の方が全くこれお風呂入っても払っていない。それでこれ計算したらね、5人というけれども、これ1,734割る360で割ったら5人ぐらいになるんだけれども、360日ね、営業はしていないだろうから。営業日数で割れば10人ぐらいになるのかなと思うんだけれども、それにしたってね、10人。恐らく関委員の指摘しているようにね、利用者は限られている。来る人は何回でもリピーターとして来ているかもしれない。ただ、私も聞くけれどもね、若い人たちでこれ行っている人、ほとんどいない。

だから、税の負担というのは公平であるべきだし、324万がね、これははっきりいって何名か分からないけれども、同一人物が、延べ人数で1,734でしょう。だからこれね、何人来ているか分からないけれども、これはちょっとね、不公平じゃないの。それは変えなきゃいけないよねと思う。

以上です。羽部さんに言っても、これは気の毒だからね、答弁はいいです。もっと上のほうがいいかなと思って。

○委員長（猿田正純君） 意見として、ということで。

〔発言する者あり〕

○委員長（猿田正純君） ほかに何かありますか。

篠田委員。

○委員（篠田かつ子君） 73番なんですけれども、不燃粗大ごみの搬出処理業務に関しまして、不燃性粗大ごみのうち、処理困難物の適正処理を行うとありますが、町民の皆さんにも要望として多く言われるんですけれども、発泡スチロールが取扱不可になっているんですけれども、発泡スチロールが取扱不可になっているのはどうしてですか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 発泡スチロールにつきましては、どうしても燃えるときにくつついてしまっ、炉のほうに影響が多いことがあるので、大量のものにつきましてはご遠慮いただいております。

○委員長（猿田正純君） 篠田委員。

○委員（篠田かつ子君） すみません、大量のものということは、少量だったら持っていたいただけるんですか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 少量、そうですね、ごみ袋ございますよね。こちらに小さく割って、あまり大量ですとくつついてしまうので、少しずつ混ぜていただいて入れていただくぐらいでしたら大丈夫だということで、今、環境センター所長のほういるんですが、

確認させていただいております。

○委員（篠田かつ子君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 衛生センター、87番、お願いしたいんですが、新規事業で1,800万近いね、機能維持を図るということなんだけれども、これは過疎対策事業債で1,820万円が計上されているんだけれども、こういった事業ってね、例えば環境センターだと常北地区にあるから、過疎対策事業債使えないということなの。これは七会地区にあるから、過疎対策事業債が使えたと、こういうふうに理解していいんですか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） おっしゃるとおりでございます。七会地区に衛生センターがあるので、そちらで過疎債を充てられるということで、環境センターは常北地区にあるので、過疎対象にならないということで、考え方としてはそのような考え方です。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） そうなんですか。だけれども、非常に不思議だよね。行政のね、国や県が決めることだから、今さら文句言っても仕方がないのかもしれないけれども、何か納得できないものがあるよね。過疎対策事業債というのは、これ事業には100%まで起債され、しかも70%ぐらいまでが交付税措置されるじゃないですか。これ有利だよね。そうすると、じゃ環境センターだって、過疎債が使えるところへ造ったほうが有利じゃないかというようなことになるよね。そういうことを言うと、ほかの地区の方に怒られるかもしれないけれども。そういうことなんですか。あまりね、これしょうがないね。分かりました。

例えば環境センターがあるところと衛生センターがあるところだって、そんなに違いはないような気がするんだけれども、そういうのというのは、公共施設だから過疎債が使えますなんていうのはないんですか。

○委員長（猿田正純君） 財務課長補佐の海野補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） お答えします。

基本、その所在地、そこが、この場合ですと旧七会村ということで、その地区が過疎地域に指定されているので、過疎対策事業債が使えということになります。

○委員（三村孝信君） 使えるだけよかったと考えればいいのか。分かりました。

○委員長（猿田正純君） ほかに何か。

高萩委員。

○委員（高萩和彦君） 資料の7ページの61番、高齢者運転免許自主返納支援事業についてお尋ねします。

これ事業費は48万円、40人分となっているんですけれども、これは本年度、新たに返納した人のカウントが40人ということですか。それとも、返納した人の合計が40人となって

いるのか、新規なのか累計なのか、その区別を教えてください。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） こちら報償費ですので、実際に返納された方に対しての、今年度返納された方に対しての支給分となっておりますので、新規の方です。新規でお返しになった方です。

○委員長（猿田正純君） 高萩委員。

○委員（高萩和彦君） ありがとうございます。

ということは、過去に返納された方については、もうデマンドタクシーの利用券はもらえないという認識でいいですか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 1回だけなんです、返納して1回目だけ支給になります。ただ、多少猶予期間がございまして、ちょっと要綱のほうを確認させていただきたいんですが、何年間か、返納してから申請をするまでの猶予期間は多少ございますけれども、基本的に返納して1回だけ、1万2,000円と、社協で行っているデマンドタクシーか、もしくははいっぱいの利用カードといいますか、クラブのカードに利用料金を入れたものを支給するという形になっております。

○委員長（猿田正純君） 高萩委員。

○委員（高萩和彦君） 答弁ありがとうございます。

私、自分自身がお年寄りになったときの身で考えるんですけども、確かに動機づけとして、返せば利用券もらえますというのはもちろん制度として優れていると思うんですけども、じゃその10年後、15年後、20年後、やっぱり車を運転できない状況は続くじゃないですか。そのときにそういった利用券が使えないとなると、やっぱりどうしても高齢者の中でためらいが出てきてしまうところもあると思うんですよね。ただ一方で、制限なく認めてしまうと青天井になってしまうというところもあるんですが、でも、やっぱり安心して住むには、こういった利用券も、返納した人についてはある一定額は最低限支給してもらえると、もっと安心して返納できるのかな、そういう動機づけになるのかなと思ったんで、ちょっとお尋ねしました。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 町民課のほうで予算化させていただいている高齢者運転免許自主返納につきましては、あくまでも交通安全のための事業として考えております。まちづくり所管になるんですが、高齢者向けの町外へですね、移動手段の確保のための交通空白地域有償運送委託事業ですとか、そういった事業のほう、まちづくり戦略課のほうの事業として、交通対策としても町としては事業は行っておりますので。そちらのご利用もさせていただけると幸いかなと思います。

○委員（高萩和彦君） できるだけ切れ目のない政策を続けていっていただければと思い

ます。どうもありがとうございました。

○委員長（猿田正純君） あとはいかがですか。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 79番、環境センターの設備のところですけども、町民課にお聞きしますけれども、七会町民センターから刈り取った芝は、どういう状態で環境センターで処理されていますか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） どのような形で搬入されているということでしょうか。

○委員（藤咲芙美子君） はい。

○町民課長（羽部理恵君） ビニール袋に詰めた状態というお答えでよろしいのかどうかんですが、ビニール袋に詰めた状態で環境センターのほうに搬入されて、焼却処分になります。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 生で、芝刈ったらすぐにですか、それとも乾燥させて軽くしてピットに入れるんですか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 七会町民センターのほうで詰めてきたものをそのまま焼却処分になります。乾燥はさせていないです。

○委員（藤咲芙美子君） させていない。そうですか。

これね、町民センターで刈り取った芝というのは、業者が刈るので、これ産業廃棄物になるんですよ。これは産業廃棄物なので、環境センターは一般廃棄物しか燃せないような状況になっているんですけども、ずっと職員が運んでいるから、産業廃棄物でも環境センターで燃せるんだということをずっと言い続けて、今までも運んでいたんですが、七会の町民センターの芝にはかなり薬剤が含まれているんだと思うんです。その薬剤とかいろんなものがいっぱい含まれているものが環境センターの中で一般廃棄物として捨てられる、燃されるというのは、どういうことになるのかなということね。炉内の影響があるんじゃないとか、あとはダイオキシンとかいろんなものが、余計な化学物質が出るんじゃないとか、そっちのほうをちょっと心配しちゃっているんですけども、その辺、何か考えたことはございませんでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） ご質問にお答えいたします。

こちら環境センターのほうでダイオキシンの検査もさせていただいております。そちらに関しては環境影響ないような状態で搬出はされておりますので、その薬剤等の関連に関しましては問題ないかなと思います。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 一般廃棄物って、家庭から出たものだけなんですよ。それを町民センターで業者が刈り取った芝を環境センターに持ってきて捨てる、焼くというのは、焼却するというのはどうなのかなとちょっとずっとこの10年間、私も頭を悩ませながらずっといたんですけども、以前から言っているんですけどもね。どうなんでしょう。このまま続けていいものなんだろうかな。少し考えるべきじゃないですかね、地域として。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 今回その芝の件に関しましては、事業者から出ている一般廃棄物も町としては処分しておりますので、こちらの中身として、芝のほうの処分をさせていただいているという考え方。

○委員（藤咲芙美子君） 認識の違いなんですかね。業者が出しているものは、食べ物であっても何であっても、業者が出したものは産業廃棄物になるんですよ。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 事業者から出ているごみ、役場もそうだと思うんですが、役場のほうでも出ているごみは、事業所の一般廃棄物として、やっぱり環境センターで処分させていただいています。その考え方で受け入れているということです。産業廃棄物、特定のもの、コンクリートですとか、そういったものに関しましてはもちろん産業廃棄物になって、環境センターでも処分できないですが、そういった事業所から出た生ごみ類も、環境センターでお預かりしていますので、そういった類に含まれるという考え方で処分させていただいています。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 分かりました。

ちょっとこのままいつでも時間がかかるだけなので、私がその整理させてもらいます。ちょっとこの辺については、まだまだ考える余地があるのかなと思うので、この辺でちょっと切らせてもらいます。すみませんでした。結構です。少しまた後で、検討のほう、話し合っていきたいなと思っています。失礼しました。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 藤咲さん、何か以前と変わって大分優しくなっちゃったんでね、私代わって言いますけれども、藤咲さんが言っているのは正論でね、業者が刈り取った芝を業者に処分させたらいいだろうよ。しかもそれは産廃として、お金取ればいいんだもん。それをあやふやにしたまま、職員が運んでいるなんていうのはね、本当にこれはね、公私混同、言語道断だよ。だから、藤咲さんが言っていることは筋が通っていると思うよ。これもね。早速ね、そういうのを改善してほしいのよ。だって、業者を選定してね、そこがやっていて、しかもどこかの誰か、J1になったって浮かれているけれどもね、どこへ行っても。だけれども、我々、あの施設を改修してグラウンドを整備する、よそからね、

去年でも加藤木委員三、四回あったね、グラウンドを見に来た自治体があったのね。その自治体のほとんどの反応は、いや、うちじゃこれはできないわと。こんなグラウンド造れない。あのグラウンド幾らでしたっけ、5億だっけ。本体のクラブハウスなんかよりずっと高いんだよ。何億でしたっけ。

〔発言する者あり〕

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問ですが、アツマーレの建設工事、グラウンドと建物の改修を合わせて3億8,000万程度だったと記憶しております。

○委員（三村孝信君） 両方合わせて。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） はい。

○委員（三村孝信君） そのうちグラウンドのほうが高いんだよな、2億かなんかそこにかかっていないですか。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 約半額ちょいの2億弱ぐらい。

○委員（三村孝信君） 今聞いてもね、そういう経緯を知らない課長さんとか補佐もいらっしやると思うんで。すごいね、言ってみればべらぼうな金額を出して、あのグラウンドを整備しているんですよ。しかも、この経緯については、今の業者をどうしても使ってほしいというのは水戸ホーリーホック側の要望を町がのんで使ったという経緯もあるんだと思うんだけど、その経緯にしたって不透明な部分があって、いろいろね、百条やなんかでも審議されたと思うんですよ。

そういった経緯から見ても、そういう業者さんにきちんと応分の負担をさせるというのは当然のことだ。町民一人一人があのグラウンドの整備のために血税を払っていると考えたら、そのくらいのことは当たり前で、さっきの古内のお風呂の話じゃないけれども、やっぱり不公平感があっちゃ駄目でしょう。だから、グラウンド整備にお金をかけたのは、もうこれ事実だし、その効果も上がったんだろうから、それは業者さんから、そういった面ではきちっとした処分料を取るといようなことはぜひやってもらいたいと、ことですよ。

○委員長（猿田正純君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの町民センターアツマーレの件でございますので、芝刈りの刈り芝の処分についての費用ということで、今現在、職員が搬出、搬入いたしまして、無償ということで、町で焼却していただいているということでございますが、ただいまご意見あったとおり、いろいろな面で検討が必要かなというふうに感じております。

○委員（三村孝信君） 検討して終わっちゃうからね。あんたら後ろ向きに検討しちゃうから。駄目だよ、前向きに検討してください。

以上でいいです。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） ただいまの芝の件もね、前にも聞いたことあるのよ。そうしたら、契約が刈るまでで、刈った後のものはおたくのやつですよと、城里町のやつですよと、それを処分するまでの契約をしていないというんだよね。そうだよ、課長ね。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） おっしゃるとおりです。

○副委員長（加藤木 直君） 例えばね、建設業者が道路の草刈りをやるときに、あれみんな集めて持っていくですよ。集めたやつを、都市建設の職員が集めているわけじゃないでしょう、あれ。持って行って処分しているわけじゃないでしょう。全部業者だよ。だから、ちゃんと契約のときちゃんとやればいいのに。そこら辺のところね、ちゃんと契約のほうもやり直して、三村委員さんの言うように、処分までちゃんとしていただけるようなことをしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 私もそれ聞いたときは、何でしたっけ、町のごみ袋、あの青いごみ袋に芝を入れて、職員が運ぶから産廃じゃないんだって、そういう答えをもらったんですけれども……

○委員（加藤木 直君） むちゃくちゃなんですよ。

○委員（藤咲芙美子君） 青いごみ袋は使っていないでしょう、もっと大きなビニール袋でしょう。

○委員（加藤木 直君） そうそう。

○委員長（猿田正純君） フレコンみたいな。

○委員（藤咲芙美子君） フレコンバッグみたいな大きな袋に入れて運ぶんですよ。

○議長（片岡藏之君） もみ入れるやつだよな。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 環境センター所長の話によりますと、透明なビニール袋だそうです。

○委員（藤咲芙美子君） 透明なものは持っていないよね、一般的にね。

〔発言する者あり〕

○委員長（猿田正純君） 町のごみ袋じゃないのって、どうしたの受けるんですか。

町の職員が持っていくから、そうか。理由は幾らでもつけられるんですね。

まち戦のほうでもそろそろこの辺は改善が必要じゃないかと思うんですけれども、ぜひお願いします。

町民課長、お願いします。

○町民課長（羽部理恵君） 先ほどの斎場利用料の件よろしいですか。

まず水戸市の堀斎場なんですけど、水戸市民が利用すると5,000円、水戸市民以外が使う

と4万円なんです。町として補助を出しているのが、火葬費ですと、水戸市の斎場を使った場合は3万3,000円支給するということになっているので、7,000円になってしまうので、2,000円の差額が出てしまうんですね。あと、大宮に関しましても区域内の料金が5,000円なんです。そうしますとやっぱり2,000円の差が出てしまう。ただし、やすらぎの森は若干金額が高くて、7,000円なんです、区域内の方が。ですので、笠間を使うと補助金返還になって、ただ火葬料も5分の4なので、今度、水戸と笠間とちょっと状況が違ってしまうので、5万円の5分の4の補助額なので、4万円戻すんです。ですので、実際、区域外の方は5万円払っているのに、1万円の利用になってしまうので、七会も利用すると3,000円、実際には地域の方よりも多く払っている。完全にペイはできていないんです。完全に区域内の利用の金額に合っているかということ、要綱上は合っていない。全額お戻します、その利用料と同じく全額補助しますというふうな要綱にはちょっとないものですから。

○委員長（猿田正純君）　どうぞ。

○委員（三村孝信君）　スタンダードに七会で死ぬと大体幾らかかるのかということを知りたい。

○町民課長（羽部理恵君）　そうしますと、常北地区の方が七会……

○委員（三村孝信君）　違う、常北じゃなくていいんだよ。常北というか、七会の方が七会で死ぬんだよ。笠間でやった場合。

○町民課長（羽部理恵君）　七会の方が利用すると、七会の方が笠間を利用されると7,000円なんです。

○委員（三村孝信君）　7,000円で済むわけでしょう。

○町民課長（羽部理恵君）　常北の方は補助金をもらって1万円で利用する……

○委員（三村孝信君）　それは焼却炉の話だろう。

○町民課長（羽部理恵君）　そうです、火葬です。

○委員（三村孝信君）　だけれども、水戸はね、式場とかそれ使うと高いんだよ。だから、七会で死んで、七会の斎場を使ったときにトータルで幾らかかるかぐらいでいいよ。

○町民課長（羽部理恵君）　待合室も全部ですね。かしこまりました。

複雑なので、水戸市の斎場と笠間と、ちょっと要綱の表が違うんです、その利用する額の。なので、一度計算してみます。標準的なものでよろしいですね。火葬と待合室と……

○委員（三村孝信君）　標準的でいいですよ、大体、議長ぐらいの人が死んだらどのくらいになるか。そういうので大丈夫ですよ。

○町民課長（羽部理恵君）　分かりました。火葬と……

○委員（三村孝信君）　大体そこらで計算してください。

○町民課長（羽部理恵君）　待合室と式場を利用ということですね。

○委員（三村孝信君） 常北で死んだら大体幾らかかる、桂で死んだら幾らかかるってね、そのスタンダードな場合、それをちょっと知りたいだけなんで。

○町民課長（羽部理恵君） かしこまりました。

それで、大宮と水戸と、あと笠間を利用したときの……

○委員（三村孝信君） うちが大宮を使うとか、常北に住んでいる人が七会を使うというのは全然考えなくていいです。我々は水戸を使う前提で。地元の人が地元の、委託とか何だ、負担金を払っている、そこでやったときにどれぐらいかかるかということをお願いしたいんですよ。

○町民課長（羽部理恵君） 大体同じような式場のお部屋の人数と、それとでちょっとつくってみます。

○委員（三村孝信君） それでね、すみませんね。申し訳ない。

○町民課長（羽部理恵君） いえ、とんでもないです。ちょっとそれは後ほどということでもよろしいでしょうか。

○委員（三村孝信君） もちろんです。

○委員長（猿田正純君） よろしいですか。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 先ほど芝生の問題が出ましたけれども、島家住宅の茅葺き替えるのに処分が出ると。第1回目やったときには、ホロルの湯のトイレの工事で残金が出て、その流用で屋根替えした。その屋根替えの茅の処分は環境センターへ持っていった。今度も屋根替えする場合、環境センターへ持っていくのか。今の芝の問題と同じで、あれ業者がやるんだからね。その辺をよく検討してやってください。答弁はいいです。

○委員（三村孝信君） よく解体のときに出る藁、あれはすごい金かかるっていうじゃない。藁屋根解体して。トタン張ったやつの下ね。

○委員（関 誠一郎君） あれも業者がやるからね。

○委員長（猿田正純君） じゃすみません、1点だけ、69番の焼却残渣処分業務ね。これの中の最終処分場で適正な処理を行うとあるんですけども、この最終処分場というのは、これはどこにあるんですか。

町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） こちらの最終処分場につきましては、エコフロンティアです、笠間の。

○委員長（猿田正純君） 笠間もそろそろいっぱいだというような話を聞きますけれども、その後って、どこか目処はあるんですか。

町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 現在まだ受入れは可能ということでご連絡いただいているんですが、今後につきましては日立のほうになるかなというところで、まだ何も決定はされ

ていないんですが。

○委員長（猿田正純君） 分かりました。

じゃ町民課さん所管分はもうよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） またちょっと前立腺の弱い人がいるみたいなんで、休憩。じゃ10分間休憩をして4時10分からにさせていただきたいと思います。

午後 3時59分休憩

午後 4時08分再開

○委員長（猿田正純君） 休憩前に引き続きまして会議を開催いたします。

では、続きまして、財務課所管分について質問のある方、お願いいたします。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 財務課の90番の事業についてお尋ねをいたします。

新規分ということで、この100万足らずと言っちゃ何だけれども、非常に金額が少ないものをあえてここで新規事業として出しているんだけれども、町有地修繕事業というのはね、上は町有地管理事業だよね。どう違うのかなと思ってA Iに聞いたらね、管理はマンション管理だと。修繕はマンション修繕だと。何を言っているのかなと思ったら、管理というのは現在のことだというんだね。修繕というのは将来に備えて積み立てることだとA Iは答えているわけですよ。そうすると、町有地修繕事業と町有地管理事業というのは、町有地管理事業というのは目の前のことであって、これ町有地修繕事業というのは将来的なことなのかなと思ったんで、これどういう事業なのか具体的に聞きたいなと思ったんで、質問しました。

○委員長（猿田正純君） 財務課長補佐、海野補佐、お願いします。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） お答えいたします。

89番の町有地管理事業は、町有地としまして財務課で管理しております廃校の跡地とか町有地になっているところ、そういったところ3.5ヘクタールぐらいございますけれども、そちらの主に除草です。草刈り、毎年伸びてしまう草を年に2回除草する。そういったものを町有地管理事業としてのせてございまして、90番の町有地の修繕というのは、今まで過去にはこういった事業というか、工事請負費で計上していなかったものでございまして、栗地区の区長さんから要望があって、栗の集落センターの隣接地に町有地があるんですけれども、そちらちょっと何でしょう、昔の墓石のようなものが何かありまして、手つかずの状態になっていまして、町のほうでも特にその辺、きちんと管理していなかったんで、そこをちょっときれいに整地なり何なりするということで106万7,000円の工事請負費として上程してございます。お答えになっていきますでしょうか。

○委員（三村孝信君） いや、違うんだよ。あえてこれ町有地修繕事業という事業名で上

げるということは、今までにない特別なことなの。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） はい。そうです、特別です。

○委員（三村孝信君） どこが特別なんだよ。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 毎年毎年草刈りをやっているところは、町有地の管理事業のほうで予算を上げていまして、特にちょっと要望なりなんなりやって、町有地の整地をするとか、形状を変えたりとか、工事を伴うような事業であったので、特別に出して新規事業ということで計上しています。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 今までは、財務課ではそういう事業というのはなかったの。

○委員長（猿田正純君） 財務課、海野補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） なかったことはないですけども、前年度の予算と比較して、昨年上げていなかったものなので、一応新規事業として上げさせていただきました。

○委員（三村孝信君） これ何、新規事業って、去年やっていないやつは新規事業に入れているの。

○委員長（猿田正純君） 課長補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） これに関してはそうです。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 何か説明がよく分からないな。だってね、これ例えばこういう公共施設で何か直してくれなんていう要望というのは、これ以外だって過去にあったんじゃないの。ないの、そういうの。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） あります。

○委員（三村孝信君） そんなのが新規事業になるのかよ。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 一応、対当初比で前年度の予算書と比較してのせていないものは新規として今回上げさせていただきました。

○委員長（猿田正純君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） 集落センターの北側の場所ですか、それは。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 北側です。

○委員長（猿田正純君） 杉山委員。

○委員（杉山 清君） そうすると、竹とか木が、要するに桜の木とかほかの木もあるような場所ですよ。あれを整備するというわけ。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） はい。

○委員（杉山 清君） 分かりました、すみません。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） だから、これね、新規事業とわざわざ丸つけているから聞いたん

だけれども、こういう事例があれば、これからほかの集会場とかね、公民館とかそういうところもやる、直轄でやるということだよ。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） あくまで町有地の管理として、今回のせてございますので、その公民館とか地区集落センターとかが、土地の所有者によってですけれども、そこが町の所有であれば処分いたします。

○委員（三村孝信君） 分かりました。

だけれどもね、これあえて修繕事業か。まいいでしょう。いいです。後でまたやりますからいいです。

○委員長（猿田正純君） ほかに何か、財務課。

加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） 92番、公用車購入事業なんですけれども、これ軽のワゴン車2台と軽トラ1台、バイク1台ということだね。これあれですよ、開発公社に車10台ぐらい貸しているよね、開発公社に。ほかの家に車貸しておいて、自分ちで買うなんていうこと普通しないでしょう。返してもらったほうがいいんじゃないの。

○委員長（猿田正純君） 海野課長補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 今回更新します公用車は、財務課で所有しています軽トラで、31年ほど登録からたっているもの。また、桂の所管のほうで同じく軽自動車ですが、26年たっているもの、あとはまちづくり戦略課のほうでカルディナという車両なんですけれども、こちらもう修理の部品がないというような、そういった車両を今回更新するわけなんですけれども、確かに公用車の中で開発公社のほうに借用願というかが出まして貸している車はございまして……

○副委員長（加藤木 直君） 数台あるよね、10台。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 以前報告したと思いますけれども、それなりの台数はございますが、それはそれで公社のほうといいますか、公益上、町のほうでお貸するという車両なので、そちらを返還して、ちょっと今回の更新に充てるという予定はございません。

○委員長（猿田正純君） 加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） 前にも一般質問かなんかで聞いたことあるんだけど、10台貸していて、その10台の内容は、車検は自分たちでやっているけれども、税金払っていないよね。町の名義でしょう、あれ。

○委員長（猿田正純君） 海野課長補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 所有者は町です。

○副委員長（加藤木 直君） 税は。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 公用車なので非課税になっています。

○副委員長（加藤木 直君） そうだよ。どうなんだろうね。それこそね、町が買って

貸しちゃったほうがいいよね。

○委員（猿田正純君） 開発公社は企業だからね。

○委員（三村孝信君） 賃借料、取っていないの。

○副委員長（加藤木 直君） 賃料取っていないよね。

○委員長（猿田正純君） 海野課長補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 使用貸借というか、無償で貸してしまして、当然、でも、維持管理というか保険ですね、そういったのは町で入っているんですけども、その分は頂いています。任意保険とかそういった。

○委員（三村孝信君） 当たり前。ガソリン代なんかはあれだろう、ちゃんと公社で払っているだろう。ツケでなんか乗っていないでしょう。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） ガソリン代も公社のほうで支払っています。

○副委員長（加藤木 直君） 賃借料はね、高い安いはあるだろうけれども、ある程度そういったものは財産になるからいいんじゃないかなとは思っただけけれどもね。分かりました。

○委員長（猿田正純君） ほかに何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（猿田正純君） じゃ財務課さんですから、せっかくですから、ちょっとお伺いしたいんですけども、道の駅のほうの工事費からの流用というのはしっかりやっていますよね。それと同じようにほかの事業でも流用ってしているようなところというのはありますか。

財務課長補佐。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 基本的に流用というのは、地方自治法でも認められている予算内の移動なので、もちろん何件も行われております。

○委員長（猿田正純君） 例えば別のものに動かすということはできないわけですよ。工事でしたら工事費ですよ。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 款項目とあるんですけども、目内の例えば節間の移動とかいうのは全然認められて流用できるものであります。

○委員長（猿田正純君） 認められてはいますけれども、普通……

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） だから、すみません。この道の駅移転事業というのは、款項目で言うと、目が観光施設費という中の14節の工事請負費なんですけれども、そこから同じ目内の10節の需用費とか、11節の役務費とかのほうに流用する、移動するというのは認められてしまして、項の金額、もっと上の金額が変更になってしまうというときは議会の議決が必要になります。

○委員長（猿田正純君） ですから、今の工事費間としての流用というのはほかにあるかというあれですけども、例えば投資的経費から経常経費への流用とかというのは、普通

はあり得ないことですよね。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 財務課のほうでも、できればそういった性質的な経費ですね、投資的経費であれば、同じようなところとかで流用していただければいいですけれども。

○委員長（猿田正純君） そういうことで、そちらのほうはあまりないと。そうするともういろいろごちゃごちゃ今だかつてやっているんですか。

○財務課参事兼課長補佐（海野公明君） 基本的には同じ事業の中で、節間の移動というのがもうほぼほぼそれがほとんどなので。今回、道の駅の移転事業も同じ目内の移動ということでございます。

○委員長（猿田正純君） 分かりました。

ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（猿田正純君） では、なければ財務課さんを終わりにして、次、税務課さんは質問大丈夫ですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） じゃ飛ばします。

続いて、国民年金課さんのほうの移りたいと思います。

質問がありましたらお願いいたします……、国民じゃない、ごめんなさい。国保年金課。

○委員（三村孝信君） いいですか、委員長。

敬老事業でね、前にもこれ指摘したんですけども、結局、敬老事業の式典をしているんですけども、あれ参加者どのぐらいいるの。

〔「長寿」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 長寿、ごめん。進行。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課さんはオーケーと。

じゃ進行でいきます。

続きまして、長寿応援課さんの所管に入りたいと思います。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 敬老事業なんだけれども、これはどのぐらいの参加者がいたのか、実績分かります、去年。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 昨年度の式典の来場者数は3,000人弱です。

○委員（三村孝信君） 3,000人。

○長寿応援課長（谷津靖子君） そうです。式典の中に入った方は300人弱です。

○委員（三村孝信君） ありがとうございました。

恐らく3,000人というのは、おまんじゅうかなんかもらって帰ったという人でしょう。

ホールの中に300人というのは、だから、半分だよね。

それと、敬老対象者、75歳以上の対象者というのは何人ぐらいいたんですか。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 対象者は4,000人……、少々お待ちください。

〔発言する者あり〕

○委員長（猿田正純君） 谷津長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） お答えいたします。

去年は約4,000人です。

○委員（三村孝信君） 前にもこういう指摘をした議員さんもあると思うんだけど、敬老事業の在り方をそろそろ考えてもいいんじゃないかなという気がするんですよ。1,300万かけてやっているんだけど、敬老事業、ホールに来るのは300人でしょう。それから、1,000人ぐらいは全然、記念品取りにも来ない。そうすると、来られなかったものは民生委員とか職員が配ったりしているわけでしょう。そういう形態はね、そろそろ変えてもいいんじゃないかなという気がするんだね。

去年の引き出物というのは何なの。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） ご質問にお答えいたします。

去年は紅白まんじゅう、あとどら焼きの詰め合わせ、お茶、それとタオルになります。4種類になります。

○委員（三村孝信君） お茶とかタオルとかね、あと何でしたっけ、どら焼き。どら焼きとかまんじゅうというのは、これは賞味期限もあるからね。そうすると、やはり配るのは大変なことだと思うんだよね。そういう点では、ある面でいうとね、もう変える時期じゃないのかなと思うんだね。

例えば敬老祝い金にしたって、これ7,000円払っているけれども、88歳からね、女性の平均寿命ですよ。だから、長寿でおめでたいというのは今、100歳ぐらいになっているんじゃないのと思うんだよね。これだけ長寿の時代が来てね、平均寿命でお祝い金ですよという時代でもないような気がするんだけどね。だから、1,300万をかけている割には、1,300万に見合った事業じゃないような気がするんだよね。ただ例年どおりやっていますっていうような。

だから、これなぜこういうことを言うかということ、谷津さんが長寿応援課の課長になったんで、きっと変えてくれるんじゃないかなという期待を言っているわけですね。そういうことです。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 答弁はなしでいいですね。

○委員（三村孝信君） もちろん結構です。やりますってうなずいてくれましたから。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 100番の老人福祉センター、これ町有地なの、それとも借地なの。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） ご質問にお答えいたします。

除草作業におきましては、桂老人センターの敷地の除草になります。町有地になります。すみません。

○委員（関 誠一郎君） これ桂だよな。

○委員（加藤木 直君） 桂3か所あるの。

○委員（三村孝信君） 老人福祉センターほかって書いてある。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） すみません、失礼しました。やまゆり荘のみの委託になっております。失礼しました。やまゆり荘のみ借地になっておりまして、ほかは町有地になっております。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） あそこの桂の老人福祉センター、もう10年以上ですよ、放置しておくのは。

○委員（加藤木 直君） もっと前から。

○委員（関 誠一郎君） もっと前だよ。それで、あそこを草刈りする金は大変だから、あそこは建物を解体してね、何とかしないと。誰も行かないよ、ああいうところ。新人の人は分からないでしょう、桂の老人センター。

○委員（高萩和彦君） 錫高野の養豚場に行ったときに通った。

○委員（関 誠一郎君） 山奥ね。

○委員（高萩和彦君） 本当に山奥で、アクセスは。

○委員（加藤木 直君） 行かないよ、用事ないもん。

○委員（関 誠一郎君） これはもう近い将来、どういう形にするか、お金のかからないように考えてください。もったいないです、これは。お願いします。それだけでいいです。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） やまゆり荘というのは何か利用していますか。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 質問にお答えいたします。

陶芸クラブの方が使用しております。

○委員（三村孝信君） あの本体は使っていないよね。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） やまゆり荘の脇に陶芸の館というところがあるんですが、

そこで陶芸ができる炉があつたりしますので、そこを利用して陶芸をやられている方たちがいらっしゃいます。やまゆり荘自体は今のところ使われておりません。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） そういう陶芸クラブが使う施設があるということなんだけれども、それにしたってね、あれだけの敷地と本体の建屋があつて、これいずれにしたっていつまでも延ばしているわけにいかないね。もう壊すんなら壊す。どうもね、いろんな施設をね、桂のうぐいすの里もそうだけれども、老人福祉センターにしたってやまゆり荘にしたって、何か全部、処分しないんだよね。ずっとこのままで維持管理費だけ払っているというね、借地料を払ったり。こういうのはね、町民の税金だよ。本当にこれ生きた金にならないと思うんだよね。だから、これ陶芸クラブの状況というのは私も分からないから乱暴なこと言えないけれども、ここは借地だしね、使わない施設ならば、そのときはお金がかかっても、やはり取り壊すぐらいのことをしないと、ずるずるお金をかけてしまうんじゃないかと。早い決断が必要だと思いますけれども、町長に言うておいてください。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 検討させていただきます。

〔発言する者あり〕

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） 105番の老人保護措置事業についてお聞きしたいんですけれども、養護老人ホームというのは町内に5か所、何という施設があるのかと、あと、身体上、精神上、環境上、経済的理由ということで、具体的にどういった方が施設を利用しているのか教えてください。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） ご質問にお答えいたします。

養護老人ホームは町内にはございません。老人福祉法に基づきます施設でございまして、養護老人ホーム、現在5か所にそれぞれ12名の方が入所されております。委員おっしゃるようにおおむね65歳で身体上、精神上、環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な者を養護老人ホームの入所を町のほうの措置として行うようになっておりますので、該当になるかならないかに関しましては、入所判定委員会を開きまして、委員さんの意見の下に入所を決定していく事業でございます。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） 町内がないんですね。町外ではどこに行かれているんですか。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） プレールみのりさん、ナザレ園さん、盲老人ホームのナザレ園さん、愛友園さん、昨年度までは開江老人ホームさんに措置のほうを行ってまいりました。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） すみません、それは何ていう市、水戸市が多いですか。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） お答えいたします。

常陸大宮市、那珂市、水戸市にございます。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） ありがとうございます。

この養護老人ホームというのは自立支援を目的としているということだと思えるんですけども、自立して社会復帰できている人というのは今までにいるんですかね。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 現在、過去の実績は確認できていないんですが、ここ合併してからは、元気になって出られた方というのは確認しておりません。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） ということは、この施設で亡くなれるということですね。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） ここの施設で亡くなれる方もいらっしゃいますが、要介護認定を受けて特別養護老人ホームに入所したり、あとは病院で亡くなれる方もいらっしゃいます。

○委員（田口優子君） ありがとうございます。

こういった方がこれからどんどん増えていくんだろうなと思って、こういった方もそうだし、お墓とか家とかもそうですけれども、こういうのをどうしたら減らしていけるのかなと考えていたもので、聞かせていただきました。健康な人を増やしていきたいなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

〔発言する者なし〕

○委員長（猿田正純君） じゃこの辺で、長寿応援課さんは所管分はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） では、続きまして、健康福祉課所管のほうに入りたいと思います。

健康福祉課所管分で質問がございましたらお願いいたします。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 124番をお願いします。

この小学生の預かりで、放課後児童健全育成事業なんですけど、公設5施設というのはどこどこなんだろう、教えてもらっていいですかね。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長、阿良山桂一君。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 質問にお答えさせていただきます。

公設ですね。石塚開放学級、おひさま学童クラブ、常北小児童クラブ、桂小児童クラブ、七会小児童クラブでございます。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございました。

それに民間、民設の3施設を加えて8つの施設があるということなんですが、5,700万の事業費を組んでいるわけですけども、この補助というのは、何ていうのかな、この5施設に対して、どこに幾らずつ払っているというのは分かるかな。その根拠というのは、預かっている人数によるのか、それとも、指導員の数によるものなのか、その辺のところをちょっと教えてください。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） お答えさせていただきます。

公設のほうの補助金につきましては、支援員さんの数とか、あとは施設の管理料等に補助対象となっているところでございますので、あと、この施設にこのぐらゐの実績があるというところは、ちょっと手持ち資料がないものですから、少々お時間いただければと思います。

○委員（三村孝信君） ありがとう。

どうしてこれ聞かかというのと、施設によって支援員の数がまちまちだというんだね。非常に支援員が足りないよと。支援員の補助みたいなものを頼んでいるところもあるんだよね。そういった人件費というのはどこが見ているのかなというのも聞きたかったんだね。それは答えられますか。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） お答えをさせていただきます。

支援員さんの人件費につきましては、ご指摘があったとおり各児童クラブで支援員さんの人数に相違があるものということでございます。こちらのほうの人件費分につきましては、全てこちらの補助金の対象となつてございまして、そちらで対応させていただいてるところでございます。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） ということは、どこどこの施設では何人の支援員で、その補助員に対しても何人いるというのを全部、町のほうで把握しているということね。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） お答えのほうをさせていただきます。

委託契約に基づきまして、支援員数のほうは、仮に石塚開放学級であれば何人、おひさま学童クラブであれば支援員何人ということでおのこのクラブごとに支援員の計画をさせていただいているものですから、町のほうで人数は把握させていただいているところでございます。

○委員（三村孝信君） 補助員というのも把握していますか。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 補助員のところの位置づけなんですけれども、学童クラブの支援員さんごとに名称が変わりまして、まずは新任の支援員さん、あとは通常の公衆を受けた支援員さん、あとは短期的に、夏休みの長期的に、そういった大学生等々を含めた中の支援員さんということで位置づけさせていただいているところでございますので、今、委員さんのほうで補助員という位置づけは、大学生とかそういった短期的なところもあるのかなと思っているところでございます。

○委員（三村孝信君） だから、それは把握しているのかって。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 把握してございます。

○委員（三村孝信君） それは給料はそっちで払っているの、町のほうでな。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） はい。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） いやね、これ確認したのは、人手不足だといって、なかなか支援員がいなくて、補助員を頼んでやっているんだけれども、どうも若くてね、預けている人が不安だというような声を聞いたんですよ。それで、やはり預ける側にしたら安心感というのがね、それが大事なことで、その辺のところはしっかり管理してもらいたいのね。

もう一つ、例えば前だったらね、委託費を丸々丸投げみたいにしておいて、あとはもうそっちの責任者にお任せしますというような形で、問題が起きたことがあったと思うんだよね。そういうことがないように、今は町のほうでちゃんときちんと管理してくれているというのを聞いて安心したところです。

それでね、もう石塚小の入学者数だって、今45人しかいないからね。新入生45人しかいないんですよ。多いときから見たら3分の1ぐらい。それが今の現状で、8つの施設の中で、そういったのをある程度、何ていうのかな、民間の場合は死活問題になると思うんだよ、人数を確保するのは。それに対して、公設の5つの施設というのは適切な数なのかね。どうなんですか、これ。それを阿良山課長に聞くのはあれか。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） ちょっと現状だけお話しさせていただいてよろしいでしょうか。本年度、全体の児童クラブの利用児童推移でございますけれども、定員に対しまして102%程度の利用があるところでございます。また、定員に対しまして、公設5つのうち4つのほうは定員、または多少なり定員を超えた利用人数があるということで実績が上がってきてございます。

あともう一点、先ほど各児童クラブの委託ということでお話あったと思うんですけれども、今お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

石塚開放学級793万3,500円、常北小児童クラブ611万3,550円、桂小児童クラブ758万5,400円、七会小児童クラブ593万6,875円、おひさま学童クラブが826万400円ということ

で予算のほうを積算しているところでございます。

○委員（三村孝信君） 丁寧ありがとうございます。どうもありがとうございます。非常によくね、参考になる数字でありがとうございました。

102%ということで、児童数は減っても、恐らく学童に預けたいという児童はあると思うんだよね。それは両親、お勤めに行ったりね、そういう家庭のほうで圧倒的に多いだろうから。そういう点では、そういうふうは何ていうの、今ね、働いていようがいまいが預けたいという、そういう親もいるだろうし、それを全部受け入れるということだから、需要はあると思うんだけど、ぜひね、お願いしたいのは、支援員の質ね。これは本当に大事なことだと思うんだよ。だから、ぜひ阿良山課長を含め、皆さんでそういった点はぜひ管理というか、よく目を行き届かせておいてもらいたいなということです。終わります。

○委員長（猿田正純君） 答弁ありますか。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 児童クラブの支援員につきましては、県のほうの主催する研修会等がございます。そういったところで支援員さんの資質の向上というところも図っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員（三村孝信君） 分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

田口委員。

○委員（田口優子君） 113番の地域生活支援事業のところをお願いします。

障害者、障害児の保護者等の相談に応じる、この備考の②地域活動支援センターというのは、つくし事業所とかのことでしょうか。ほかにもあれば教えてください。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 質問にお答えさせていただきます。

令和7年度、委託している施設が4施設ございます。うち水戸市が3施設、町社協、つくしさんが1施設ということで、合わせて4施設事業所を委託させていただいているものでございます。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） なるほど。これは町外が多いんですね。

ちなみにつくし事業所を利用されている方というのは、町民とか町外の方なのか、その割合、大体でいいんですが、もし分かれば教えていただきたいなと。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） ご質問にお答えさせていただきます。

昨年度の実績でございますけれども、24人、つくしのほうにご利用がございます。うち1名が常陸大宮市の在住の方の利用ということで実績がございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君）　ということは23名は町内の方ということで。

○健康福祉課長（阿良山桂一君）　お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。

○委員長（猿田正純君）　田口委員。

○委員（田口優子君）　なるほど。分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（猿田正純君）　ほかに。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君）　122番、次世代育成支援金の支給事業についてお聞きいたします。

これは、生まれたときにですね、出生祝で10万、第3子以降で10万、これが16人いるということで、あと子育て支援金として330万と、3歳到達時に10万、6歳到達時に10万ということになっています。これね、今、子ども・子育て支援ということで非常に優遇というか、本当にみんな力を入れてやっていらっしゃるんじゃないのかなと思っていますけれども、子供が第3子以降生まれたら10万あげるんじゃなくて、第1子から10万の手当はどうかということ、私も随分前から、これは第1子からにするべきじゃないんですかというようなことを言っていたんですけれども、なかなか進みません。ほかの市町村では3万とか5万とかね。生まれたら3万支援するというようなことを言っていますけれども、この町は本当に手厚い支援はいつているんだなと思ったんですが、しかし、実際見たら、第3子からが10万というようなことでね。なかなか支援が行き届かない。初めて生まれた人に10万もらったほうが何かすごく支援してあげたほうが頑張れるんじゃないのかなというのを感じているんですけれども、第1子から10万を支援する、支給するというのは無理なんでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（猿田正純君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君）　お答えのほうをさせていただきます。

私は藤咲委員さんのほうからそういうようなことで一度ご質問があったということで承知しているところでございますけれども、そういったところも併せまして、今後検討の課題ということでさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君）　藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君）　ぜひ前向きに検討してください。今ね、子供を育てるのに、確かに余裕がある、働いている方は余裕のある方もいらっしゃるかと思いますが、やっぱりなかなか子育てしていくというときにね、子供増やせよと、女性は本当、子供産んでよみたいな感じで言うてはいますけれども、育てるときにどれほどお金がかかるかというようなことも非常に大変だと。そういう苦しい生活の中で、やっぱり何ていうのかな、生活して、子育てしていくということありますので、ぜひ前向きに検討してください。

それで、もう一つ、この件についてお伺いいたします。

これは通知は出されているのでしょうか。それとも自動的に3歳になったら、生まれたら、6歳になったらということで、10万として支給になるようになっているのでしょうか。その辺ちょっとお聞きいたします。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 木村補佐のほうから回答させていただきます。

○委員長（猿田正純君） 木村補佐、お願いします。

○健康福祉課長補佐（木村和恵君） お答えさせていただきます。

対象者の方には個別通知を出させていただいております。

以上です。

○委員（藤咲芙美子君） じゃそういうことで、漏れがないということで、大丈夫ですね。分かりました。

もう一つ、123番についてお聞きいたします。

在宅育児支援事業なんですけれども、これは保育所を利用しないで在宅において育児を行う世帯に在宅育児手当ということなんですけれども、国の支援ではなかったんでしょうか。ふるさと応援基金を500万出していますけれども、どうなのかなと思いました。これはどうなっているのでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） お答えのほうをさせていただきます。

こちらのほうは、町独自の施策となっているところでございます。

○委員（藤咲芙美子君） そうでしたか。それも頑張っていらっしゃるんですね。648人に2万ずつということのようですけれども、保育所費ね。これもいっていますね。

何か随分ね、1,200万、前はもっと1,000万までは行っていなかったようだったんですけれども、随分頑張っていらっしゃるのかなということで、2万ずつですね。分かりました。

後でまたお聞きいたします。ありがとうございます。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） すみません、戻っちゃって申し訳ないですけれども、先ほどの障害者、障害児についてなんですけれども、先ほどの質問を何でしたかといいますと、私、城里町に住んでいて、障害者の家族がいる方ってすごく隠そう、隠そうとするなと感じているんですね。都会に行くとオープンにしている方たくさんいて、SNSに投稿して、家族がこういう障害がありますみたいな感じで投稿していたりするんですけれども、やっぱりどうしても田舎に行けば行くほどそういうのを隠したがるという傾向があるなと感じていまして、それを改善するにはどうしたらいいのかなと思うと、やっぱり町民の理解が必要だよなと思うんです。これって難しいだろうなと思うんですけれども、障害のある方と交流する機会を増やすとか、隠さなくてもオープンにできるくらいの知識を町民が持て

たらしいのかなというふうに感じていまして、先ほどの質問をさせていただいたところです。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（猿田正純君） 答弁はいいですか。

○委員（田口優子君） もし何か、お答えいただけますか。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 貴重なご意見ありがとうございます。

今後、いろいろな障害関係のほうの管理アクセスするところがあります。そういったところ情報提供をさせていただきながら、今後の施策のほうに展開させていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（猿田正純君） 田口委員。

○委員（田口優子君） こちらこそありがとうございます。

やっぱり生きづらさを感じている人がいると思うので、それぞれが心地よく生きられたらいいなと思ったのは発言させていただきました。お答えいただいてありがとうございます。

○委員長（猿田正純君） きれいにまとめていただいたところで、篠田委員。

○委員（篠田かつ子君） 142番の健康診査事業ということで、がん、生活習慣病等の早期発見、予防のために各種健診を行うとありますけれども、2人に1人ががん、生活習慣病は3人に1人が罹患するという統計が出ております。今ずっと城里町はネットで予約をしていますけれども、昨年、うちの母が予約したときに総合健診を受けないでしまって、婦人科健診だけをネットで予約してしまったんですね。総合健診が抜けてしまって、ネットはちょっと、皆さんができる、できる人ばかりじゃないだろうなと思ったんですけれども、城里町の受診率はいいですか。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 木村補佐のほうから回答させていただければと思います。

○委員長（猿田正純君） お願いします。

○健康福祉課長補佐（木村和恵君） 課長補佐の木村です。ご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、ネットでということちょっとお話をさせていただきたいところがあります。いろんな方が申込みをしていただいているんですが、若い方とかの利便性を考えまして、ネットというのを使わせていただいているところなんです、やはりお年を召した方からは不便だということで、もちろんお電話での予約も承っているところです。今もちょうど毎日のようにかかってきておりますので、周知が届かなかったところを大変反省しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

あと、受診率の件なんですけれども、町のほうでは国民健康保険の、国保事業になるんですけれども、そちらで特定健診というものを実施しておるんですが、県内では2番とか1番とかという、受診率は50%近く保っているところです。地域性がやはりありまして、昔から集団健診を受けるということがとても慣れている地域ですので、去年受けた方がまた受けてくださるということで、受診率のほうは大変良好だと思っております。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 篠田委員。

○委員（篠田かつ子君） ありがとうございました。

電話での予約も昨年何度かしたんですけれども、つながらないことがあったので、スムーズな予約がもっと取れば良いなと思いました。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 木村補佐。

○健康福祉課長補佐（木村和恵君） ご意見ありがとうございます。持ち帰りまして、なるべく今後とも改善できるように努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君） いかがですか。

加藤木委員。

○副委員長（加藤木 直君） 137番、旧ななかいこども園の解体事業なんだけれども、これ移転後のななかいこども園の解体及び現園舎の施設備品等を保管する倉庫の工事ね。これ事業別なんじゃない、一緒にやるの、これ。別にしたほうが良いと思うんだよね。どうでしょう。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 今、計画のほうさせていただいているところなんですけれども、現況の中で、旧倉庫の中に、現在のななかいこども園の備品があるところでございます。そういった中で、弾力的な工事のような形ということで、一括発注したいなとは思っていたんですけれども、その中でご意見のほう、別々にしたほうが良いというところもご意見賜りましたので、今後発注の、今後について検討のほうをしていきたいと思っています。

○副委員長（加藤木 直君） 別にする、解体は解体だよな。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 一応、解体は旧園舎のところで解体工事をしまして、新園舎の脇のところの倉庫……。

○副委員長（加藤木 直君） 倉庫を造るんだ。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） そうですね。

○副委員長（加藤木 直君） これは別事業だと思うんで。何かちょっと、何だろうなと思っているんだね。よろしくお願いします。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 今のななかいこども園なんですけれども、解体するのにこんなにかかるんですか。何かね、ちょっと大き過ぎるというようなこと、感じしました。あとこれ一緒に施設備品を保管する倉庫の設置工事を行うというようなことなんですけれども、例えばどのぐらいの広さで何を入れるような倉庫なのか。これ別々にしたほうが分かりやすいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 今の質問と同じような気もするんですけれども、じゃもう一回。健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） お答えさせていただきます。

現園舎倉庫というところなんですけれども、先ほどどれくらいの広さというところ、お答えしなかったんですけれども、今の旧園舎の平米につきまして30平米ほど、新しく建てる予定のものが39平米の面積ということで設計のほうを得ているところでございます。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっとね、よく分かりませんが、145番、七会保健センターの照明灯のLED化についてお聞きします。

これね、1,991万かかっていますけれども、これって何か所ぐらいかけているのでしょうか。それとも何かやっぱり、前に質問した体育館とかそういうようなところで、大きなところを設置するからこれだけかかるんですというようなことどこかで言っていたような気がしたんですけれども、施設全体を照明をLED化するんですか。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 工事内容についてご説明させていただきます。

工事内容としまして、既設の室内の照明器具、誘導灯、非常灯、あと街灯ですね。七会保健センターの照明器具を全てLED化させていただくものと予算要望させていただいたところです。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） しめて何か所ぐらいになるのかちょっとお聞きしてよろしいでしょうか、申し訳ありません。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 設計の段階では241点ということで設計を立てているところでございます。

○委員（藤咲芙美子君） 相当の数かかるんですね。分かりました。

もう一つだけ、すみません。

138番、病後児の保育事業についてお聞きいたします。

病後児保育はななかい保育園だけしかやっていないのかなと思うんですけれども、ここで保育士だけでなく、看護師も入るのかなと思うんですけれども、そこら辺の配置はどのようになっていますか、お聞きいたします。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） お答えのほうをさせていただきます。

令和8年度より、会計年度任用職員でございますけれども、看護師のほうを採用させていただいて、対応をさせていただいているところでございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） このナースの関わりはどのような状況になっていますか。1日ついていられるのでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） 実はななかいこども園の開園時間が7時から8時半で、病後児保育の受入れについては8時の頃からということになっているんですけども、会計年度任用職員さんの勤務時間が7時間とか、超過しているところがあるかと思います。そういったところに対しまして、室内の保育士とかそういったところでカバーをし合いながら体制を構築しまして、なおかつ看護師さんのほうが病氣的なところを見なくちゃならないというところがありましたら、ななかい保育所の看護師さんのほうも合わせまして体制を構築しているところでございます。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） この場合、看護師は七会診療所の看護師ではないということで認識しておいてもよろしいのでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） そのとおりでございます。

○委員（藤咲芙美子君） そうですか。掛け持ちすると非常に看護師の業務が大変な状況だと思うので、掛け持ちはしないようにお願いをしたいなと。

ところで、看護師は何人入りますか、設置されます、看護師、ここの場での看護師。

○健康福祉課長（阿良山桂一君） こちらの体制につきましては、1名ということになっているんですけども、こちら病後児保育のほうなんですけれども、すぐにこちらの何かしらありましたら、看護師さんのほうがそこの利用者の方に行って様子を見るという形が制度上ございます。そういった中で、利用者がいましたら、すぐに状況が分かるような形の体制を取らせていただいているところでございます。

○委員（藤咲芙美子君） そうなんですか。分かりました。

会計年度さんということであれば、そういった形になるのかもしれませんが。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（猿田正純君） それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたように見えるんですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） 以上で令和8年度城里町一般会計、総務民生常任委員会所管分

の審議を終了としたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） ご異議がないようですので、一般会計分で課長を省く職員の方は退席をしていただいて結構です。長時間ご苦労さまでした。

〔発言する者あり〕

○委員長（猿田正純君） 続きまして、②のほうです。議案第34号 令和8年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

説明は、一般会計同様、歳入については国民健康保険特別会計の歳入歳出予算事項別明細書から、歳出については別冊の主要事務事業一覧から説明をお願いいたします。

それでは、担当課長より説明を求めます。

国保年金課長、所克実君。

○国保年金課長（所 克実君） 令和8年度城里町国民健康保険特別会計予算（事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ20億1,176万9,000円でございます。前年度当初比2.8%の減であります。

2ページをご覧ください。

歳入につきましてご説明いたします。

1款1項国民健康保険税3億6,288万円ではありますが、一般被保険者、退職被保険者の現年課税分、滞納繰越分を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項手数料ですが、督促手数料の科目設定のみです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、災害臨時特例補助金の科目設定のみです。

4款県支出金、1項県補助金14億9,742万2,000円ではありますが、1目保健給付費等交付金14億9,742万2,000円で、普通交付金、特別交付金、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等負担金を見込んでおります。

5款財産収入、1項財産運用収入394万円ではありますが、基金積立金利子を見込んでおります。

6款繰入金、1項他会計繰入金1億3,759万7,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定職員給与費等の繰入金を見込んでおります。2項基金繰入金1,000円ですが、国民健康保険支払準備基金からの繰入金で、科目設定のみです。

7款1項繰越金370万円ではありますが、主に前年度繰越金を見込んでおります。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料400万2,000円ではありますが、主に一般被保険者延滞金を見込んでおります。2項受託事業収入ですが、特定健康診査等受託料の科目設定です。3項雑入222万4,000円ではありますが、主に一般被保険者第三納付金及び広域連合委託料を見込んでおります。

以上、歳入につきましてご説明いたしました。

続きまして、歳出です。

令和8年度予算主要事務事業特別会計分、19ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（事業勘定）の主要事務事業でございます。主なものをご説明申し上げます。

通し番号3番、保険事業費疾病予防事業であります。人間ドック、脳ドックを実施し、疾病の早期発見に努め、医療費の抑制につなげるものです。事業費は526万円を見込んでいます。

4番、保健事業費特定健康診査等事業であります。40歳から74歳までの国保加入者に対して、生活習慣病予防の徹底に努め、医療費の抑制を目的として特定健康診査等を実施するものです。事業費は2,708万円を見込んでおります。

以上、国民健康保険特別会計（事業勘定）につきましてご説明いたしました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

〔「施設勘定はいいの」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（所 克実君） 施設勘定もよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（所 克実君） では、続けて、29ページをご覧ください。予算書29ページになります。

令和8年度国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明申し上げます。

第1条であります。国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,801万2,000円とするものです。

第2条は一時借入金を受入れの最高額を5,000万円とするものです。

30ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算であります。

初めに、歳入です。

1款診療収入、1項外来収入1億2,479万1,000円ありますが、医科・歯科の診療報酬及び一部自己負担金収入の現年度・過年度分収入を見込んでいます。2項その他診療収入1,018万6,000円ありますが、医科・歯科の諸検査等収入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料14万4,000円ありますが、医師住宅の使用料を見込んでおります。2項手数料49万4,000円ありますが、医師の診断書及び介護保険意見書料を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金9,899万8,000円ありますが、一般会計からの繰入金、特別調整交付金及び事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

4款1項繰越金100万円ありますが、前年度繰越金を見込んでおります。

5款諸収入、1項雑入239万9,000円ありますが、投薬容器、歯ブラシ代の衛生材料費

等の売払収入を見込んでおります。

以上、収入につきましてご説明いたしました。

続きまして、歳出です。

令和8年度予算主要事務事業（特別会計分）19ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計（施設勘定）の主要事務事業でございます。

通し番号5番、保健医療事業であります。沢山歯科診療室及び七会診療所（医科・歯科）による日々の保険医療業務でございます。事業費は施設管理費、医業費で2億602万6,000円を見込んでいます。

6番、公用車更新事業であります。診療所で使用する公用車の老朽化に伴い、車両の買い替えを行うものでございます。事業費は105万9,000円を見込んでいます。

以上、令和8年度城里町国民健康保険特別会計（施設勘定）の予算につきましてご説明いたしました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（猿田正純君） 令和8年度城里町国民健康保険特別会計予算及び主要事務事業一覧に関する説明が終了しましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

関委員。

○委員（関 誠一郎君） 施設勘定の5番、保健医療事業の中で、沢山の歯医者における先生を誘致するに当たりいろいろ問題がありましたけれども、この沢山診療所の歯科の医者に関して、水戸駅前のマンション借入基金200万、これは入っているのかどうか伺います。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） この町の予算の中にその200万が入っているかというご質問でよろしいでしょうか。そういう予算は入ってございません。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） そうしますと、沢山診療所の歯科医師が来る条件として200万のマンション代を払うという約束の下で来ているわけですね。この200万というのはどういう形で出しているのか。それとも出していないのか。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） そちらの200万円の予算のお話については、令和7年度予算のときのお話だと思いますので、令和8年度予算につきましては、そのようなお金は入っておりません。

なお、令和7年度予算につきましては、当時、議会の皆様からご指摘を受けて、修正をして取り下げていたと記憶しております。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 関委員。

○委員（関 誠一郎君） 取下げはしても、今年、8年度に入っているのかなと思って、

それで聞いたんですけれども。じゃ結構です。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 関委員がその下の医療費の次なんだけれども、公用車更新事業で、これ何、中古車なの、買うの。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） こちら中古ではございません。軽自動車です。現在使用している車が製造から25年を迎えておりまして、部品の調達が不可能になったということで、軽自動車を購入する予定でございます。

○委員（三村孝信君） それにしても安いんじゃないの、これ。こんな値段で買えるの。上手だね、買物。

○委員（関 誠一郎君） 軽トラ。

〔発言する者あり〕

○委員（三村孝信君） いや、立派ですね、安くて。びっくりしました。

○委員長（猿田正純君） ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 3番についてお聞きいたします。人間ドックのドックなんですけれども、これ毎年ちょっと確認させていただいていますが、人間ドック、どのぐらい利用しているんでしょうかね、人数として。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） 人間ドックの人数ですけれども、令和7年度の実績といたしまして219名、うち婦人科健診が92名、脳ドック18名です。令和8年度の予算で見込みといたしましては、人間ドック275人、脳ドック25人、計300件を予定しております。

以上です。

○委員（藤咲芙美子君） なるほど。

人間ドックは非常に大切なことであって、がんも見つけられるということなんですけれども、もう少しこれ人数増やすことって、町で努力するようなことはできないでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） これ実績で予算化していきまして、あえてお断りしているということではなくて、前年の実績から予算化していきまして、このぐらいの要望だということでこちらは把握しております。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ということは、要望すれば、ある程度幾らでも受けられるということでもいいんですか、人数を本当に決めなくていいんですね。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） 今のところ予算枠内で要望全て受付しております。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ということは、予算がオーバーになったら、もう予算オーバーですかってやめちゃうことはあるんですか。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） 今まで要望で予算を超えたということはありませんが、仮にそのようなことがあれば、補正予算で対応したいと考えております。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ぜひ広げてほしいと思います。これ周知のほうもどのようにしているのかお聞きはしたいんですけれども、ドックをやっぱり受けていくというのを、そして町の支援もきちんとやっていくというのは、もっと増やしてもいいのかなという感じはあるんです。費用対効果というよりも、こういうのを受けるか受けないかの問題で、受けていなければ案外と病気が悪化していくというようなこととかってあって、医療費の増額ということも考えられますので、少し力を入れて頑張っていってほしいなど。これは特定健康診断のほうにも言えることなんですけれども、もっともっとやっぱり増やしていってほしいなという思いは、いつも思っています。いかがでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） ただいまのご意見賜りました。周知方法について検討してみたいと思います。

○委員（藤咲芙美子君） よろしくをお願いします。

後期高齢者はまだだね。これからですね。

○委員長（猿田正純君） まだです。

それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたようでありますので、以上で令和8年度城里町国民健康保険特別会計予算の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） ご異議がないようですので、続きまして、③議案第35号 令和8年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

説明は、ただいまの国民健康保険特別会計同様をお願いいたします。

それでは、担当課長より説明を求めます。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長、所克実君。

○国保年金課長（所 克実君） 令和8年度城里町後期高齢者医療特別会計の予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和8年度後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億4,648万9,000

円でございます。前年度当初比13.7%の増です。

2 ページをご覧ください。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 2 億5,998万8,000円ではありますが、特別徴収、普通徴収の保険料現年度分と滞納繰越分を見込んでいます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1,000円ではありますが、督促手数料の科目設定です。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金8,571万5,000円ではありますが、一般会計からの保険基盤安定繰入金と事務費繰入金を見込んでいます。

4 款 1 項繰越金1,000円ではありますが、前年度繰越金の科目設定です。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料ではありますが、延滞金 3 万円、加算金及び過料は科目設定のみで 3 万2,000円を見込んでいます。2 項償還金及び還付加算金75万1,000円ではありますが、保険料還付加算金収入を見込んでいます。3 項雑入ではありますが、後期高齢者医療保険料等負担金精算金に係る科目設定です。

以上、収入についてご説明いたしました。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

主要事務事業、後期高齢者医療特別会計、20ページをご覧ください。

通し番号 7 番、後期高齢者医療広域連合納付金事業ですが、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定制度負担金を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明いたしました。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（猿田正純君） 令和 8 年度城里町後期高齢者医療特別会計予算及び主要事務事業一覧に関する説明が終了しましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 7 番、後期高齢者医療広域連合、これは納付金だけ見ると、もう何も言いようがない。手出しのしようがないと。全くこれはもう後期高齢者ここだけというような感じでね、私何も言えないような状況になっているんじゃないかなと感じるんですけども、後期高齢者って75歳という年齢で割り振られて、そして75歳以上は何もできないみたいな、こういう75歳以上は本当の高齢者だよというようなことで、人間ドックも74歳まで補助を受けられて、75歳になったら補助を受けられなくなっちゃうんですよね。とてもとても悲しいんじゃないかと私は思います。

今、80、90ぐらいまで元気で頑張っていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますけれども、できればこの中から、町独自ででも結構ですので、町独自でできるのかな、よく分かりませんが、そこら辺のところ。人間ドックを85ぐらいまで延期させてもらえればうれしいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） ただいまの後期高齢者の人間ドックの件でございますが、こちらの予算上では、人間ドックの予算はちょっと見られないと思いますので、別の事業として考えなくてはならないかと思いますが、検討課題とさせていただければと思います。以上です。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） そうですね、年齢で決められるというのはやっぱり非常に辛いところなので、同じ人間です。73歳も74歳も75歳もみんな同じ人間ですので、年齢で分けないで、要望できる人がいたらそのところを少し受けていただければうれしいなと思っていますところ。よろしくお願いいたします。

さっきね、国保の特別会計で聞くの忘れちゃったんだけど、同じ担当課ですので、ちょっとだけいいですか。ごめんなさい。

○委員長（猿田正純君） 1点許可します。

○委員（藤咲芙美子君） 2番の国民健康保険の納付金についてなんですけれども、今度ね、給付金、交付金と医療費給付費があって、今までは医療費と後期高齢者と介護支援納付金があったんですけれども、今度は子ども・子育て支援納付金というのが増えたんですね。これは1,486万9,000円増えていますけれども、結構負担になっているんじゃないかなと思うんですけれども、こちら辺はどのように町で対応できるのかなという。多分、滞納者が増えるんじゃないのかなというのを感じているんですけれども、どのような形で被保険者に対応していますか、お聞きいたします。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） この子ども・子育て支援金につきましては、国民健康保険以外の社保、共済についても同様に取ると、徴収するというものでございますので、その辺、全国的な方向もあるでしょうけれども、町としても同様に国民健康保険に関する周知はしてございます。さらに、今後もそういうことに努めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（猿田正純君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） この子ども・子育て支援納付金というのは18歳以上全ての人から負担するということになっていますね。だから、確かに所得層とか、それから生活保護を受けている人たちとか、そういうところからはどのくらい取るのかどうか分かりませんが、18歳未満は対応にならず、18歳以上の全ての人からこれは負担してもらうというようなことなんですね。ですので、非常に被保険者、国保世帯の人たちは本当に大変な思いして、生活している。そういう中で、またさらに子ども・子育て支援。反対しているわけじゃないんですけれども、何かもう少しこれ国で面倒見てほしいなというようなところなんです、町では、県とか国とかに申し入れるようなことはできないでしょうか。被保険者に負担がかかるというのは、とてもとても大変だと思うんですね。ですので、

その辺のところを検討していただければいいかなと思うものですが、いかがでしょうか。

○委員長（猿田正純君） 国保年金課長。

○国保年金課長（所 克実君） 先ほどもご説明しました、この子ども・子育て支援金につきましては、国保加入世帯だけではなくて、全保険加入世帯といいますか、18歳以上の加入者から徴収するものですので、町だけ特別に何かということはちょっと難しいかと思います。

以上です。

○委員長（猿田正純君） 最後の質問でいいですか。

○委員（藤咲芙美子君） 最後の質問にします。別に質問という形じゃないんですけども、そういう低所得層の人たちがたくさんいて、国保世帯がたくさんいるというようなこと、そういうようなだけ分かっていただきたいなと思っているところです。滞納者に対してもきちんと、取立てを集中するというようなことじゃなく、事情を聞きながら対応していただきたいなと思っているところです。

ごめんなさい、以上です。

○委員長（猿田正純君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたようであります。

以上で令和8年度城里町後期高齢者医療特別会計予算の審議を終了したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） ご異議がないようですので、続きまして、④議案第36号 令和8年度城里町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

説明は、ただいまの後期高齢者医療特別会計同様をお願いいたします。

それでは、担当課長より説明を求めます。

長寿応援課長、谷津靖子君。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 令和8年度城里町介護保険特別会計予算（保健事業勘定）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条、令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億7,011万1,000円でございます。

第2条、歳出予算の流用は、保険給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものです。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算です。

まず、歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料 5 億814万6,000円でございますが、第1号被保険者保険料現年課税分の特別徴収、普通徴収分及び滞納繰越分を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,000円でございますが、科目設定のみでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 3 億9,697万4,000円でございますが、介護給付費国庫負担金を見込んでおります。2 項国庫補助金 1 億3,700万3,000円でございますが、介護給付費調整交付金、地域支援事業調整交付金及び地域支援事業交付金の収入を見込んでおります。

4 款1 項支払基金交付金 6 億1,302万5,000円でございますが、介護給付費及び地域支援事業支払基金交付金を見込んでおります。

5 款県支出金、1 項県負担金 3 億2,988万円でございますが、介護給付費県負担金を見込んでおります。2 項県補助金1,093万9,000円でございますが、地域支援事業交付金を見込んでおります。3 項財政安定化基金支出金1,000円でございますが、科目設定のみでございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入39万6,000円でございますが、基金積立金利子を見込んでおります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億7,264万円でございますが、一般会計からの介護給付費の町負担分、職員給与費及び地域支援事業等の繰入金を見込んでおります。2 項基金繰入金2,000円でございますが、介護給付費準備基金からの繰入金を見込んでおります。3 項介護サービス事業勘定繰入金120万3,000円でございますが、介護サービス事業勘定からの繰入金を見込んでおります。

8 款1 項繰越金100万円でございますが、前年度繰越金を見込んでおります。

2 ページから 3 ページにまたがりまして、9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 3,000円でございますが、第1号被保険者からの延滞金、加算金の収入を見込んでおります。2 項雑入 9 万9,000円でございますが、主に介護予防事業の負担金収入を見込んでおります。以上、歳入についてご説明申し上げます。

続きまして、歳出でございます。

令和8年度主要事務事業一覧の20ページをご覧ください。

主要事務事業（特別会計分）20ページでございます。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の主要事務事業です。

通し番号8番、介護認定事業でございますが、介護認定訪問調査及び主治医意見書を基に介護認定審査会を開催し、要介護度の決定に関する事業でございます。事業費は971万8,000円を見込んでおります。

通し番号9番、介護サービス費給付事業でございますが、要介護認定者等に対して介護保険制度で定める居宅介護サービス費、施設介護サービス費、高額介護サービス費等を給付する事業でございます。事業費は22億3,647万円を見込んでおります。

通し番号10番、介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、介護予防・生活支援サ

ービスとして要支援１・２の認定者と基本チェックリストに該当した事業対象者への訪問型と通所型の基準型サービス事業、または軽費型通所介護サービス事業を提供する事業でございます。また、指定介護予防支援事業所に介護予防ケアマネジメントを委託する事業でございます。事業費は2,742万5,000円を見込んでおります。

通し番号11番、一般介護予防事業であります。高齢者が介護が必要な状態にならないよう介護予防の普及啓発や介護予防ボランティアの活動支援としてふれあいサロン事業、スクエアステップなどの教室、子どもヘルパー派遣事業などの介護予防教室を実施している事業でございます。事業費は651万5,000円を見込んでおります。

通し番号12番、生活支援体制整備事業であります。生活支援ニーズが多様化する中、既存のサービスだけでなく、地域住民が主体となって生活支援サービスの充実が図られるように、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する事業であります。事業費は194万8,000円を見込んでおります。

続きまして、令和８年度城里町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）についてご説明申し上げますが、よろしいでしょうか。

31ページをご覧ください。

第１条、令和８年度介護サービス事業勘定の予算総額は、歳入歳出それぞれ685万円とするものです。

32ページになります。

歳入予算につきましてご説明申し上げます。

第１表、歳入歳出予算から、歳入であります。

１款サービス収入、１項予防給付費収入684万9,000円ですが、介護保険の要支援１・２の認定を受けた利用者の介護予防サービス計画の収入を見込んでおります。

２款１項繰越金1,000円ですが、前年度繰越金を見込んでおります。

続きまして、歳出でございます。

令和８年度主要事務事業一覧の21ページをご覧ください。

通し番号13番、介護予防支援事業であります。要支援１・２の認定者で介護予防サービスの利用者の介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託しているものでございます。事業費は351万7,000円を見込んでおります。

介護保険特別会計につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（猿田正純君）　ありがとうございました。

令和８年度城里町介護保険特別会計予算及び主要事務事業一覧に関する説明が終了しましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

三村委員。

○委員（三村孝信君）　これ絶対聞いてこいと言われたんでね、通し番号９番、これをお

尋ねいたします。これは介護サービスで自己負担の割合について尋ねたいんですが、3割負担というのがあるでしょう。そうすると所得220万以上だと3割負担になると思うんだよね。これって例えば、収入にもいろいろあると思うのよ、労働した収入ね、それから財産収入、年金というのもあるでしょう。そうすると、例えば年金だけの収入しかないにもかかわらず、220万を超えると3割負担をしなきゃならないのかなというのを尋ねたい。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 歳入の方法にはかかわらず、ある程度の収入によって、収入とみなされますので、1割、2割、3割の負担が発生することになります。ですので、例えば土地を売った収入が入った、それもこの金額を超えると2割、3割ということになります。

○委員長（猿田正純君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） これね、3割負担というのはすごい重い。例えば年金プラスアルファの、アルファの部分の220万ならいいのよ。ところが、年金だけで暮らしている人が3割負担というのは本当に厳しいんだよ。文句言うわけじゃないんだよ、谷津さんに文句言うわけじゃないんだけど、220万というその設定が厳しすぎるんじゃないかという気がする。これ全員に、身にしみて感じるからだからね。220万というのはすぐにいっちゃうよ。特にあなたたち公務員だったら、年金プラスアルファ何か、農業収入とか何かあったらすぐ220万いっちゃうべ。それで3割負担というのは非常に重いですよ。

年金収入だけなんていう場合は、もうちょっとう何ていうの、猶予はあるのかなと思ったのよ。全然なくて、合算されちゃうわけ、この年金プラス農業収入なんていったら、すぐこれ220万いっちゃうでしょう。どうなの、これ。所得だから駄目。お願いします。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） すみません、収入ではなくて、あくまでも所得になります。

○委員（三村孝信君） 所得というのは税引き前。

〔「控除前」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 控除前、それは厳しいね。

〔「後です」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 控除後だよ。後だ。後ならまだいいよね。

○委員長（猿田正純君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（谷津靖子君） 農業収入で例えばマイナスが出てしまったら、それも考慮されるという。

○委員（三村孝信君） マイナスでいいのよ。分かった。これはあくまでも税引き後ね。分かりました。ちょっと安心した。

〔「純粋な収入」と呼ぶ者あり〕

○委員（三村孝信君） 課税所得だね、言ってみれば。何か施設入れそう。ありがとうね。以上で。

○委員長（猿田正純君） ほかに何かございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） 羽部課長。

〔「さっきの葬儀ね」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（羽部理恵君） 葬儀場の話で大変恐縮なんですけれども、あくまでも火葬しました、待合室を2時間利用しました、一番式場で小さな斎場を使ったときの合計金額でよろしいですか。細かく申し上げますと、また足し上げということになってしまうので。

まず、常北地区の方が水戸市の堀斎場をまず第1に申し上げますと、常北地区の方が水戸市の堀斎場を利用して、個人負担は2万2,000円です。水戸市の方が水戸市の堀斎場を使うと2万円なんです。

続きまして、おおみや広域聖苑です。常北地区の方がおおみや広域聖苑を利用されますと……

〔発言する者あり〕

○町民課長（羽部理恵君） よろしい……、それは要らない。

〔「いいよ、いいよ」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（羽部理恵君） 区域内で桂の方がおおみや広域聖苑を利用すると4万1,650円、大宮と笠間さんは意外と高額なんです。

笠間広域聖苑を七会の方が利用すると4万7,000円です。七会地区は4万7,000円。

〔発言する者あり〕

○委員（三村孝信君） だけれども、補助が出るんだよね。

○町民課長（羽部理恵君） はい。桂と七会の方はもうこのままの金額で……

○委員（三村孝信君） このまま、だから、全然かからないんだよね。

○町民課長（羽部理恵君） いや、お支払いいただきます。

○委員（三村孝信君） 七会でも。

○町民課長（羽部理恵君） そうです。

○委員（三村孝信君） 払って、でも、戻ってくるでしょう。

○町民課長（羽部理恵君） 戻らない。

○委員（三村孝信君） 戻らない、それで負担金こんなに払っているの。ぼったくりじゃない。

○町民課長（羽部理恵君） 委託料ということですか。

○委員（三村孝信君） だから、委託料をこんなに取りながら、死んでそんなに4万も取るんじゃぼったくりだよ。

ひどいね、笠間は。

○町民課長（羽部理恵君） 大変申し上げにくいんですが、多分、利用者が割り返してしまうと、高額になると思います。

〔発言する者あり〕

○委員長（猿田正純君） お願いします。

○町民課長（羽部理恵君） 大宮の委託料、あと笠間の負担金、どちらも高額になっているかと思うんですが、近々やはりおおみや広域聖苑も笠間の聖苑も大規模改修を考えているそうで、どうしても負担額が上がってしまうという状況ではあります。どちらも控えている。

○委員（三村孝信君） これ抜けられないの、嫌だって。

○委員長（猿田正純君） 町民課長。

○町民課長（羽部理恵君） 一度抜けてしまうと、七会地区、桂地区の方の火葬場の利用がなかなか難しくなる可能性はあります。今、常北の方は水戸で、ほぼほぼ水戸の堀斎場がやはり多いんですけれども、桂の方は大宮で、七会の方は笠間でという従来どおりの利用方法でしています。

○委員（三村孝信君） だけれども、800万もかかるのであれば、全額補助出してやったって安いわね、4万7,000円で焼いてしまえるんだらうよ。じゃその分、丸々抱えてやったって、そのほうがいいよ。考えるべきだな。

○委員（関 誠一郎君） 800万出さなければ、その安い額じゃできないんでしょう。

○町民課長（羽部理恵君） 実際に本当に補助額がないとすると、すごい高額になります。区域外の方で何の補助も出さないで、例えば笠間の広域聖苑を利用するとなると、17万ぐらい。丸々区域外で利用するとなると高い。ただ、何でしょう、実際、式場の利用も入っていますけれども、今あまり式場の利用をされる方いらっしゃらなくて、どうしても民間のところをお使いになっている方多いんですが。

○委員（三村孝信君） 抜けたくても抜けられない、ひどいじゃない。もう諦めた方がいいね。しょうがない。ありがとうね。

○町民課長（羽部理恵君） 以上となります。

○委員長（猿田正純君） ありがとうございます、最後に火葬の話で終わっちゃいますけれども。

それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたようでありますので、以上で令和8年度城里町介護保険特別会計予算の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） ご異議なしと認めます。

以上で令和8年度当初予算、総務民生常任委員会所管分の予算審議を終了いたします。

執行部におかれましては、本日委員から発言がありましたご意見、ご要望、ご指摘等につきましては、今後十分研究を積まれ、行政施策への反映に努力されることを要望いたします。

ます。

次に、⑤その他についてを議題といたします。

委員の皆様から、また、執行部から何かございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（猿田正純君） それでは、執行部の方は退席をしていただいて結構です。大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございます。

〔執行部退席〕

○委員長（猿田正純君） では、よろしいですか。あとは、もう本当に何もないんですけども、最後、事務局のほうから何かありましたらお願いいたします。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

散 会

○委員長（猿田正純君） これで終わりになるんですけども、以上で本日の審議事項は終了をいたしました。

あしたは午前10時から教育産業常任委員会所管分の審議に入りますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて解散をいたします。お疲れさまでした。

午後 6時06分散会